

那 霸 市 公 報

第 1 7 1 1 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 平成 30 年 (2018 年) 2 月那覇市議会定例会の招集について (総務課)
..... 1465
- 市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示 (道路管理課) 1466
- 那覇市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い実施要綱
(ちゃーがんじゅう課) 1469

◇ 公 告 ◇

- 制限付一般競争入札の実施について (ちゃーがんじゅう課) 1473
- 公共施設に関する工事の完了について (建築指導課) 1474
- 会議開催の公告 (秘書広報課) 1475
- 個人情報業務届出書の公表について (市民生活安全課) 1475
- 保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について (市民生活安全課)
..... 1486
- 那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託契約の制限付一般競争入札の実施につ
いて (管財課) 1488
- 那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借契約の制限付一般競争入札の実施につ
いて (管財課) 1490
- 那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施につ
いて (長期継続契約) (管財課) 1493
- 那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施につ
いて (長期継続契約) (管財課) 1496
- 那覇市役所本庁舎中央監視業務委託の制限付一般競争入札の実施につ
いて (長期継続契約) (管財課) 1499

- 那覇市役所真和志庁舎施設管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について
(長期継続契約) (管財課) 1502
- 平成 30 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託に係る入札の実施につい
て (法制契約課) 1505
- 那覇市保健所空調設備保守管理業務の入札の実施について (保健総務課)
..... 1511
- 那覇市保健所施設環境衛生管理業務委託の入札の実施について (保健総務課)
..... 1512
- 開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 1514
- 「平成 30 年度那覇市消防寝具類賃貸借業務」契約に係る制限付一般競争入札に
ついて (消防局 総務課) 1515

◇消防局訓令◇

- 那覇市消防局予防事務取扱規程の一部を改正する訓令 1516

◇上下水道局告示◇

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について 1527
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について 1527
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について 1528
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について 1529
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について 1529

◇監査委員公表◇

- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置について (公表) 1530
- 平成 29 年度後期定期監査の結果について (公表) 1583

◇福祉事務所長訓令◇

- 那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令 1606

告 示

那覇市告示第 407 号
平成 30 年 2 月 5 日
掲 示 済

平成 30 年 (2018 年) 2 月那覇市議会定例会の招集について

平成 30 年 (2018 年) 2 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 30 年 2 月 13 日 (火)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那覇市告示第 413 号
平成 30 年 2 月 13 日
掲 示 済

市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更及び供用開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

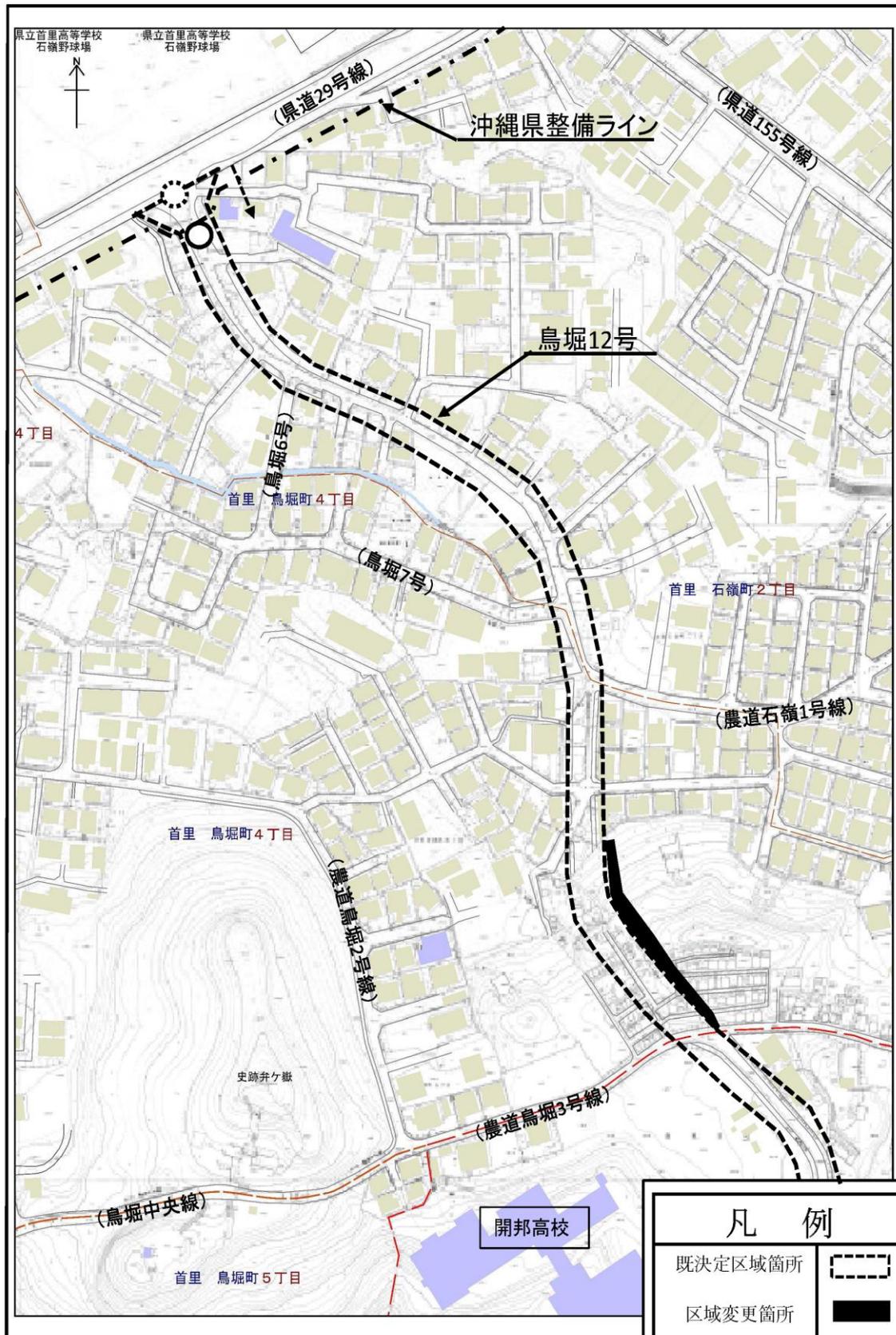
1. 区域変更する路線

整理 番号	路線名	新 旧	区 間	延長 (m)	幅員 (m)	備考
1543	鳥堀12号	新	首里石嶺町 2 丁目 258 番 15 ～首里鳥堀町 4 丁目 139 番 1	470.0	14.0 ～17.0	一部変更 区域追加
		旧	首里石嶺町 2 丁目 199 番 1 ～首里鳥堀町 4 丁目 139 番 1	490.0	14.0	

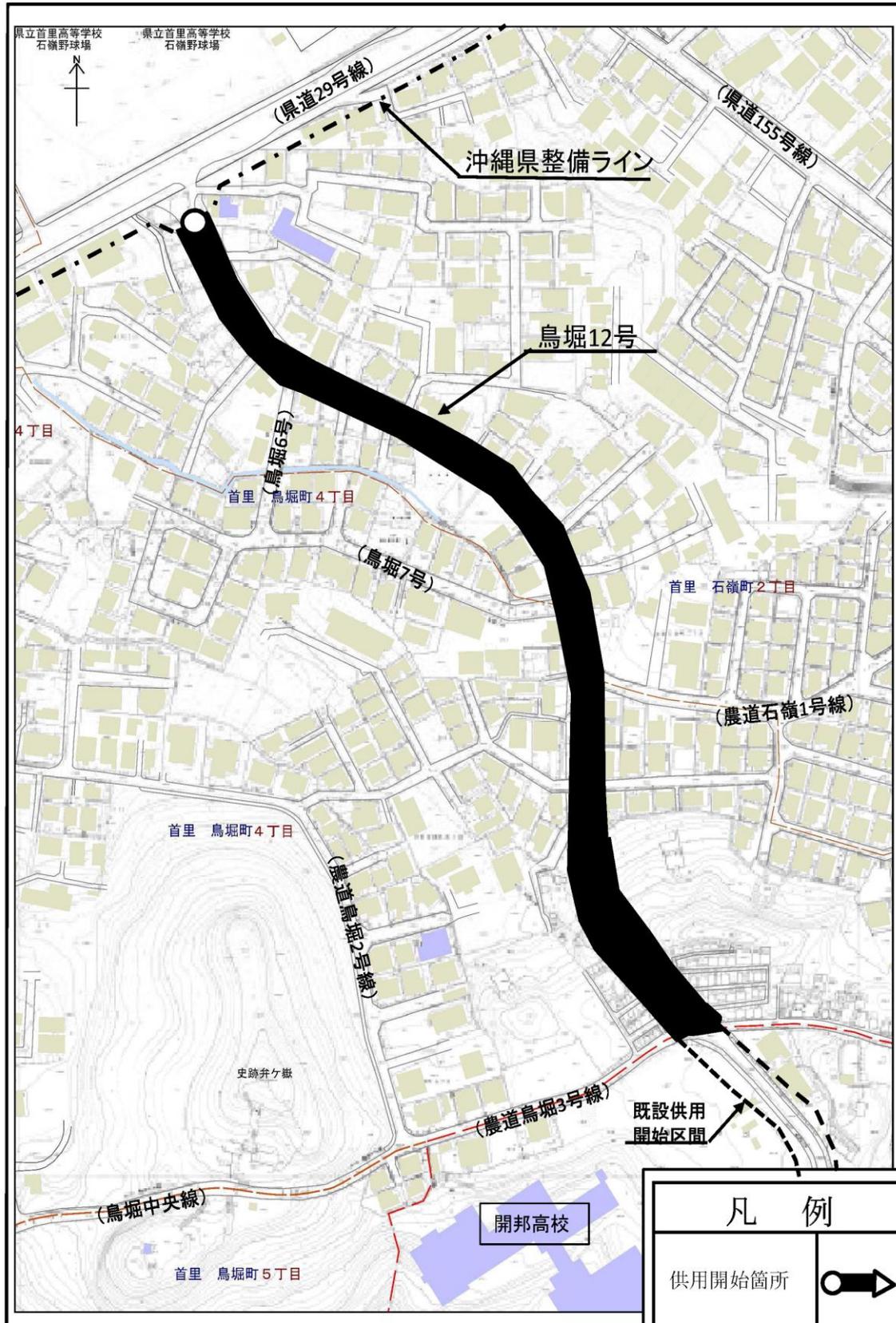
2. 供用開始する路線

整理 番号	路線名	区 間	延長 (m)	幅員 (m)	備考
1543	鳥堀12号	首里石嶺町 2 丁目 258 番 15 ～首里鳥堀町 4 丁目 139 番 1	470.0	14.0 ～17.0	

市道路線の区域変更位置図(参考図①)



市道路線の供用開始位置図(参考図②)



那覇市告示第 437 号
平成 30 年 3 月 1 日

那覇市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い実施要綱を次のように定めた。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 44 条第 1 項の居宅介護福祉用具購入費及び法第 56 条第 1 項の介護予防福祉用具購入費(以下「福祉用具購入費」という。)並びに法第 45 条第 1 項の居宅介護住宅改修費及び法第 57 条第 1 項の介護予防住宅改修費(以下「住宅改修費」という。)に関わる保険給付について、法第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者及び法第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者(以下「居宅要介護等被保険者」という。)の一時的な経済的負担を軽減するため、受領委任払い及び代理受領(以下「受領委任払い制度」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(福祉用具購入費並びに住宅改修費の支給)

第 3 条 居宅要介護等被保険者に対し、この要綱に基づく本市の登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)が、特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具の販売(以下「福祉用具販売」という。)並びに住宅改修を行った場合は、当該居宅要介護等被保険者の選択に基づき、第 10 条に規定する代理受領による福祉用具購入費並びに住宅改修費の支給ができるものとする。

2 前項に規定する受領委任払い制度は、居宅要介護等被保険者が次の各号に該当する場合は適用しないものとする。

- (1) 医療機関に入院、又は介護保健施設等に入所しているとき。ただし退院又は退所予定者は除く。
- (2) 介護保険料の滞納があるとき。ただし特別な事情等がある場合を除く。
- (3) 介護認定申請の新規申請中で認定結果が決定していないとき。
- (4) 法第 66 条に規定する支払方法変更の記載を受けているとき。

- (5) 法第 67 条又は法第 68 条に規定する保険給付差止の記載を受けているとき。
- (6) 法第 69 条に規定する給付額減額等の記載を受けているとき。

(事業者登録と更新)

第 4 条 代理受領の登録を受けようとする事業者は、那覇市介護保険住宅改修費等受領委任払い制度取扱事業者登録申請書(様式第 1 号)、那覇市介護保険住宅改修費等受領委任払い制度に係る取扱誓約書(様式第 2 号)及び事業者の所在地の市町村が発行する市町村税の滞納がないことの証明書を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の登録を受けようとする事業者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 沖縄県内に事業所又は事務所があること。
 - (2) 住宅改修を行う事業所に福祉住環境コーディネーター 2 級以上の資格を有する者が所属していること。
 - (3) 住宅改修を行う事業者は前項の登録申請を行う日の過去 1 年以内に那覇市の住宅改修費支給申請に対する工事を行っていること。
- 3 市長は、第 1 項の規定による申請があった場合、登録の可否について決定し、那覇市介護保険住宅改修費等受領委任払い制度取扱事業者登録決定(却下)通知書(様式第 3 号)により当該申請者に通知するものとする。
- 4 住宅改修について受領委任払い制度の登録をした場合、登録の有効期間は当該登録有効開始日から 3 年を経過した日の属する年の 10 月 31 日までとする。
- 5 住宅改修について、事業者は登録期間満了日の 30 日前から登録の更新申請を行うことができる。登録の更新申請の手続き及び要件は第 1 項、第 2 項及び第 3 項に準ずる。

(登録事業者の責務)

第 5 条 登録事業者は、法令等を遵守し、居宅要介護等被保険者の心身状況等に応じた適切なサービスの提供を行うよう努めなければならない。

2 登録事業者は、那覇市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業を行う事業所、その他関係機関との連携に努めなければならない。

3 登録事業者は、正当な理由なく受領委任払い制度の利用を拒否してはならない。

(変更の届出)

第 6 条 登録事業者は、事業所の名称及び所在地その他の登録事項に変更があったときは、速やかに那覇市介護保険住宅改修費等受領委任払い制度取扱事業者登録事項変更届出書(様式第 4 号)により市長に届け出なければならない。

- 2 登録事業者は、福祉用具販売又は住宅改修の事業を廃止、休止又は再開するとき、速やかに那覇市介護保険住宅改修費等受領委任払い制度取扱事業者事業廃止(休止・再開)届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。
- 3 登録事業者が第4条第2項の要件を満たさなくなったとき、登録事業者は前項に規定する届出書により当該事業の休止又は廃止を市長に届け出なければならない。

(登録の取消)

第7条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、登録を取り消さなければならない。

- (1) 福祉用具購入費又は住宅改修費の請求に関し不正があった場合
 - (2) 登録事業者又は当該登録に係る事業所の従業員その他の住宅改修の施行を担当する者が、法第45条第8項又は法第57条第8項の規定による文書その他の物件の提出もしくは提示を求められてこれに応じず、又は同条に規定する質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合
 - (3) 登録事業者が、不正の手段により登録を受けた場合
 - (4) 登録事業者の責に帰すべき事由により、居宅要介護等被保険者の身体、財産等を傷つけた場合
 - (5) 居宅要介護等被保険者の求めにも関わらず、正当な理由なく受領委任払い制度の利用を拒否した場合
 - (6) その他、前各号に掲げる事項と同程度以上と認める事由で市長が登録の取り消しについて必要と認めた場合
- 2 市長は、前項の規定に基づき登録の取消しを行ったときは、那覇市介護保険住宅改修費等受領委任払い制度取扱事業者登録取消通知書(様式第6号)により当該取消しを受けた事業者に対して通知するものとする。

(登録事業所の情報提供)

第8条 住宅改修について登録事業者が住宅改修実績等の情報公開に関する同意書(様式第7号)を提出した場合、市は居宅要介護等被保険者及び居宅介護支援事業者等に対し、登録事業者の所在等について情報提供を行うものとする。

(委任状の提出)

第9条 福祉用具購入費又は住宅改修費に関して、受領委任払い制度を利用する居宅要介護等被保険者は、介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書[受領委任払い](様式第8号)又は介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書[受領委任払い](様式第9号)に必要な書類を加えて、介護保険受領委任払いに係る委任状(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(住宅改修費等の代理受領)

第 10 条 登録事業者は、居宅要介護等被保険者からの委任に基づき、当該居宅要介護等被保険者が支払うべき費用について、福祉用具購入費又は住宅改修費として当該居宅要介護等被保険者に対し支給される額の限度において、当該居宅要介護等被保険者に代わり、支払を受けることができる。

2 前項に規定する福祉用具購入費又は住宅改修費の支払があったときは、当該居宅要介護等被保険者に対し福祉用具購入費又は住宅改修費の支給があったものとみなす。

(支給又は不支給の決定)

第 11 条 市長は、受領委任払い制度に係る福祉用具購入費又は住宅改修費の支給申請があったときは、当該支給申請に係る支給又は不支給の決定を行い、登録事業者に対して支給又は不支給決定通知書を送付する。

(受領委任払いの取消し)

第 12 条 市長は居宅要介護等被保険者又は登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、受領委任払いを取り消すことができる。その場合、福祉用具購入費または住宅改修費に関する申請は償還払いによる方法に準ずる。

- (1) 居宅要介護等被保険者が第 3 条第 2 項に規定する対象者に該当したとき。
- (2) 福祉用具購入費又は住宅改修費の請求に不正があったとき。
- (3) 登録事業者が受領委任を誠実に履行できないとき。
- (4) その他市長が取り消すことが適当であると認めるとき。

(返還)

第 13 条 市長は、受領委任払い制度により福祉用具購入費又は住宅改修費の支払を受けた登録事業者が、偽りその他不正の手段により福祉用具購入費又は住宅改修費の支払を受けたときは、当該福祉用具購入費又は住宅改修費の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱施行日前においても、受領委任払い取扱事業者の登録等に関し必要な手続きを行うことができる。

公 告

那覇市公告第 558 号
平成 30 年 2 月 6 日
掲 示 済

制限付一般競争入札の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定により公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1)件 名： 平成 30 年度那覇市福祉バス運行事業委託
- (2)履 行 期 間： 契約の日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- (3)概 要： 那覇市福祉バス運行事業実施要綱、那覇市福祉バス運行事業委託契約書、那覇市福祉バス運行事業委託仕様書のとおり。
- (4)最低制限価格： 設けない

2 入札参加資格要件 ※入札公告日までに次の資格を満たすこと。

- (1)公益社団法人日本バス協会 (NBA) の会員事業者で「SAFETY BUS」マーク、貸切バス事業者安全性評価認定制度において、一つ星以上の認定を受けている事業者であること。
- (2)沖縄本島内に本店を有していること

3 入札保証金： 免除 (那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 4 号による)

4 契約保証金： 免除 (那覇市契約規則第 30 条第 9 号による)

5 入札説明会： 平成 30 年 3 月 9 日 (金) 午前 11 時より
本庁舎 2 階 201 会議室

6 入札日時： 平成 30 年 3 月 23 日 (金) 午前 11 時より
本庁舎 2 階 201 会議室

7 担当課

課名 ちゃーがんじゅう課 在宅グループ

電話 (直) 098-862-9010 E-mail 43974tuka@city.naha.lg.jp

那覇市公告第 567 号
平成 30 年 2 月 14 日
掲 示 済

公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 30 年 1 月 24 日 第 24-53-02 号 那覇市指令都建第 3114 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里石嶺町 4 丁目 335 番 他 13 筆
1-2 工区
- 3 公共施設
道路
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市長 城間 幹子
- 5 検査済証番号
平成 30 年 1 月 31 日 那都建第 399 号
- 6 工事完了年月日
平成 30 年 1 月 24 日

那覇市公告第 573 号
平成 30 年 2 月 16 日
掲 示 済

会議開催の公告

次のとおり、会議を開催しますので公告します。

那覇市長 城 間 幹 子

記

- 1 会議の名称 那覇市政功労者表彰審査委員会
- 2 開催年月日 平成 30 年 3 月 5 日 (月)
午後 1 時 15 分～午後 3 時 00 分
- 3 開催場所 那覇市役所 本庁舎 5 階 庁議室
- 4 議 題 平成 30 年度那覇市政功労者表彰候補者の審査について
- 5 傍 聴 可 (定員 名 ただし先着順です。)
 否 理由 (個人情報の保護)
- 6 照 会 先 担当事務局 (総務部 秘書広報課)
(☎ 861-5173)
担当 山城

那覇市公告第 575 号
平成 30 年 2 月 19 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成30年1月22日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	都市計画部 都市計画課			電話 951-3246
個人情報管理責任者	都市計画課長			
業務の名称	屋外広告物の違反是正指導			
業務の目的	那覇市屋外広告物条例、同条例施行規則に違反している屋外広告物の広告主、管理者、施工者等に対し指導を行う			
個人情報の対象者	那覇市屋外広告物条例、同条例施行規則に違反する屋外広告物の広告主、管理者、施工者等			
業務の開始年月日	平成25年4月			
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 ()
		心身	その他	上記事項を取扱う理由
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・ <u>公知性</u> ・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(許可申請時、違反指導を行う時)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第3号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input checked="" type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考	届出が必要と認識しておらず、事後の届出となった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成 30 年 1 月 23日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会
教育長 渡慶次 克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	生涯学習部 市民スポーツ課			電話917-3504
個人情報管理責任者	市民スポーツ課長			
業務の名称	那覇市スポーツ専門指導員派遣事業			
業務の目的	那覇市内の幼・小・中学校・地域スポーツサークルなどを対象に、技術および指導力に優れたスポーツ専門員から基礎・基本や技術、目的を持ち努力することの大切さを学ぶとともに、スポーツ振興と青少年健全育成および地域の活性化に寄与することを目的とする。			
個人情報の対象者	那覇市スポーツ専門指導員			
業務の開始年月日	平成15年5月1日			
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input checked="" type="checkbox"/> 学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input checked="" type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他()
		心身	その他	上記事項を取扱う理由
	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input checked="" type="checkbox"/> 定期(4月～ 5月) <input type="checkbox"/> 随時()			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった			

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成 30 年 1 月 29 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	都市計画部 都市計画課 電話 951-3246		
個人情報管理責任者	都市計画課長		
業務の名称	まちづくりに関する計画策定業務		
業務の目的	都市計画マスタープランや立地適正化計画、地域まちづくり計画等、今後のまちづくりの基本的な方針等を定める		
個人情報の対象者	市民意向調査(アンケート)対象者及びWS参加者		
業務の開始年月日	平成11年以前から		
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (電話番号/e-mail)	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()
		心身	その他
	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 () 上記事項を取扱う理由	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・ 審議会)		
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(アンケート送付時・WS申込時)		
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input checked="" type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)		
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()		
備考	届出制度を認識していなかったため事後届出となった		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成30年2月5日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部 平和交流・男女参画課			電話861-6906
個人情報管理責任者	平和交流・男女参画課長			
業務の名称	那覇市鏡水ふれあい会館指定管理者の指定			
業務の目的	那覇市鏡水ふれあい会館の管理を行わせるに最適な特定地域住民で構成される団体を指定管理者として指定する。			
個人情報の対象者	那覇市鏡水ふれあい会館指定管理者選定委員会 委員			
業務の開始年月日	平成24年1月31日			
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (電話番号、 メールアドレス)	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 () 上記事項を取扱う理由
		心身	その他	
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(那覇市鏡水ふれあい会館指定 管理者選定委員会開催時)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第3号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考	施行に合わせて届出すべきであったが、5年に1度のみ開催する 業務であることから手続きを失念していた。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成30年2月5日

那覇市長 宛

那覇市長 城間幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部 平和交流・男女参画課			電話861-5195
個人情報管理責任者	平和交流・男女参画課長			
業務の名称	那覇長崎平和交流事業			
業務の目的	長崎市と那覇市の次代を担う中学生徒が、県内や長崎市において平和学習を通して交流を深める。			
個人情報の対象者	事業で派遣する中学生徒およびその保護者、講座の講師			
業務の開始年月日	1996年			
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (電話番号、メールアドレス)	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 () 上記事項を取扱う理由
		心身	その他	
	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(事業参加者募集時、講座準備時)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成30年2月6日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部 平和交流・男女参画課 電話：951-3203		
個人情報管理責任者	平和交流・男女参画課長		
業務の名称	那覇市男女共同参画会議		
業務の目的	市長の諮問に応じて、(1)男女共同参画計画の推進に関する こと、(2)その他男女共同参画社会の形成の促進に関する ことについて、調査審議する。		
個人情報の対象者	那覇市男女共同参画委員(委嘱)		
業務の開始年月日	昭和60(1985)年10月11日		
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input checked="" type="checkbox"/> 学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他()
		心身	その他
	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> その他() 上記事項を取扱う理由
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(委員委嘱時)		
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)		
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()		
備考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成 3 0 年 2 月 6 日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部 平和交流・男女参画課 電話：951-3203		
個人情報管理責任者	平和交流・男女参画課長		
業務の名称	那覇市男女共同参画研修参加費補助事業		
業務の目的	あらゆる分野の男女共同参画の推進に不可欠な人材の育成に資する国内外の男女共同参画研修への参加を促進することを目的に、当該研修に参加する市民へ補助金を助成する。		
個人情報の対象者	市民（申請者）		
業務の開始年月日	平成 2 9 (2017) 年 5 月 1 日		
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> その他(申請者本人の市税(完納)証明書)
		心身	その他
	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 過去の研修参加実績 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他() 上記事項を取扱う理由
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(申請時)		
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)		
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()		
備考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成30年2月14日

那覇市長 様

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部 総務課 電話 098-861-1102			
個人情報管理責任者	総務課長			
業務の名称	那覇市国民保護協議会・那覇市国民保護協議会幹事会			
業務の目的	那覇市国民保護協議会委員及び幹事の任命、報酬等の支払い			
個人情報の対象者	那覇市国民保護協議会委員及び幹事			
業務の開始年月日	平成19年			
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 () 上記事項を取扱う理由
		心身	その他	
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(委員の任期)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考	ここ数年間会議の開催がなかったことから届出が事後となった。なお、個人番号については平成30年度から情報収集する。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成 30年 2月 14日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	都市計画部 市街地整備課			電話 951-3251
個人情報管理責任者	市街地整備課長			
業務の名称	パレットくもじ保留床の買戻特約抹消登記申請			
業務の目的	パレットくもじの保留床売買の際に付した買戻特約について、買戻し期間が満了したことにより、登記権利者(所有者)から買戻権利者(那覇市)に抹消登記申請の依頼があり、当該買戻特約の抹消登記申請を行うことを目的とする。			
個人情報の対象者	パレットくもじの保有床購入者または買戻し期間満了後に所有権を得た者			
業務の開始年月日	平成 8年 3月 9日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他()
		心身	その他	上記事項を取扱う理由
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(抹消登記申請の依頼時)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・**変更**)届出書

平成30年 1月 18日

那覇市長 宛

選挙管理委員会委員長

唐真 弘安

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	選挙管理委員会 電話 951-3215		
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	H29年 6月 1日
業務の名称及び 開始年月日	選挙人名簿の縦覧及び閲覧業務 H4以前から		
廃止又は変更の 理由	公職選挙法改正により、縦覧制度が廃止となり閲覧制度に一本化されたため		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	選挙人名簿の縦覧及び閲覧業務	選挙人名簿の閲覧業務	
備 考	届出が必要という制度について認識しておらず、事後届出になった		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那霸市公告第 576 号

平成 30 年 2 月 19 日

掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那霸市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用届出書を別紙のとおり公表する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 595 号
平成 30 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 業務の目的 本庁舎外周及び中庭に設置されている植物を常に良好な状態に管理し、庁舎の美観を保つとともに遮熱効果を提供することを目的とする。
- (4) 履行期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
※本事業予算については、平成 30 年度当初予算に計上しているところです。事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「造園」に登録されていること。
- (2) 従業員に常勤の者で造園施工管理技術士の資格を有する者が 1 人以上いること。
- (3) 営業実績が 2 年以上あること。
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁)による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。

- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後2年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成30年3月1日(木)～平成30年3月27日(火)
9時00分～16時00分(12時～13時を除く)
(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間 平成30年3月1日(木)～平成30年3月12日(月)
- (2) 質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
- (3) 回答日 平成30年3月14日(水)
- (4) 回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 平成30年3月27日(火)
13時30分受付開始 13時40分入札開始
- (2) 場 所 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎10階会議室(1001)
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

- (1) 入札書(市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状(市様式)

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除することができる。

8 資格審査書類の提出 (落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表 (市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険 (労災・雇用) 加入証明書
- (7) 社会保険 (健康保険・厚生年金保険) 加入証明書
- (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書 (市様式)
- (9) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問い合わせ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 596 号

平成 30 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 業務の目的 本庁舎内に観葉植物を設置し、常に状態の良い状況を保ち来庁する市民に憩いの空間を提供することを目的とする。
- (4) 履行期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
※ 本事業予算については、平成 30 年度当初予算に計上しているところ
です。事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等
に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「造園」に登録されていること。
- (2) 営業実績が 2 年以上あること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁)による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (10) 施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (11) 施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。

(12) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

(13) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成 30 年 3 月 1 日 (木) ~平成 30 年 3 月 27 日 (火)
9 時 00 分~16 時 00 分 (12 時~13 時を除く)
(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)

配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成 30 年 3 月 1 日 (木) ~平成 30 年 3 月 12 日 (月)

質問方法 質問書 (市様式) を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回答日 平成 30 年 3 月 14 日 (水)

回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成 30 年 3 月 27 日 (火)
14 時 30 分受付開始 14 時 40 分入札開始

場 所 那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所本庁舎 5 階会議室 (501)
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

(1) 入札書 (市様式)

(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状 (市様式)

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除することができる。

8 資格審査書類の提出 (落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

(1) 入札資格審査申請書

(2) 業務実績表 (市様式)

(3) 商業登記簿

(4) 市税完納証明書

(5) 所在地確認資料

- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
- (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- (9) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問い合わせ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 597 号

平成 30 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）

(3) 履行期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(4) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項。

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たさなければならない。

(1) 次のいずれにも該当すること

(ア) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 7 号の登録があり、かつ第 2 号または第 8 号の登録があること。

(イ) 那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。

(3) 営業実績が 2 年以上あること。

(4) 那覇市の市税を完納していること。

(5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）

のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。

(6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。

(7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。

(8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。

(9) 経営及び信用の状況が良好であること。

(10) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。

(11) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。

(12) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し

(13) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

(14) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成 30 年 3 月 1 日(木)～平成 30 年 3 月 12 日(月)

9 時 00 分～16 時 00 分（12 時～13 時を除く）

(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成30年3月1日(木)～平成30年3月12日(月)
質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
回答日 平成30年3月13日(火)
回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成30年3月16日(金)
10時00分受付開始 10時10分入札開始
場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階501会議室
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

- (1) 入札書(市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)

7 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項の規定に基づく場合は免除することができる。

8 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する額の納付、又は那覇市契約規則第30条第1項第1号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

9 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表(市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書
- (7) 社会保険(健康保険・更正年金保険)加入証明書
- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し

(9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書 (市様式)

(10) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問い合わせ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 598 号

平成 30 年 3 月 1 日

那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について (長期継続契約)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。) 第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

(1) 業 務 名 那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託契約

(2) 履 行 場 所 那覇市役所真和志庁舎
那覇市寄宮 2 丁目 32 番 1 号

(3) 履行期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

(4) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成21年那覇市条例第41号)第2条第2項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

(1) 次のいずれにも該当すること

(ア) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第7号の登録があり、かつ第2号または第8号の登録があること。

(イ) 那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第5条第1項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 過去2年間に官公庁の施設で環境衛生管理業務もしくは清掃業務の請負実績があること。

(3) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。

(4) 那覇市の市税を完納していること。

(5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成23年12月5日総務部長決裁)による。

(6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。

(7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。

(8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。

(9) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(10) 経営及び信用の状況が良好であること。

(11) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。

(12) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後2年を経過していること。

(13) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

(14) その他市長が必要と認める条件

- 3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所
配布期間 平成 30 年 3 月 1 日 (木)～平成 30 年 3 月 16 日 (金)
9 時 00 分～16 時 00 分 (12 時～13 時を除く)
(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)
配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
- 4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答
質問期間 平成 30 年 3 月 1 日 (木)～平成 30 年 3 月 12 日 (月)
質問方法 質問書 (市様式) を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
回 答 日 平成 30 年 3 月 13 日 (火)
回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。
- 5 入札執行の日時及び場所
日 時 平成 30 年 3 月 16 日 (金)
11 時 00 分受付開始 11 時 10 分入札開始
場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階 501 会議室
- 6 入札時提出書類
(1) 入札書 (市様式)
(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状 (市様式)
- 7 入札保証金
入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除することができる。
- 8 資格審査書類の提出 (落札候補者のみ提出)
落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。
(1) 入札資格審査申請書
(2) 業務実績表 (市様式)
(3) 商業登記簿
(4) 市税完納証明書
(5) 所在地確認資料
(6) 労働保険 (労災・雇用) 加入証明書
(7) 社会保険 (健康保険・更正年金保険) 加入証明書
(8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
(9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書 (市様式)
(10) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問い合わせ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 599 号

平成 30 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎中央監視業務委託の制限付一般競争入札の実施について (長期継続契約)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。) 第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎等中央監視業務委託契約
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎 (以下「本庁舎」という。)
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 履行期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日
- (4) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成 21 年那覇市条例第 41 号) 第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降にお

いて、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「電気」若しくは「管」に登録されていること。または、那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第5条第1項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 過去2年間に建物の電気及び冷房設備の運用管理業務の請負実績があること。
- (3) 従業員に次の者がいること。
 - (ア) 第1種電気工事士1人以上
 - (イ) 第1種～第3種のいずれかの冷凍機械責任者免状を有する者1人以上
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後2年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成30年3月1日（木）～平成30年3月16日（金）
9時00分～16時00分（12時～13時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番地1号 那覇市役所本庁舎5階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成30年3月1日(木)～平成30年3月12日(月)
質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
回答日 平成30年3月13日(火)
回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平30年3月16日(金)
13時30分受付開始 13時40分入札開始
場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎5階501会議室
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

- (1) 入札書(市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項に基づき免除することができる。

8 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する額の納付、又は那覇市契約規則第30条第1項第1号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

9 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表(市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書
- (7) 社会保険(健康保険・更正年金保険)加入証明書
- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)

(10) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問い合わせ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番地1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 600 号

平成 30 年 3 月 1 日

那覇市役所真和志庁舎施設管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

(1) 業 務 名 那覇市役所真和志庁舎施設管理業務委託契約

(2) 履 行 場 所 那覇市役所真和志庁舎
那覇市寄宮 2 丁目 32 番 1 号

(3) 履行期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日

(4) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成21年那覇市条例第41号)第2条第2号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「電気」若しくは「管」に登録されていること。または、那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第5条第1項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 過去2年間に建物の電気及び冷房設備の運用管理業務の請負実績があること。
- (3) 従業員に次の者がいること。
 - ・ 第1種電気工事士1人以上
 - ・ 第1種～第3種のいずれかの冷凍機械責任者免状を有する者1人以上
 - ・ 熟練された大工技能を有する者1人以上
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成23年12月5日総務部長決裁)による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後2年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

- 3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所
配布期間 平成 30 年 3 月 1 日 (木)～平成 30 年 3 月 16 日 (金)
9 時 00 分～16 時 00 分 (12 時～13 時を除く)
(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)
配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
- 4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答
質問期間 平成 30 年 3 月 1 日 (木)～平成 30 年 3 月 12 日 (月)
質問方法 質問書 (市様式) を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
回 答 日 平成 30 年 3 月 13 日 (火)
回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。
- 5 入札執行の日時及び場所
日 時 平成 30 年 3 月 16 日 (金)
14 時 30 分受付開始 14 時 40 分入札開始
場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階 501 会議室
- 6 入札時提出書類
(1) 入札書 (市様式)
(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状 (市様式)
- 7 入札保証金
入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除することができる。
- 8 契約保証金
契約金額 (年額) の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則 (平成 26 年 12 月 26 日那覇市規則第 59 号) 第 30 条第 1 項に規定する履行保証保険契約を締結すること。
- 9 資格審査書類の提出 (落札候補者のみ提出)
落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。
(1) 入札資格審査申請書
(2) 業務実績表 (市様式)
(3) 商業登記簿
(4) 市税完納証明書
(5) 所在地確認資料
(6) 労働保険 (労災・雇用) 加入証明書
(7) 社会保険 (健康保険・更正年金保険) 加入証明書

- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書 (市様式)
- (10) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問い合わせ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 601 号

平成 30 年 3 月 1 日

平成 30 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託に係る入札の実施について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 6 及び那覇市契約規則 (平成 26 年那覇市規則第 59 号) 第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 ①平成 30 年度那覇市庁舎等清掃業務委託
(別表 1 「清掃業務委託案件一覧」のとおり)

②平成 30 年度那覇市庁舎等警備業務委託

(別表 2 「警備業務委託案件一覧」のとおり)

- (2) 施 設 名 別表 1、別表 2 のとおり
- (3) 履行内容 各業務委託の仕様書のとおり
(仕様書は入札説明会にて配布)
- (4) 契約予定日 平成 30 年 4 月 1 日
- (5) 履行期間 別表 1、別表 2 のとおり
- (6) 特記事項 長期継続契約案件には、次の条件を付す。
ア 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
イ 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者名簿 (以下「名簿」という。) に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (4) 本市を所在とする本店、支店及び営業所のいずれかを有し、かつ沖縄県内に本店があること。
- (5) 警備業務にあつては公安委員会の認定を受けていること。
- (6) 清掃業務にあつては県知事の登録を受けていること。
- (7) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は、同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (8) 本市において指名停止の措置を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所 各案件の所管課 (別表 1、別表 2 のとおり)

4 入札説明会の日時・場所

	清掃業務委託	警備業務委託
日時	平成 30 年 3 月 9 日(金) 受付 9 : 30 説明 9 : 40	平成 30 年 3 月 9 日(金) 受付 13 : 30 説明 13 : 40
場所	那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 (那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)	

5 入札執行の日時など

(1) 入札執行の日時・場所

	清掃業務委託	警備業務委託
日時	平成 30 年 3 月 23 日 (金) 受付 9 : 30 入札 9 : 40	平成 30 年 3 月 23 日 (金) 受付 13 : 30 入札 13 : 40
場所	那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 (那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)	

(2) 入札時提出書類

ア 入札書 (本市様式)

イ 代理人が入札する場合にあっては委任状 (本市様式)

(3) 特記事項

この公告は、平成 30 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、平成 30 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決等があった場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

6 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除する。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札 (2 回目・3 回目の入札) の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 落札の件数制限に違反した入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札の件数制限

落札できる件数は、清掃業務委託及び警備業務委託のそれぞれにおいて次の表のとおりとする。

なお、落札の件数制限は、今回、合同で入札を実施する別表 1 及び別表 2 において落札した案件を対象とする。(平成 29 年度以前の契約で複数年契約(長期継続契約等)は、落札の制限に含まない。)

	清 掃	警 備
Aランクの者	A級1件及びB級1件	A級1件及びB級1件
	A級1件及びC級1件	A級1件及びC級1件
	B級2件	B級2件
	B級1件及びC級1件	B級1件及びC級1件
	C級2件	C級2件
Bランクの者	B級1件	B級1件
	C級2件	C級2件
Cランクの者	C級1件	C級1件

9 落札決定後の提出書類(落札者のみ提出)

落札者は、指定された期日までに最低賃金遵守誓約書(本市様式)を各案件の所管課へ提出すること。

10 正当報酬受領証の提出

契約を締結した者は、各案件の仕様書または契約書に定めるとおり、正当報酬受領証を提出すること。

11 留意事項

契約を締結した者が正当な理由がなくて契約を履行しなかったときは、名簿からその者の登録を取り消すものとする。

名簿から登録を取り消された者は、その事実があった後2年を経過していないと、名簿に登録をすることはできない。

12 お問合せ先

那覇市 総務部 法制契約課 物品調達グループ
 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
 電話 098-951-3253 F A X 098-894-8974

別表 1 : 清掃業務委託案件一覧

案件番号	等級	件名	施設名	契約形態	履行期間		所管課
					開始年月日	終了年月日	
1	A級	那覇市役所本庁舎清掃業務委託 A	那覇市役所本庁舎	長期継続契約	平成 30 年 4 月 1 日	平成 32 年 3 月 31 日	管財課
2	A級	那覇市役所本庁舎清掃業務委託 B	那覇市役所本庁舎	長期継続契約	平成 30 年 4 月 1 日	平成 32 年 3 月 31 日	管財課
3	A級	那覇市公民館・図書館清掃業務委託	那覇市公民館・図書館 7 館	単年度	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	中央公民館
4	A級	公設市場清掃業務委託	第一牧志公設市場、牧志公設市場衣料部及び雑貨部	単年度	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	なはまちなか振興課
5	B級	平成 30 年度交通広場及び道路情報センター清掃業務委託	交通広場及び道路情報センター	単年度	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	道路管理課
6	C級	なは市民協働プラザ清掃業務委託	なは市民協働プラザ	長期継続契約	平成 30 年 4 月 1 日	平成 32 年 3 月 31 日	まちづくり協働推進課
7	C級	那覇市保健所施設清掃業務委託	那覇市保健所	長期継続契約	平成 30 年 4 月 1 日	平成 32 年 3 月 31 日	保健総務課
8	C級	真和志庁舎清掃業務委託	那覇市役所真和志庁舎	長期継続契約	平成 30 年 4 月 1 日	平成 32 年 3 月 31 日	管財課
9	C級	壺屋焼物博物館清掃業務委託	壺屋焼物博物館	単年度	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	文化財課
10	C級	那覇市歴史博物館清掃業務委託	那覇市歴史博物館	単年度	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	文化財課
11	C級	那覇市消防局庁舎清掃業務委託	那覇市消防局庁舎	単年度	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	消防局総務課
12	C級	那覇市公衆トイレ清掃及び保守管理業務委託	那覇市公衆トイレ 3 箇所	単年度	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	クリーン推進課

別表 2 : 警備業務委託案件一覧

案件番号	等級	件名	施設名	契約形態	履行期間		所管課
					開始年月日	終了年月日	
1	A級	那覇市役所本庁舎保安警備及び駐車場管理業務委託	那覇市役所本庁舎	長期継続契約	平成 30 年 4 月 1 日	平成 32 年 3 月 31 日	管財課
2	A級	真和志庁舎警備業務委託	那覇市役所真和志庁舎	長期継続契約	平成 30 年 4 月 1 日	平成 32 年 3 月 31 日	管財課
3	A級	なは市民協働プラザ警備業務委託	なは市民協働プラザ	単年度	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	まちづくり協働推進課
4	A級	壺屋焼物博物館警備・料金徴収・展示室監視業務委託	壺屋焼物博物館	単年度	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	文化財課
5	A級	玉陵・識名園警備業務委託	玉陵・識名園	単年度	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	文化財課
6	B級	那覇市保健所施設警備業務委託	那覇市保健所	長期継続契約	平成 30 年 4 月 1 日	平成 32 年 3 月 31 日	保健総務課
7	B級	平成 30 年度都市公園巡回警備業務委託	新都心公園・他 11 公園	単年度	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	公園管理課
8	C級	保育所等機械警備等業務委託	公立保育所及び給食センター	長期継続契約	平成 30 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日	こどもみらい課
9	C級	那覇市民会館警備業務委託	那覇市民会館	単年度	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	文化振興課
10	C級	平成 30 年度おもろまち交通広場道路情報センター警備業務委託	おもろまち交通広場道路情報センター	単年度	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	道路管理課
11	C級	那覇市精神障がい者地域生活支援センター警備業務委託	那覇市精神障がい者地域生活支援センター	長期継続契約	平成 30 年 4 月 1 日	平成 33 年 3 月 31 日	障がい福祉課

那覇市公告第 602 号
平成 30 年 3 月 1 日

那覇市保健所空調設備保守管理業務の入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名：那覇市保健所施設空調設備保守管理業務委託
- (2) 履 行 場 所：那覇市保健所（那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号）
- (3) 履 行 内 容：別紙仕様書による
- (4) 契 約 予 定 日：平成 30 年 4 月 1 日
- (5) 契 約 期 間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく建設業者格付名簿の業種「管」に登録していること。
- (2) 過去 2 年間に官公庁の施設で空調設備保守管理業務の請負実績があること。

3 入札説明会の日時及び場所

- 日時：平成 30 年 3 月 6 日（火）午後 2 時
場所：那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号
那覇市保健所 3 階 多目的室 A

4 入札説明会時提出書類

2. (1)～(2)が確認できる書類

5 入札執行の日時及び場所

- 日時：平成 30 年 3 月 27 日（火）午前 10 時
場所：那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号
那覇市保健所 3 階 多目的室 A

6 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）

7 入札保証金

入札保証金は免除（那覇市契約規則第8条第1項第3号）

8 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が行ったとき
- (2) 委任状を持参しない代理人が行ったとき
- (3) 入札書の日付が、入札の年月日と合わないとき
- (4) 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いたとき
- (5) 入札書の表記金額を訂正したとき、又は¥マークの記載がないとき
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- (7) 明らかに談合と認められるとき
- (8) 他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が行ったとき
- (9) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用したとき
- (10) その他入札に関する条件に違反したとき

9 郵送による入札は認めない

10 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

11 お問合せ

那覇市健康部保健総務課保健総務グループ 担当 与那覇
〒902-0076 那覇市与儀1丁目3番21号
電話 098-853-7964 F A X 098-853-7965

那覇市公告第 603 号

平成 30 年 3 月 1 日

那覇市保健所施設環境衛生管理業務委託の入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 : 保健所施設環境衛生管理業務委託
- (2) 履 行 場 所 : 那覇市保健所 (所在地 : 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号)
- (3) 履 行 内 容 : 別紙仕様書による
- (4) 契 約 予 定 日 : 平成 30 年 4 月 1 日
- (5) 履 行 期 間 : 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 7 号及び第 8 号の登録があること。
- (2) 那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 過去 2 年間に官公庁の施設で環境衛生管理業務もしくは清掃業務の請負実績があること。
- (4) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。

3 入札説明会の日時及び場所

- 日 時 平成 30 年 3 月 6 日 (火) 午後 3 時
場 所 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号
那覇市保健所 3 階 多目的室 A

4 入札説明会時提出書類

2. (1)～(4)が確認できる書類

5 入札執行の日時及び場所

- 日 時 平成 30 年 3 月 27 日 (火) 午前 11 時
場 所 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号
那覇市保健所 3 階 多目的室 A

6 入札時提出書類

- (1) 入札書 (市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状 (市様式)

7 入札保証金

- 入札保証金は免除 (那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号)

8 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が行ったとき
- (2) 委任状を持参しない代理人が行ったとき
- (3) 入札書の日付が、入札の年月日と合わないとき
- (4) 入札書に記名押印 (代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印) を欠いたとき

- (5) 入札書の表記金額を訂正したとき、又は¥マークの記載がないとき
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
 - (7) 明らかに談合と認められるとき
 - (8) 他の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者が行ったとき
 - (9) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用したとき
 - (10) その他入札に関する条件に違反したとき
- 9 郵送による入札は認めない。
- 10 留意事項
入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。
- 11 お問合せ
那覇市健康部保健総務課保健総務グループ 担当 与那覇
〒902-0076 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号
電話 098-853-7964 F A X 098-853-7965

那覇市公告第 604 号

平成 30 年 3 月 1 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 30 年 2 月 9 日 第 H25-03-08 号 那覇市指令都建第 3195 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
宮城地区宅地造成工事 第 6 工区
那覇市宮城 1 丁目 42 番 1 他 8 筆 及び 那覇市高良 3 丁目 16 番 5 号
- 3 公共施設
なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市戸塚区戸塚町 143 番地 4
株式会社 富士開発 代表取締役 小尾 一
- 5 検査済証番号
平成 30 年 2 月 15 日 那都建第 423 号
- 6 工事完了年月日
平成 30 年 2 月 9 日

那覇市公告第 605 号

平成 30 年 3 月 1 日

「平成 30 年度那覇市消防寝具類賃貸借業務」契約に係る制限付一般競争
入札について

地方自治法第 234 条第 1 項に基づき、平成 30 年度において那覇市消防局が行う
寝具類賃貸借業務に係る入札を次のとおり行う。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札参加資格条件

下記 (1) ~ (7) に該当する者又は平成 30 年度における那覇市の入札参加
資格者。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認めら
れた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあつてはそれらの資格等を有
していること。
- (4) 入札に参加しようとする年の 1 月 1 日において引き続き 2 年以上同種の営
業 (寝具類の賃貸業及びクリーニング業) を営んでおり、かつ、現在も引き
続き営業していること。
- (5) 市町村税及び消費税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員でない者又は法人にあつてはその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 沖縄県内に本社又は営業所等があること。

2 参加資格の確認

那覇市法制契約課が所管する平成 30 年度那覇市入札参加資格者名簿に登録されている者以外に入札への参加を希望する者については、参加資格の確認を行うので、下記担当課までお問い合わせください。

3 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成 30 年 3 月 8 日 (木) 13 時 30 分から
- (2) 場所 那覇市消防局 4 階 第 1 会議室 (那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8)

4 入札日時及び場所

- (1) 日時 平成 30 年 3 月 22 日 (木) 13 時 30 分から
- (2) 場所 那覇市消防局 4 階 第 1 会議室 (那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8)

5 問い合わせ先

那覇市消防局総務課 担当 関口 TEL867-0119 FAX869-1190

消防局訓令

那覇市消防局訓令第 1 号
平成 30 年 2 月 19 日
公 表 済

那覇市消防局予防事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防局長 平 良 真 徳

那覇市消防局予防事務取扱規程の一部を改正する訓令

那覇市消防局予防事務取扱規程(平成27年那覇市消防局訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(取扱い) 第54条 [略] 2 [略]</p> <p>(申請書及び適合通知書) 第55条 [略] [第19号様式 別記] 2 前条第2項の消防法令適合通知書の交付を受けようとする防火対象物については、消防法令適合通知書交付申請書(第20号様式)に必要な事項を記入し消防局長又は署長へ申請させること。<u>なお、申請内容について審査し支障がないか確認し受理するものとする。</u> [第20号様式 別記]</p> <p>3 消防局長又は署長は前2項により申請があった場合、第69条に基づく査察を行い、第74条に掲げる検査事項が消防法令に適合していることを確認し、旅館、ホテル、風俗等の事業所には消防法令適合通知書(第21号様式)を交付し、社会福祉施設等及びその他の事業所には消防法令適合通知書(第22号様式)を交付するものとする。 [第21号様式 別記]</p> <p>4～5 [略]</p>	<p>(取扱い) 第54条 [略] 2 [略] 3 <u>住宅宿泊事業所からの消防法令適合通知書の交付申請及びその取扱いについて定める。</u> (申請書及び適合通知書) 第55条 [略] [第19号様式 別記] 2 前条第2項の消防法令適合通知書の交付を受けようとする防火対象物については、消防法令適合通知書交付申請書(第20号様式)に必要な事項を記入し消防局長又は署長へ申請させること。 [第20号様式 別記] 3 前条第3項の消防法令適合通知書の交付を受けようとする防火対象物については、<u>第20号の2様式に必要な事項を記入し消防局長又は署長へ申請させること。</u> [第20号の2様式 別記] 4 前3項の申請があった場合は、<u>申請内容について審査し、支障がないか確認し、及び受理するものとする。</u> 5 消防局長又は署長は前4項より申請があった場合、第69条に基づく査察を行い、第74条に掲げる検査事項が消防法令に適合していることを確認し、旅館、ホテル、風俗等の事業所には消防法令適合通知書(第21号様式)を交付し、社会福祉施設等及びその他の事業所には消防法令適合通知書(第22号様式)、<u>住宅宿泊事業所には第22号の2様式を交付するものとする。</u> [第21号様式 別記] [第22号の2様式 別記]</p> <p>6～7 [略]</p>

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成30年3月15日から施行する。

[改正前 別記]

第19号様式 (第55条関係)

消 防 法 令 適 合 通 知 書 交 付 申 請 書

年 月 日	
那覇市消防局長 宛	申請者 住 所 氏 名 印 (法人の場合は法人名及び代表者氏名) 電話番号
下記の <u>旅館又はホテル</u> について、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。	
記	
1 名 称 (<u>旅館又はホテル</u> の名称) 2 所在地 (<u>旅館又はホテル</u> の所在地) 3 申請理由区分(下記より、該当する理由に○をつけてください。) ア <u>旅館業法</u> (昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可 イ <u>旅館業法施行規則</u> (昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は設備の変更届出 ウ <u>国際観光ホテル整備法</u> (昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項の規定による登録 エ <u>国際観光ホテル整備法</u> (昭和24年法律第279号)第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出 オ <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> (昭和23年法律第122号)第3条の規定による営業許可 カ <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> (昭和23年法律第122号)第9条の規定による構造及び設備の変更等の承認、届出 キ <u>興行場法</u> (昭和23年法律第137号)第2条の規定による経営の許可 ク <u>公衆浴場法</u> (昭和23年法律第139号)第2条の規定による経営の許可 ケ <u>公衆浴場法施行規則</u> (昭和23年厚生省令第27号)第4条の規定による構造設備の変更の届出	
※ 受理年月日	※ 交付年月日

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※印欄には記入しないこと。

[改正後 別記]

第19号様式(第55条関係)

消 防 法 令 適 合 通 知 書 交 付 申 請 書

	年 月 日	
<p>那覇市消防局長（署長）宛</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 印 (法人の場合は法人名及び代表者氏名) 電話番号</p>		
<p>下記の<u>旅館等</u>について、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 名 称（<u>旅館等</u>の名称）</p> <p>2 所在地（<u>旅館等</u>の所在地）</p> <p>3 申請理由区分(下記より、該当する理由に○をつけてください。)</p> <p>ア 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可</p> <p>イ 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は設備の変更届出</p> <p>ウ 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項の規定による登録</p> <p>エ 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出</p> <p>オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条の規定による営業許可</p> <p>カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第9条の規定による構造及び設備の変更等の承認、届出</p> <p>キ 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条の規定による経営の許可</p> <p>ク 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の規定による経営の許可</p> <p>ケ 公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第4条の規定による構造設備の変更の届出</p>		
※ 受理年月日		※ 交付年月日

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印欄には記入しないこと。

[改正前 別記]
第20号様式(第55条関係)

消 防 法 令 適 合 通 知 書 交 付 申 請 書

年 月 日	
那覇市消防局長 宛	
申請者 住 所 氏 名 印 (法人の場合は法人名及び代表者氏名) 電話番号	
下記の事業所について、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。	
記	
1 名 称 (事業所の名称) 2 所在地 (事業所の所在地) 3 申請理由区分(下記より、該当する理由に○をつけてください。)	
ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第80条に基づく那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第42号)第8条、那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)第9条及び那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)第73条に規定する施設の登録 イ 介護保険法(平成9年法律第123号)第88条第2項に基づく那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第54号)第31条に規定する施設の登録 ウ その他上記以外のもの	
※ 受理年月日	※ 交付年月日

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印欄には記入しないこと。

[改正後 別記]

第20号様式(第55条関係)

消 防 法 令 適 合 通 知 書 交 付 申 請 書

年 月 日			
那覇市消防局長(署長) 宛			
申請者 住 所 氏 名 印 (法人の場合は法人名及び代表者氏名) 電話番号			
下記の事業所について、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。			
記			
1 名 称 (事業所の名称)			
2 所在地 (事業所の所在地)			
3 申請理由区分(下記より、該当する理由に○をつけてください。)			
ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第80条に基づく那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第42号)第8条、那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)第9条及び那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)第73条に規定する施設の登録			
イ 介護保険法(平成9年法律第123号)第88条第2項に基づく那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第54号)第31条に規定する施設の登録			
ウ その他上記以外のもの			
※ 受理年月日		※ 交付年月日	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印欄には記入しないこと。

[改正後 別記]

第20号の2様式(第55条関係)

消 防 法 令 適 合 通 知 書 交 付 申 請 書

	年 月 日										
<p>那覇市消防局長(署長) 宛</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 連絡先</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>下記の届出住宅の部分について、消防法令適合通知書の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 名称(届出住宅の名称)</p> <p>2 所在地(届出住宅の所在地)</p> <p>3 届出住宅に関する事項等</p> <p>(1) 面積</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">届出住宅が存する防火対象物の延べ面積 (㎡)</th> <th style="width: 33%;">届出住宅部分の床面積 (㎡)</th> <th style="width: 33%;">宿泊室(宿泊者の就寝の用に供する室)の床面積の合計 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他の事項</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在(住宅宿泊事業法第11条第1項第2号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。)とならない</p> <p>4 申請理由</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の規定による届出</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第4項の規定による届出</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">※受付欄</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">※経過欄</td> </tr> <tr> <td style="height: 50px;"></td> <td></td> </tr> </table>		届出住宅が存する防火対象物の延べ面積 (㎡)	届出住宅部分の床面積 (㎡)	宿泊室(宿泊者の就寝の用に供する室)の床面積の合計 (㎡)				※受付欄	※経過欄		
届出住宅が存する防火対象物の延べ面積 (㎡)	届出住宅部分の床面積 (㎡)	宿泊室(宿泊者の就寝の用に供する室)の床面積の合計 (㎡)									
※受付欄	※経過欄										

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 該当する場合は、□にチェックを入れること。
- 3 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項又は第4項の規定による届出書又は当該届出書に添付することを予定している書類を確認する場合や当該書類の写しの提出を求める場合があります。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

[改正前 別記]
第21号様式 (第55条関係)

消 防 法 令 適 合 通 知 書

那 消 第 号
年 月 日

様

那覇市消防局長 (署長)

年 月 日付けで交付申請のあった下記の旅館又はホテルについては、消
防法令に (適合・不適合) していると認め通知する。

記

- 1 名 称 (旅館又はホテル の名称)
- 2 所在地 (旅館又はホテル の所在地)
- 3 立入検査実施日
- 4 申請理由区分
 - ア 旅館業法 (昭和23年法律第138号) 第3条 の規定による営業の許可
 - イ 旅館業法施行規則 (昭和23年厚生省令第28号) 第4条 の規定による施設又は設備の変更届出
 - ウ 国際観光ホテル整備法 (昭和24年法律第279号) 第3条 又は 第18条第1項 の規定による登録
 - エ 国際観光ホテル整備法 (昭和24年法律第279号) 第7条第1項 又は 第18条第2項 において準用する 第7条第1項 の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第3条 の規定による営業許可
 - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第9条 の規定による構造及び設備の変更等の承認、届出
 - キ 興行場法 (昭和23年法律第137号) 第2条 の規定による経営の許可
 - ク 公衆浴場法 (昭和23年法律第139号) 第2条 の規定による経営の許可
 - ケ 公衆浴場法施行規則 (昭和23年厚生省令第27号) 第4条 の規定による構造設備の変更の届出
- 5 備考

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

[改正後 別記]

第21号様式 (第55条関係)

消 防 法 令 適 合 通 知 書

那 消 第 号
年 月 日

様

那覇市消防局長 (署長) 印

年 月 日付けで交付申請のあった下記の旅館等については、消防法令に
(適合・不適合) していると認め通知する。

記

- 1 名 称 (旅館等の名称)
- 2 所在地 (旅館等の所在地)
- 3 立入検査実施日
- 4 申請理由区分
 - ア 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可
 - イ 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は設備の変更届出
 - ウ 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項の規定による登録
 - エ 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条の規定による営業許可
 - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第9条の規定による構造及び設備の変更等の承認、届出
 - キ 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条の規定による経営の許可
 - ク 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の規定による経営の許可
 - ケ 公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第4条の規定による構造設備の変更の届出
- 5 備考

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

[改正後 別記]

第22号の2様式(第55条関係)

消 防 法 令 適 合 通 知 書

那 消 第 号
年 月 日

様

那覇市消防局長 (署長) 印

年 月 日付で交付申請 (別添) のあった下記の届出住宅の部分
については、消防法令に (適合・不適合) していると認め、通知します。

記

- 1 名称 (届出住宅の名称)
- 2 所在地 (届出住宅の所在地)
- 3 申請者
- 4 立入検査実施日 年 月 日
- 5 申請理由
 - 住宅宿泊事業法 (平成29年法律第65号) 第3条第1項の規定による届出
 - 住宅宿泊事業法 (平成29年法律第65号) 第3条第4項の規定による届出
- 6 備考

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 26 号
平成 30 年 2 月 6 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
454	大清開発	豊見城市字平良 138 番地 4	大城 清正	平成 30 年 1 月 29 日

那覇市上下水道局告示第 27 号
平成 30 年 2 月 6 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
455	松 設備	うるま市勝連南風原 97 番地	赤嶺 松貴	平成 30 年 2 月 6 日

那覇市上下水道局告示第 28 号

平成 30 年 2 月 9 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
451	カミヤ商会	豊見城市字平良 240 番地 140	神谷 榮信	平成 29 年 9 月 22 日

那覇市上下水道局告示第 29 号

平成 30 年 2 月 9 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指 定 年 月 日
452	高門設備	西原町字棚原 57 番地	城間 一樹	平成 29 年 10 月 26 日

那覇市上下水道局告示第 30 号

平成 30 年 2 月 9 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
456	株式会社 剛設備社	糸満市西川町 13-16 番地 1F	名嘉真 剛志	平成 30 年 2 月 6 日

監査委員公表

那 監 公 表 第 7 号

平成 30 年 3 月 1 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	糸 数 昌 洋
同	古 堅 茂 治

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について (公表)

みだしのことについて、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 38 第 6 項の規定により平成 28 年度、平成 27 年度、平成 26 年度及び平成 25 年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、別添のとおり通知があるので、公表します。



那 企 企 第 253 号
平 成 30 年 2 月 9 日

那 覇 市 監 査 委 員

新 城 和 範 様
宮 里 善 博 様
古 堅 茂 治 様
糸 数 昌 洋 様

那 覇 市 長 城 間 幹 子



那 覇 市 教 育 委 員 会 委 員 長 本 仲 範 男



那 覇 市 議 会 議 長 翁 長 俊 英



包 括 外 部 監 査 の 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置 に つ い て (通 知)

みだしのことについて、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により平成 28 年度及び平成 27 年度、平成 26 年度、平成 25 年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況を通知します。

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成28年度テーマ】

外部委託契約の事務の執行について

合計 (件数)		措置状況			
指摘の件数	135	改善の必要性	処理区分	件数	
24		要		処理済み	15
				取組中(A)	9
				未措置	0
		不要	—	0	
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数	
111		要		整理済み	95
				取組中(A)	8
				未措置	0
		不要	—	8	

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成28年度包括外部監査に対する改善措置票

<改善措置の記載について>

- (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「一」が記載されます。
- (4) 「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出たから記載されません。
- (5) 「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、「不要」とされた場合は「一」が記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「一」が記載されます。また、改善すべきとされたものの、取組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの

第1号様式(第3条関係)

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
5	財政課	19	指摘事項	○支出負担行為書の決裁時期【総論(4)】 支出負担行為書の決裁日より前に契約締結していたケースが散見された。地方公共団体の支出の原因となる支出負担行為とは、行為の目的、主体、物品購入契約、工事請負契約、業務委託契約などがある。これについて、那覇市では次のように定めている。こと「契約(支出負担行為)をしようとするときは、支出負担行為書(以下「行為書」とする)において行わなければならない」(「那覇市予算決算規則」第22条)すなわち、支出負担行為書の決裁は契約締結前に行う必要がある。契約後に支出負担行為書の決裁を要する場合は、規則に照らし適切ではない。所管部署の担当者により、契約書を貼付した「支出負担行為書」について決裁を要しているとのことであった。 ○支出負担行為書の決裁後に契約を締結すべきであり、「支出負担行為書」に添付する書類は契約書(案)とすべきである。	要	指摘事項につきましては、今後、予算決算規則等の規則改正を旨め、その他必要な措置を検討します。 要 なお、本市の現在の支出事務の主な流れとして、(入札の場合)①予算の配分→②予算執行用の決裁→③入札→④契約書案の決裁→⑤支出負担行為書(契約書添付)の決裁の順での支出事務を行っております。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
6	上下水道局 企画経営課	12 19	指摘事項	○支出負担行為書の決裁時期【総論(4)】 那覇市上下水道局の「那覇市上下水道局会計規程」第39条では、「契約支出負担行為を締結」とし、支出負担行為書を作成しなければならない」と規定されているが、「しようとするときは」とすべきである。	要	支出負担行為の決裁時期を見直すにあたり、事務処理の流れを要する必要があるため、平成29年度中に関係課との調整を図り、平成30年度には、那覇市上下水道局会計規程を改正する予定であります。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
22	公園管理課	14 50	指摘事項	【No.4 平成27年度那覇市公園維持管理(公園清掃等)業務委託】 ○事務処理の適切な執行 那覇市契約規則第23条では、随意契約によることとするときは、見積書を添付しなければならないとあるが、那覇市で入札した見積書の表題は「入札書」となっていた。適切にチェックしている書類の不備に気付いたはずであり、今後の事務処理を適切に執行すべきである。なお、28年度の見積書の表題は「見積書」となっていた。	要	—	—	平成28年度からは見積書の表題は「見積書」としてあります。今後とも適切な事務処理に努めてまいります。	処理済み
25	商工農水課	14 52	指摘事項	【No.5 那覇市プレミアム付き商品券事業業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 委託先の選定は、競争入札が、又は(随意契約による)としても見積りの合戦がプロポーザル方式によるべきである。委託金の金額についても、複数の業者から見積書を徴取するなど、金額の妥当性を慎重に検討したうえで、委託契約を締結すべきである。	要	—	—	本事業における委託先の選定については、市内事業者のネットワーク強化を図る目的から、市内商工業の中心的存在を担い、本市の商工業全体をサポートできる唯一の地域経済団体である那覇商工会議所が選定であると判断いたしました。指簿を踏まえ、その後の委託先の選定については、事業ごとの目的や性質に応じ、競争入札やプロポーザル方式ごとの選定を行っております。	処理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
26	商工農水課	14 52	指摘事項	【No.5 那覇市プレミアム付き商品券業務委託】 ○予定価格調書の作成 委託先と随意契約を締結するに先立ち、予定価格調書が作成・具備されていない。	要	—	—	本事業においては、1着昇格による随意契約であったことから、予定価格調書の作成を怠る結果となりました。指摘を踏まえ、那覇市契約指第110条(一般競争入札)及び第22条(随意契約)の規定に従い、予定価格調書の作成を行っております。	処理済み
30	道路建設課	14 59	指摘事項	【No.7 平成26年度沖縄都市モビリティインフラ整備事業】 【No.8 平成27年度沖縄都市モビリティインフラ整備事業】 ○工期変更のおそれがある長期間にわたる大規模かつ重要な工事契約の継続について(債務負担行為)とすべきである。	要	—	—	平成26・27年度においては、当初年度内執行を目的として事業を行っていましたが、結果的に繰り越しとなっております。今後は、執行計画において、年度を越して事業が行われる可能性がある場合は、債務負担行為にて実施を検討いたします。平成28・29年度においては、債務負担行為により契約を行っております。	処理済み
33	人事課	14 69	指摘事項	【No.10 給与関係事務委託】 ○委託先の決定方法(随意契約、プロポーザル方式)の妥当性 地方自治法施行令167条の2第1項2号を根拠として、随意契約(プロポーザル方式)の方法が採られているが、プロポーザル方式の採用に至る起案文書及び随意契約理由書が存在していない。	要	—	—	今回の委託先選定のため、推進委員会を設置し、選定方法を検討したところ、指名競争入札で行うこととしました。なお、指名競争入札とした理由は、推進委員会において、入札参加資格を「プライバイマーマーグ認証を受けている業者」であり、「沖縄本島内に本店を有する者である」としたことのため、入札参加資格を満たす事業者が少数となり、地方自治法施行令167条第2号を適用したことによるものです。	処理済み
34	人事課	14 69	指摘事項	【No.10 給与関係事務委託】 ○委託先の決定方法(随意契約、プロポーザル方式)の妥当性 プロポーザルの評価に際しての配点基準及び配点方法について、議事録等により文書化されておらず、事後に法的検証が不可能である。	要	—	—	次回の委託先選定のため、推進委員会を設置し、選定方法を検討したところ、指名競争入札で行うこととしました。なお、指名競争入札に付する理由等々については、推進委員会議事録が作成され、経過が記録されておりあります。	処理済み
38	平和交流・男女参画課	15 72	指摘事項	【No.11 那覇重機種業者等台形形成活動 活動の方向性の整理等検討調査業務委託】 ○委託先の決定方法 ○委託先の選定に際しては、指名競争入札の方法が採られているが、決裁書類においては、指名競争入札の理由として、地方自治法施行令167条3号が挙げられているだけである。 指名競争入札の方法によることの根拠が不十分である。	要	—	—	今後の入札手続きにおいて、指名競争入札の理由や選定方法を示してまいります。 実施日：平成29年6月1日(木) 指名競争入札実施 実施内容：指名競争入札の理由、選定方法(基準)を定め、指名事業者(10社)を選定しました。	処理済み
49	情報政策課	15 84	指摘事項	【No.16 基幹業務システム最適化業務(福祉/こども、生活保護区分)運用維持保守業務委託】 ○予定価格調書の妥当性 「福祉/子ども、生活保護」の各区分の中でも、運用維持保守等契約と、サービス利用計画は法的・割償の契約である。契約内容や料金の定め方も異なる上、現に、契約も個別に作成されている。上記2契約分の合計金額にしろに、予定価格調書は、これでは、現実の契約額と予定価格との対比が直ちにできない。 予定価格調書は、契約ごとに委託料の妥当性を検証できるようにするため、契約毎に作成すべきである。	要	—	—	本件における運用維持保守業務はシステムのサービス利用と一体的に実施されるものであるため、1調達案件として1つの予定価格を設定しました。 次期業務システムの調達に際しては、予定価格調書は契約ごとに作成します。	処理済み
57	ハイサイ市民課	15 92	指摘事項	【No.19 那覇市ハイサイ市民課任意システム等入出力業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 ○業者による長期の受託が継続しており、直ちに委託方法を見直すべきである。競争入札の方法の可否、委託事業の分割等を検討すべきである。	要	平成30年度に業務委託推進委員会を立ち上げ、委託方法等を検討します。なお、委託業務は在民基本台帳への入出力であるため、分割することは出来ません。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
58	ハイサイ市民課	15 92	指摘事項	【No.19 那覇市ハイサイ市民課在籍システム等出入力業務委託】 ○委託料の妥当性 委託料の金額についても、入札を事案として相見積価格を確認するのほかに、委託料の金額の妥当性を慎重に検討した上で委託契約を締結すべきである。	要	平成30年度に業務委託推進委員会を立ち上げ、委託金額等について市内他市の状況を調査し、委託契約を行います。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
61	文化財課	15 96	指摘事項	【No.21.22 県道153号線外1線街路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託】 ○契約変更に関する委託料の計画ミス 具の特記仕様書においては、「本業務受注者と同意契約する場合の変更協議又は関連する業務の子定価額の算定に当たっては、本業務の請負比率(当初契約額÷当初設計額)を変更業務価格または関連業務の設計額に親した額で行うものとする」とされている。しかし、平成28年度の当初の同意契約書において、所定の請負比率を適用せずに委託料を算出して契約するに至っている(事後的に修正されている)。初歩的なミスであることから、複数人によるチェック体制をとるなどとして、再発防止を図るべきである。	要	—	—	契約委更に際しては、変更設計書・変更計算書の起草・決裁時、各項目において再計算を行う他、複数人でのチェックを行うっております。また、チェックシートの作成も実行しています。	処理済み
68	観光課	16 105	指摘事項	【No.25 外国人観光客受入整備業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 1. 者による取得機軸化が顕著であり、直ちに委託方法を見直す必要があり、随意契約によることも、プロポーザル方式を導入すべきである。	要	—	—	目の実施している事業との重複がないか確認し、本市事業との棲み分けを把握する中で、任侠書の見直しを行い、今年度中にプロポーザルを実施します。	処理済み
72	環境保全課	16 110	指摘事項	【No.27 平成27年度那覇市公共用水域及び地下水の水質測定業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 指名業者選定に際し、特定の業者を指名業者から外している、外した理由については「選定条件を満たしているが、平成23年に業務を落札したが契約まで至らなかった経歴があり、指名業者選定しない」と記載されていた。 地方自治法施行令167条の4第2項第5号では、正当な理由がなく契約を履行しなかったときは、その者について3年以内の期間を定めて入札に参加させないことができる旨が定められている。 しかし、契約不履行から3年以上経過しており、いつまでも指名業者から外すことは当該施行令に抵触するのではないかの質問に対し、「3年以上経過し、指名業者から外していた点については法令に抵触し、不適切であったので、今後はこのようなことが無いように努めたい」との回答であった。 今後は、法令等に抵触することのないよう、法令遵守すべきである。	要	—	—	平成29年度は、制限付一般競争入札に入札方法を変更したことで、改善することができました。今後は、法令順守に努めていきます。	処理済み
74	廃棄物対策課	12 113	指摘事項	【No.28 エコマール那覇プラザ棟内啓発推進業務委託】 ○支出負担行為書の決裁時期 27年4月1日～30年3月31日の履行期間の事業の審査及び契約締結を27年3月に実施しており、予算の執行が年度をまたいでいるが、債務負担行為としており特段指摘事項はない。 契約日3月27日、支出負担行為が4月1日となっている。支出負担行為書の決裁は契約前に実施すべきである。	要	指摘事項につきましては、今後、予算決算規則等の規則改正を受けて、改善してまいりたいと考えております。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
76	チャージャーがんじゅ課	16 119	指摘事項	<p>【No.30 柳町ふれあいサービス業務委託】 ○「起業用紙」に記載の「予算額」訂正について 「起業用紙」の予算額について印字された金額を二重線で抹消し訂正後の金額を記載しているが、理由や訂正日が不明であるため、訂正した担当者以外の者によって訂正した内容、理由、その時点について適切な確認がなされないこと業務が適切に行われていないおそれがある。</p> <p>指摘事項に対する担当部署からの回答は、「手書き訂正された金額65,475,000円は議会で議決された予算のうち、当該事業に係る予算額であり、印字された予算額64,368,000円は起業前に予定価格作成資料として事業者から提出した見積りに記載の見積額である。起業作成の際に誤って見積額を記入したため、手書きで訂正した」とのことである。なお、担当部署としての改革策とは「訂正箇所」に訂正した日付を記載する。決裁後の訂正については起業用紙余白を利用し簡易決済を受けられる。とされているが、「起業用紙」については、そもそも契約内容を適切に反映した「起業用紙」を作成することが大前提であり、書き損じた場合においても担当部署からの回答にある手続きを実施するなどして、業務執行に支障のない対応を図るべきである。</p>	要	—	—	グループ長会議及びグループ内会議で起業用紙は契約内容を適切に反映することが基本であることを確認しました。契約内容を適切に反映するため、決裁前に担当各目で起業用紙を再度確認するようになっています。 もともと間違いがあつた場合には、決裁前であれば再度起業を作成し直し、決裁後の場合は余白を利用して「訂正日、訂正内容、訂正理由」などを明記し簡易決済を受けられることを確認し、周知しました。	処理済み
89	地域保健課	140	指摘事項	<p>【No.37 妊婦健康診査】 ○「起業用紙」に記載の「予算額」の訂正について、適切に取扱うべきである 「起業用紙」の予算額について印字された金額を二重線で抹消し訂正後金額を記載し訂正印を押し印している。訂正理由は、「丹那県医師会、他国立病院医療機関との契約の起業であったが、委託料の予算総額となつていたので、国民健康保険団体連合会への事務手数料を除いた額へ訂正した」とのことであり、那覇市会計規則第7条並びに第11条に基づいて、朱書き重層引戻、証印して正書したとのことであるが、理由や訂正日が不明である。</p> <p>当該指摘に対して、担当部署の回答は「訂正箇所が出ないよう職員へ注意喚起するとともに、訂正が必要になつた場合は、可能な限り、起業文書を作り直すこととした」としていることあり、そもそも契約内容を適切に反映した「起業用紙」を作成することが大前提であり、決裁前の場合は再度作成し、決裁後の場合は変更内容、変更理由などを明記して、変更についての決裁を受けなければならない。</p>	要	—	—	事業担当及び主査 主幹を含むグループ員へ、契約内容を適切に反映した「起業用紙」を作成する事が基本であることと、決裁前の場合は再度作成し、決裁後の場合は変更内容、変更理由などを明記して、変更についての決裁を受けなければならないことを、注意喚起いたしました。また、グループ長会議及びグループ内会議で課内にも周知を行いました。	処理済み
99	地籍調査課	16 152	指摘事項	<p>【No.43 那覇市首里金剛4丁目・兼多4丁目の一部地籍調査業務委託(P・G工務)】 ○業者選定方法(契約方式)の妥当性 契約方式、委託内容、実施期間等は事前に所管部署で協議し、那覇市事務決裁規定に従い決裁を受けることになっているが(執行前)決裁文書が作成されていない。ルールに従い決裁文書を作成すべきである。</p>	要	—	—	契約方式・委託内容・実施期間等について事前に決裁を行うことを課内で周知し、平成29年度から実施しています。チェックシートを作成し、運用しています。	処理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
117	学校給食課	13 175	指摘事項	【No.54 銘苅学校給食センター調理業務委託】 ○「請求書」の日付について、適切な取扱いを行って 受託者から提出されている「請求書」について、日付 が手書きで記入されている。「支出命令書」の起票日と 全て同日となっている。「請求書」の日付欄の記入され た文字と「支出命令書」に記載された「担当者名・TEL」 欄に記入された文字の筆跡が類似しており、受託者か らは日付を空欄にした「請求書」の提出を要し、市担当 者が「請求書」の日付を記入した恐れがある。この市担 当者確認後に手続しており、請求書を受け取った後に 調理業務完了届が届いたため、受託者と調整の上、日 付を空欄してもらい、職員により調理業務完了届を確 認した日付を記入しています」とのことであった。	要	—	—	平成29年度から、業務完了を確認する「調理業務完了届」を 受領後に、受託業者より請求日が記入された請求書を受領し ています。 電子メール受信等による請求書の取り扱いについては、庁 内の動向を見ながら対応していきます。	処理済 み
123	生涯学習課	12 186	指摘事項	【No.59 那覇市紫多川図書館業務委託】 ○支出負担行為書の決裁時期 26年4月1日～29年3月31日の履行期間の事業の審査 を25年11月、契約締結を26年3月に実施しており、予算 の執行が年度をまたいでいるが、債務負担行為として あり特段指摘事項はない。 契約日26年3月31日、支出負担行為書26年4月1日となっ ている。支出負担行為書の決裁は契約前に実施すべ きである。	要	指摘事項につきましては、今後、予算決算規則等の規則改 正を受けて、改善してまいりますと考えております。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
130	上下水道局 料金サービ ス課	12 196	指摘事項	【No.65 那覇市上下水道局お客様センター業務委託】 ○支出負担行為書の整理時期 26年4月1日～29年5月31日の履行期間の事業の審査 を25年11月、契約締結を26年3月に実施しており、予算 の執行が年度をまたいでいるが、債務負担行為として あり特段指摘事項はない。 契約日3月7日、支出負担行為書4月1日となってい る。支出負担行為書の決裁は契約前に実施すべきであ る。	要	平成30年度には、本局企画経営課において「那覇市上下水 道局会計規程」を改正する予定であり、その中で支 出負担行為の決裁時期を見直したいと考えております。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
134	上下水道局 下水道課	199	指摘事項	【No.66 平成27年度公共下水道維持管理業務委託(そ の2)】 【No.67 平成27年度公共下水道維持管理業務委託(そ の1)】 ○支出負担行為書の整理時期 27年4月1日～28年3月31日の履行期間の事業の審査 を27年2月、契約締結を3月に実施しており、一連の予 算の執行が年度をまたいでいるが、債務負担行為とし てあり特段指摘事項はない。 契約日3月13日、支出負担行為書4月1日となってい る。支出負担行為書の決裁は契約前に実施すべきである。	要	平成30年度には、本局企画経営課において「那覇市上下水 道局会計規程」を改正する予定であり、その中で支 出負担行為の決裁時期を見直したいと考えております。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
135	上下水道局 総務課	17 199	指摘事項	【No.66 平成27年度公共下水道維持管理業務委託(そ の2)】 【No.67 平成27年度公共下水道維持管理業務委託(そ の1)】 ○ホームページのアップデート ホームページに掲載されている水道事業に関する各 種データについて、更新されていないのが散見され た。定期的にデータを更新すべきである。	要	指摘に基づきホームページを確認したところ、平成26年度の ホームページリニューアル以後の更新作業において人的ミス により、更新データの登録メンテナンスの誤りがあり、本来表示さ れる画面に更新データが掲載されていない状況が確認されま した。 再発防止及び改善計画として、ホームページリニューアル受 託業者を招き、ホームページ設計内容を確認し、正しい更新 作業をマニュアル化します。	平成29年度 平成30年度	平成29年7月12日 ホームページ保守受託業者を交えて、現状、原因及び改善策 3章の確認済みです。 平成29年7月 未更新データの削除及び最新データ掲載箇所への誘導表示 済みです。 年度内に更新作業マニュアル策定予定です。	取組中

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
----	------	-----	------	-------------	--------	----------------	------	-----------	------

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

1	法制契約課	18	意見	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>○委託契約の概要把握について【総論(1)】 那覇市の財務会計システムからは、委託契約別の一覧表が出力できない。 平成18年に財務大臣が提出した「公共調達の適正化について」では、「契約に関する統計」を作成するよう求められている。 委託に関する事務の適正化を図るために契約に関する以下のような統計を作成することは有用と考えられるが、那覇市の財務会計システムからは出力できず、今後システムの見直しを検討されたい。 ・外部委託契約の内訳・随意契約の内訳・契約別の一覧表</p>	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	平成30年度	実施日及び実施内容 (検討後、その内容が記述されます。)	取組中	
2	法制契約課	18	意見	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>○規則等の整備【総論(2)】 随意契約に関するガイドラインやプロポーザル契約に関するガイドラインを整備・運用されたい。 業務委託契約事務に関する個別の相談についても、早急に実施されたい。</p>	要	—	—	随意契約の在り方については、財務事務研修等において周知しているところである。今後は、「随意契約事務手続きの適正化検討部会」でガイドライン等の作成を含め協議を行ってまいりたい。 業務委託契約事務やその他の契約事務に係る相談については、平成29年4月8日から手順等を示して、相談対応し助言等行っており。	整理済み	
3	法制契約課	19	意見	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>○公告の方法、入札結果の公表ルールに関する規程整備【総論(3)】 一般競争入札を行う際の公告について、地方自治法167条の6では、公告の必要事項を定めているが、公告方法については何ら定めていない。そのため自治体の契約規則等で公告の方法を定めることとなるが、那覇市契約規則等において、公告の方法を定めた規定はない。 規則等で公告の方法を規定し、適切に運用されたい。</p>	要	—	—	公告の方法については、那覇市公告式規則に定めているところを、7月11日開催の「平成29年度財務会計研修1」にて事例を示すなどし具体的に解説いただきました。 今後も財務会計研修等を通じて周知していきたいと考えています。	整理済み	
4	法制契約課	19	意見	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>○公告の方法、入札結果の公表ルールに関する規程整備【総論(3)】 競争入札、随意契約の結果についても透明性、公平性の観点から広く公衆の縦覧に供する必要があるが、公表ルールを定めた規定等はなく、所管課によって対応が異なっている。 入札結果等についての公表ルールを定め、適切に運用されたい。</p>	要	—	—	工事及び工費にかかる委託の入札結果等の公表については、那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領において、詳細に規定しております。全庁的にも、同要領に準じ個別契約ごとに適切な公表方法を選択できるよう、周知してまいります。	整理済み	
7	財政課	20	意見	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>○年度開始前の入札の執行について【総論(5)】 年度開始前の入札執行の適否については、現時点において法令上の趣旨が定まっていなかったが、今後制度の見直し等に注視し適切に対応していきたい。</p>	要	—	—	—	年度開始前の入札執行の適否については、現時点において法令上の趣旨が定まっておりませんので、今後制度の見直し等に注視し適切に対応していきたいと考えております。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
8	法制契約課	21	意見	指請事項又は意見の内容 ○随意契約の採用について【総論(6)】 随意契約の方式が採用されている業務委託において、随意契約理由が不十分であり、業務内容に照らしても、条件設定次第では制限付一般競争入札によることが可能であると考えられるケースが数見された。具体的には、随意契約の根拠条文を地方自治法施行令167条の2第1項2号としたうえで、専門的で難易度の高い業務であることや、豊富な業務経験と高い専門知識を有する事業者を選定する必要があること等を随意契約理由として、入札の競争が不十分であること等も、当該業務に関する資格や経験年数、スタッフ数等の設定条件を工夫することにより、制限付一般競争入札によることが可能であると考えられるものがあつた。	要	—	—	契約方法の原則は一般競争入札であり、随意契約は例外的な場合にのみ認められるものであることを、7月11日開催の平成29年度財務会計研修1」にて、事例を示すなどし具体的に解説いたしました。今後とも財務会計研修等を通じて周知していきたいと考えています。	整理済み
9	法制契約課	22	意見	○指名競争入札から制限付一般競争入札への移行【総論(7)】 指名競争入札とした理由に「〇〇の資格を有する者に依頼する必要があるため」とするものが散見された。資格要件を一般競争入札の資格要件として設定すれば制限付一般競争入札が可能である。自治体では一般競争入札が原則的な契約方法であり、指名競争入札を選択する場合は地方自治法で定めている要件を満たしているかを事前に十分検討されたい。	要	—	—	契約方法の原則は一般競争入札であり、指名競争入札を行う場合の要件を満たしているかを十分に検討する必要があることを、7月11日開催の「平成29年度財務会計研修1」にて、事例を示すなどし具体的に解説いたしました。今後とも財務会計研修等を通じて周知していきたいと考えています。	整理済み
10	法制契約課	24	意見	○予定価格の事前公表【総論(8)】 競争入札にあたり、予定価格を事前公表しているケースが散見された。 那覇市では予定価格を事前に知らずとする不正な行為を未然に防止する観点から、「那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」第5条により、建設工事等の入札においては予定価格を事前公表するものと定めている。建設工事等の請負契約ではないが、当該取扱要領を準用して予定価格を事前公表したものである。必ずしも落札率が高止まりしているとは言えないようであるが、個別検証した業務委託契約の中には落札率が高止まりしているケースもあることから、取扱要領を安易に準用することについては見直しを検討されたい。	要	—	—	予定価格の事前公表については、弊害が発生すると判断した場合、個別の案件ごとに契約の内容、目的等に照し、慎重に判断するよう7月11日開催の「平成29年度財務会計研修1」にて、解説いたしました。今後とも財務会計研修等を通じて周知していきたいと考えています。	整理済み
11	法制契約課	24	意見	○プロポーザル方式の評価基準【総論(9)】 プロポーザル方式で業者選定する際の配点方法として、「位を下げた委員が多い団体を選定する」と審査要領に規定しているケースが散見された。 この方法だと、低い評価をした選定委員の意見が反映しにくくなり、評価が大きめな事業者が選定される可能性がある。評価基準の在り方を検討されたい。	要	左記の選定方法は「指定管理者制度に関する運用指針」で示されているものであります。プロポーザル方式による選定を行う場合は、事業や選定委員会等の内容を鑑みて、評価基準を適宜設けていると理解しています。今後、評価基準等の在り方について検討していきたいと考えております。	平成31年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
12	法制契約課	25	意見	○参考見積書の通知及び徴収先について【総論(10)】 予定価格を定めるに際しての参考見積書について、より多数の業者からより具体的なものを徴収するなど、実質的な競争原理を機能させる。予定価格の合理性を担保する方策を検討すべきである。	要	—	—	那覇市契約規則(1971年7月21日規則第18号)第10条で「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、帯給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」と定められております。今後、財務会計研修等を通じて周知していきたいと考えています。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
13	市民生活安全課	26	意見	<p>○個人情報保護について【総論(11)】 監査対象とした外部委託契約に係る業務の中には、大抵の市民の個人情報を取り扱っているものが多数存在する。しかし、かかるような個人情報保護のための方策は、①委託先との委託契約書上の定型文言、②個人情報の取扱を定める特約書に限られているケースが大半である。無論、契約書類上かのような規定がなされているのみでは、委託先において現実に個人情報保護の方策がとられていることは確認できないのであり、不十分である。昨今、大手企業や公的機関からの個人情報漏洩事件が世間の耳目を集めており、市民の間にも懸念も大きいと思われることから、万が一にも個人情報漏洩事故が発生し、個人情報を記録した媒体及びその複製物を破壊した旨の要約書を委託先から徴取する、(11)市の職員が定期的に委託先を訪問して業務状況をチェックし、书面化して報告するなどの方策が有用と考える。</p>	要	—	—	委託契約に係る個人情報保護に関しての必要な措置は、個人情報保護条例第9条及び同条例17条に規定されています。規定内容は、委託契約に付する条件として、個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務、個人情報法の返還義務が含まれています。具体的な立入検査(破壊)方法等については、各契約課の主体的な方策に委ねられるところですが、今後、全庁横示板において、委託業者への個人情報の取扱いが十分であるかどうかを確認するよう通知し、注意喚起していきます。なお、平成29年7月19日付付、全庁横示板で通知し、注意喚起を行いました。	整理済み
14	出納室	27	意見	<p>○請求書の取扱い【総論(12)】 請求者が作成する「請求書」について、一部の部署の特定の外部委託業務については、「日付」も印字しているにもかかわらず、契約内容、金額などは印字しているにもかかわらず、「日付」のみが手書きである請求書が多数取寄せられた。日付が手書きされている請求書が取寄せられていることから推察される。那覇市における業務の取扱いの実際、並びにその背景については、実務上必要とされるケースも理解できる面もあり、したがって「活字とする」という画一的な取扱いにすべきとは言えないが、合理的でない面があることにも十分留意した上で、今後、委託者にとって、実務上、不都合が生じないように配慮しながら、適切な対応をすべきである。</p>	要	—	—	請求書を含め出納事務について、今後も適正な事務処理を指導していきます。	整理済み
15	出納室	13 27	意見	<p>○請求書の取扱い【総論(12)】 事業者から提出される「請求書」などについても「那覇市文書取扱規程」第12条第2項に定める取扱い(電子メールなどの取扱い)をすることによって、業務の効率化を図ることができるとは思いますが、十分検討されたか。</p>	要	—	—	「那覇市文書取扱規程」第12条第2項を適用し、電子メールやファクシミリによる請求書を文書として取扱った場合、改ざん等も懸念されますので、信憑性の観点から、当面は現状どおりとします。	整理済み
16	企画調整課	13 31	意見	<p>○事業の目的達成に向けた更なる取組【総論(13)】 それぞれの外部委託業務について、委託者が実行した点(1)〜(4)の検証(5)が十分でなく、改善(6)が十分にされないこと、次年度の計画(7)に基づき予算手続とされているケースが散見された。担当部署の責任者、担当者は法令等の趣旨はもろんであるが、市民の立場に立って「事業の必要性」を十分に理解するだけでなく、事業の関係者との適時適切な情報共有を行い、那覇市役所内部で十分に協議できる時間を確保するための必要な人員を確保し、「課題解決」のための具体的な行動を決める「会議運営」のスキルを十分に身につけることが望ましい。</p>	要	—	—	毎年各課の状況を確認しながら職員のリ配置を行い、事業を実施する上で必要な人員を各課に配置してまいります。今回の意見も各課の状況を確認する際の参考にながら、毎年の組織再編に取組んでまいります。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
20	グリーン推進課	14 44	意見	<p>【No.1.2.3 一般家庭ごみ収集運搬業務委託】</p> <p>○契約金額の妥当性 那覇グリーン、那覇東グリーンは売上高のほぼ100%、中央環境は売上高の約50%が那覇市からの委託料となっており、いずれの会社も当期利益は赤字であり、過去の利益の累積額を示す利益剰余金もプラスとなっており、また流動資産を流動負債で除いた算出される流動比率は、企業の安全性を測る指標の一つで、日本の上場企業平均である上全業種平均の120%程度となっているが、委託先は必ずしも上回っている。各社の企業努力もあって考えられるが、いずれの会社にも多額の利益剰余金が残っていることから果たして委託額は適正だったのか、今年一度積算額の妥当性について検討されたい。</p>	要	—	—	<p>一般家庭ごみ収集業務の業務委託料は、見積書、公共工事の発注単価、その他関連する資料等を参考に業務遂行に必要となる額を精算し、財務当局との調整を経て適正に決定しており、委託料見直しを行った平成25年度以降は同程度に推移しており、これからは、労務単価等の人件費上昇等も勘案して積算を行い、適切な委託料設定に努めていきます。なお、利益剰余金については、委託業者が車同等の機器類整備や事務所整備、従業員退職金や福利厚生向上等に活用するために企業努力によって積み立ててきたものであり、それらによって業務委託料が増減するものとは捉えておりません。</p>	整理済み
21	公園管理課	14 50	意見	<p>【No.4 平成27年度都市公園維持管理(公園清掃等)業務委託】</p> <p>○業務委託方法の妥当性 現業務から委託業務への切り替え初年度及び翌年度は、複数社の業者から見積書を入力し、最安値を提示した那覇市シルバー人材センターと契約を締結している。見積書の金額はシルバー人材センターが圧倒的に低かったため、3年目以降は1者随入している様である。また、高年齢者の福祉の増進に資することを目的として設置されているシルバー人材センターの積極的活用の観点から同センターに業務を委託している。ただし、今後も長期間にわたるシルバーセンターと1者随入することの是非について検討されたい。</p>	要	—	—	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随入契約については、シルバー人材センターや障害者支援施設などの特定の施設が該当することから、那覇市随入契約の公表に際する要領に基づき広報揭示板及び那覇市公式ホームページにおいて公表しております。</p> <p>その結果、見積もりの提出は、公益社団法人、那覇市シルバー人材センター1社だったことから当該施設と随入契約を締結しております。</p> <p>今後は、金額の妥当性を確認するため、他の業者による見積もりの面格を把握しつつ、適正な委託料水準の維持に努めます。</p>	整理済み
23	公園管理課	14 50	意見	<p>【No.4 平成27年度都市公園維持管理(公園清掃等)業務委託】</p> <p>○清掃ルートの見直し 公園清掃業務に関しては公園の草刈りか不十分という住民の声が多いようである。業務委託設計書、仕積書等によれば、1日1回はすべての公園について見回り清掃を、草刈りについては4～10月は1日1回、11月～3月は2月に1回行うことになっている。限られた予算の中で安心・快適な公園を提供するためには、例えばは剪機の小さい公園や汚れの少ない公園は2日又は3日に一度とし、余力人員を草刈り業務に配置するなど対応を検討されたい。</p>	要	—	—	<p>草刈等については、各公園を定期的に巡回し作業を行っております。草刈のルート選定や優先順位につきましては、イベントや柳町のまつり等、公園の利用集客や住民の声などを踏まえ、清掃委託業者と連絡を密に行い、草刈の優先順位をその都度見直し、改善を行っております。</p>	整理済み
24	公園管理課	14 50	意見	<p>【No.4 平成27年度都市公園維持管理(公園清掃等)業務委託】</p> <p>○不法投棄・落書き対策 一部の公園は不法投棄や落書きが絶えないようである。市では看板の設置、見回り強化により対応しているようであるがこれらの行為は減少していない、予算との関係もあるが、不法投棄・落書きが多い公園への監視カメラの設置、近隣住民への啓蒙活動などの対策を検討されたい。</p>	要	—	—	<p>不法投棄及び落書きについては、確認された場合には、不法投棄の回収や落書き落としを行っております。看板設置を行い、啓蒙に努められたい場所については、看板設置監視カメラの設置につきましては、全庁的方針が法まの次第に対応してまいります。</p>	整理済み
27	情報政策課	14 55	意見	<p>【No.6 基幹系業務システム最適化業務(住基/財務会計/介護保険区分)運用維持保守等業務委託】</p> <p>○プロローガールをしないこと システム保証期間の満了という予算可能な事柄への対応の遅れを理由に、随入契約の方法を通知し入札によることなく委託契約を締結しており、競争原理が働いていない。次期システムへの移行を見据えた管理体制、チェック体制の強化を図られたい。</p>	要	—	—	<p>現行業務システムが平成32年1月末日に契約満了となるため、平成29年度より新たな業務システムへの導入に向けて計画策定に取り組みしています。</p> <p>取り組みがあつたについては、適切な作業期間を確保した上で進めてまいります。</p>	整理済み

		(平成28年度)			外 部 監 査 改 善 措 置 票					
ID	所管部署	頁 番 号	指 摘 区 分	指 摘 事 項 又 は 意 見 の 内 容	改 善 の 必 要 性	改 善 計 画 又 は 改 善 が 不 要 な 理 由	実 施 期 限	実 施 日 及 び 実 施 内 容	処 理 区 分	
28	情報政策課	13 55	意見	<p>【No.6 専続系業務システム最適化業務(住専/税/財務会計/小規模商区分)運用維持保守等業務委託】 ○ 随時契約によることの妥当性 ○ 随時契約締結に際して、着からしめ見積書を徴収しておらず、改正前那覇市契約規則121条の3に照らして妥当でない。</p>	不要	<p>本件における運用維持保守業務の対象となるシステムは、その導入について、当市他に対応可能な事業者がおらず、パーソナルにより更改しています。同システムの運用維持保守業務について別の事業者に見積及び実施させることは、著作権等の知的財産権上の問題もあることから、事実上困難な状況でした。そのため当該システムを更改し業務を実施可能な者からの見積書を徴収しました。</p>	—	—	—	
29	情報政策課	14 55	意見	<p>【No.6 専続系業務システム最適化業務(住専/税/財務会計/小規模商区分)運用維持保守等業務委託】 ○ システムのクラウドマイグレーションについて システムへのクラウドマイグレーションを過度に行うことは、システムへの移行を困難とし、同一業者への継続的委託、ひいては競争原理の阻害という事態を招来してしまふことから、控えるべきである。</p>	要	—	—	—	整理済み	
31	道路建設課	13 14 59	意見	<p>【No.7.8 平成26・27年度中規模都市ルールインフラ部整備事業】 ○ 事業者選定の「検証」について、その評価手法前提条件の精度を高めることを検討されない。 「総利益」の見積額について、H23.8からH23.20の5年間で、33,238百万円から70,487百万円を2倍以上に大幅に増加した理由が、「社会利益比」を1以上にしたのは、ないかと疑念を抱かざるをえず、また、H23.8からH23.20と比べると、もしくは双方とも見積の精度がかなり低いと思われる。 特に、当事業は汎用性全体としての取り組みであり、金額も非常に大きなものとなっており、社会的意義は認められるものの、当市においても「社会的意義のある事業を判断できる」とした「費用便益比」については、見積りの前提となる諸条件について十分な実態把握を行い、当初の計画と実績との間に生じているギャップである「課題」の「原因」を分析し、十分に関係者と必要な対応を協議し、那覇市の限られた財源、時間の中で段階的な解決のための具体的な行動に早急に取り組むべきである。</p>	要	—	—	—	<p>今回の原因は、昨今の資材費や労務費単価の高騰や消費税の増徴、構造基準の変更等により見積額が大幅に増額しているものです。今後は、精度を高めるよう努めてまいります。</p>	整理済み
32	管財課	14 67	意見	<p>【No.9 那覇市役所本庁舎集中監視業務委託】 ○ 委託料の決定方法の妥当性 結果として競争入札が不発に終わったため、当初委託先が提出した参考見積書の金額で委託契約が締結されるに至っている。委託契約を締結するに際し、見積書の金額について実質的な検討が加えられた形跡もない。そのため、現実的な金額が、競争原理により導き出された金額であるといえない。疑問が残る。 長期継続契約であることにかんがみれば、より多数の業者から見積書を徴収するなど、実質的な競争原理を機能させる方策を検討すべきである。</p>	要	—	—	—	<p>当該業務委託については、長期継続契約として年間の空白期間が生じないようにしなければならず、予算調整を半年再入札は期間的余裕が無く現実的に困難であることから、地方自治法施行令第161条の2第1項第8号に基づき不発の随時契約を締結するに至ったものである。 今後は、那覇市契約規則第25条に基づき、2社以上の業者から見積もりを徴収してまいります。</p>	整理済み
35	人事課	12 14 69	意見	<p>【No.10 給与関係事務業務委託】 ○ 随時契約の採用について 委託先の選定に際しては、制限付一般競争入札の方法によることを検討すべきである。</p>	要	—	—	—	<p>今回の委託先選定時において、他中核市の状況、法制協理との調整を踏まえ、推進委員会にて選定方法、委託期間を検討した結果、指名競争入札で行ったこととしました。 なお、指名競争入札を行った理由は、推進委員会において入札参加資格を「プライベートマーケット認証を受けている業者」であり、「沖縄本島内本店が有る業者である」とこととしたため、入札参加資格を高たす事業者が少数となり、地方自治法施行令第167条第2号を適用したことによるものです。</p>	整理済み
36	人事課	14 69	意見	<p>【No.10 給与関係事務業務委託】 ○ 委託期間の妥当性 委託期間を5年間とする合理的理由がない。</p>	要	—	—	—	<p>今回の委託先選定時において、他中核市の状況、法制協理との調整を踏まえ、推進委員会にて選定方法、委託期間を検討した結果、委託期間を3年間としました。</p>	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分	
37	人事課	13 69	意見	【No.10 給与関係事務業務委託】 ○個人情報の保護について 職員の大数の個人情報を取り扱う業務であることから、委託先にも個人情報漏洩事故が発生せぬよう、委託業務終了後、個人情報記録を記録した媒体及びその複製物を破壊した旨の誓約書を委託先から徴取する。市の職員が委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面化して報告するなど対策が有効と考える。	要	—	—	受託者に対し、個人情報記録を記録した印刷記録物の記録簿及び削除記録の報告を毎月行うよう求め、確認を行うようします。	整理済み	
39	平和交流・男女参画課	15 72	意見	【No.11 那覇軍港地権者等合意形成活動・活動の方向性の整理等検討調査業務委託】 ○市が行うべき必要性 那覇軍港跡地利用は、那覇市のみならず沖縄県全体の重要課題であることから、県に対しても費用負担を求めざるべきである。	不要	本事業は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(以下、「特措法」といふ。)第五条に基づき、地域の状況に応じた駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するために必要な駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定や関連する措置を講ずるために実施しています。 また、特措法第六条に国、沖縄県及び関係市町村の協力が規定されていることから、本市が設置した有識者委員会に国や沖縄県の関係職員が委員として関わるなど、関係機関と相互に協力・連携しながら事業を進めているところで、特措法のありました。特措法第15条1項の規定にある「駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要がある」と認めるとき1について、那覇軍港においては未だその状態ではないため、現時点で当該規定を適用することは難しいと見られます。 従って、今後の段階までの過程のなかで、状況に応じて沖縄県とも連携を図りながら進めてまいります。	—	—	—	
40	平和交流・男女参画課	12 72	意見	【No.11 那覇軍港地権者等合意形成活動・活動の方向性の整理等検討調査業務委託】 ○委託先の決定方法 (制限付)一般競争入札の方法を検討されたい。	要	—	—	那覇軍港の跡地利用は、駐留軍用地の跡地利用という特殊性があり、また本市の将来のまちづくりにも大きな影響を及ぼす可能性があることから、同調査を実施するにあたっては、跡地利用計画はあくはまちづくり計画の策定及び地権者との合意形成のノウハウを持ち、確実に調査業務を実施できる能力のある事業者である必要があります。 その上で、入札方法について検討したところ、地方自治法施行令第167条第1項第3号の規定に基づく指名競争入札が適切であると判断し、平成29年6月1日に指名競争入札を実施しました。	整理済み	
41	企画調整課	15 74	意見	【No.12 那覇市版総合戦略等策定支援業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 価格の点をプロポーザルにおける採点基準に含める、見積金額の根拠を裏書的に検討するなどして、委託料の金額の妥当性を慎重に検討した上で委託契約を締結されたい。	要	—	—	—	—	整理済み
42	企画調整課	15 74	意見	【No.12 那覇市版総合戦略等策定支援業務委託】 ○業務の進捗、委託先との協議について 進捗会議の一部について議事録が作成されておらず、事後的に協議内容を検証することが可能な形で議事録を作成されたい。	不要	事務局と委託事業者との進捗確認については、議事録や進捗状況報告書、課題管理表及び業務進行表を作成し行っており、また、これらをもとに協議内容を検証してきたと考えております。	—	—	—	—
43	企画調整課	15 74	意見	【No.12 那覇市版総合戦略等策定支援業務委託】 ○再委託についての妥当性 委託業務のうち重要なものを再委託しているが、委託先と再委託先との共同事業としてプロポーザルさせるなどの対応を検討されたい。	要	—	—	—	—	整理済み

(平成28年度)				外 部 監 査 改 善 措 置 票	処理 区分			
ID	所管部署	頁 番号	指摘事項又は意見の内容	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分	
44	市民税課	15 77	指摘事項又は意見の内容 【No.13 平成28年度市民税課課パンチ業務委託】 ○業務委託方針の妥当性 指名競争入札における入札参加資格について、5名以上の指名ができるものとする。参考見積書について、より多数の業者からより具体的なものを取捨選択し、実質的な競争原理を構築させる方を検討されたい。	要	—	平成29年度課税分から入札公告及び広報(ホームページ掲載)で(制限付)一般競争入札として実施します。参考見積書は、直近の入札参加実績のある全事業者から取集しました。	整理済み	
45	市民税課	13 77	意見 【No.13 平成28年度市民税課課パンチ業務委託】 ○個人情報取得の取扱いについて 大量の個人情報取得業務であることから、万が一にも個人情報漏洩事故が発生せぬよう、委託業務終了後は、個人情報取得記録した媒体及びその複製物を破壊した旨の誓約書を委託先から徴取する。市の職員が委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面化して報告するなどの対策が有効と考える。	要	—	仕舞書において、委託者は委託業務終了後のバックアップデータの破壊の指示があったときはすみやかに処理することなどを定めており、次回(平成30年度課税分)の委託から破壊した旨を書面で提出することを追加しました。	整理済み	
46	資産税課	15 79	意見 【No.14 平成28年度標準宅地の時点修正に関する鑑定評価業務委託】 ○本件業務の必要性 そもそも現状において市が本件業務を行うこと自体を再考すべきである。仮に行うとしても、代表的な地点をピックアップして、下落傾向がないことを確認できれば十分であると考える。	要	—	今年度における他の公的土地区画整理(1月1日時点)に「相模原路線(1月1日時点)」において、本市の土地価格は全体として上昇傾向にある。以上を踏まえ、市内他都市の鑑定委託状況を参考にしながら、業務の透明性及び説明責任が確保できることを念頭に、グループ化による鑑定地点の絞り込みを行い、鑑定を行う代替地点を選定します。なお、次年度以降、全体的に下落傾向が認められた場合は、すべての標準宅地を調査を行うこととなります。	整理済み	
47	情報政策課	15 82	意見 【No.15 基幹系業務システム最適化事業に係る印刷関連業務委託】 ○契約期間の妥当性 本件業務を遂行するために機械を導入する必要があり、車年度契約では委託先業者の採算が合わなくなるため委託期間を5年間とした、とのことであったが、業務内容に照らせば、特殊機械の導入が必要とも思えない。結果としてではあるが、発注者は平成22年度から本件業務を継続して受注しているのだから、機械導入コストはかかっていないものと思われる。 また、ハードウェアのメーカー保証期間が5年であり、委託期間をそれに合わせているようであるが、委託期間を5年とすべき相場の契約は可能である(保証期間内)で、より短い期間での契約が可能である。 業務の性質に照らして5年間(かかる)契約を締結する必要はあるか、短期間(車年度)での契約契約が可能かどうかを検討すべきである。	不要	この契約では、各課が基幹システムで出力する300種以上の領票印刷を一括して取扱い、印刷状態を確認して各課の領票印刷を印刷して取り扱っています。現在印刷会社が各種調整を行う必要があり、中でも、ハードコートやOCRを印刷する際の調整が印刷会社から事務執行に支障がでます。印刷業務の工数が増えることにより、印刷委託料、基幹システム業務委託料、調整業務量が増大します。これらを踏まえ経済的合理性・事務執行の合理性から5年契約とすることは妥当と考えます。	—	—	—
48	情報政策課	13 82	意見 【No.15 基幹系業務システム最適化事業に係る印刷関連業務委託】 ○個人情報の取扱いについて 市民の大量の個人情報取得業務であるところ、委託先との契約書類上、個人情報保護を規定している。各課は、業務委託契約締結前、個人情報の取扱いを定める特約条に同意している。 万が一にも個人情報漏洩事故が発生せぬよう、これら以外にも、委託業務終了後は、個人情報取得記録した媒体及びその複製物を破壊した旨の誓約書を委託先から徴取する。市の職員が委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面化して報告するなどの対策が有効と考	要	—	現在締結中の個人情報の取扱いを定める特約について、原案運用案項について整理して契約変更を行い、個人情報保護を破棄する旨の誓約書および証明書を委託先から取集するようになっています。 また、委託先印刷工場を視察して業務状況を確認します。	整理済み	

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	(平成28年度) 指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
50	情報政策課	12 84	意見	<p>【No.16 基幹系業務システム最適化業務(福祉)ことも、生活保護区分)運用維持保守等業務委託】</p> <p>○随意契約によることの妥当性</p> <p>期にわたって継続して受注をされている業者や、他の業務に意図的に市から業務委託を受けている業者との間で随時締結すべき高度の必要性が要求される、といった。さらには、競争入札の方法によるべきである。</p>	不要	<p>本件はプロポーザルによる随時契約を行いました。地方自治体の業務は多岐にわたる市民生活と密接に関係しています。そのため、そのシステムと運用維持保守事業には、確実な深い理解を担保でき、地方自治体の業務とIT技術双方への深い理解が求められる。価格のみで決定する入札に対して、これらを総合的に判断することのできるプロポーザルによる随時契約を採用したことは妥当と考えています。</p> <p>なお、本件のプロポーザルにおいては、技術力やサポート体制などだけでなく価格についても評価することで、競争原理の働く選定方法が採られているものと考えています。</p>	—	—	—
51	情報政策課	15 84	意見	<p>【No.16 基幹系業務システム最適化業務(福祉)ことも、生活保護区分)運用維持保守等業務委託】</p> <p>○契約区分を再検討すべきである。本来別区分の契約について、プロポーザルにおいて一方の評価が著しく低いにもかかわらず、妄断に同区分について一括して契約することは避けるべきである。契約区分ごとに、委託先の選定を慎重に行うべきである。</p>	不要	<p>事業者の選定にあたっては、「福祉・こども区分」「生活保護区分」は区分を分け、別々にプロポーザルによる審査評価を実施し、区分ごとに事業者を選定しています。審査評価には評価要件が定められており、選定された事業者は当該要件の審査評価の結果同区分でも同一事業者が選定されたための規定に適合していません。</p> <p>審査評価の結果同区分でも同一事業者が選定されたため、機器や作業工数の見直し等によるコスト削減や契約事務手続きの簡素化等を目的として契約書を1つにまとめている。当初設定した区分別に選定を行っているため、妄断に同区分について一括して契約したという指摘はあたらないものと考えています。</p>	—	—	—
52	納税課	12 88	意見	<p>【No.17 那覇市納税催告センター運営業務委託】</p> <p>○委託先の決定方法の妥当性</p> <p>委託先の選定に際しては、制限付一般競争入札の方法によることを検討されたい。</p>	要	—	—	<p>納税催告センター運営委託業務は、収納率を上げるために、民間事業者の手法も取り入れる必要があることから、業者の選定内容を重点に選定をする必要があるため、プロポーザル方式で実施していきます。</p>	整理済み
53	納税課	13 88	意見	<p>【No.17 那覇市納税催告センター運営業務委託】</p> <p>○個人情報取扱いの取扱いについて</p> <p>市民の大量の個人情報を取り扱う業務であることから、委託先にも個人情報漏洩事故が発生せぬよう、委託業務終了後は、個人情報等を記録した媒体及びその複製物を破壊した旨の誓約書を委託先から徴取する。市の職員が委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面化して報告するなどの対策が有用と考える。</p>	要	—	—	<p>個人情報取扱いについては、誓約書及び仕様書において秘密の保持及び個人情報保護に関する規定を設けておられます。</p> <p>委託業務終了後は、個人情報等を記録した媒体及びその複製物を破壊した旨の誓約書を徴取することや、月報等での報告、必要に応じて作業所等の個人情報等の管理状況を確認していきます。</p>	整理済み
54	ハイサイ市民課	15 90	意見	<p>【No.18 那覇市市民課窓口業務委託】</p> <p>○委託先の決定方法の妥当性</p> <p>委託先の選定に際しては、競争入札の方法によることを検討されたい。</p>	要	<p>平成30年度契約を予定しているため、委託先選定、委託期間、委託料含め法制契約調と調整を重ね実施検討していきます。</p>	平成30年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
55	ハイサイ市民課	15 90	意見	<p>【No.18 那覇市市民課窓口業務委託】</p> <p>○委託料の妥当性</p> <p>委託先決定後、見積金額の根拠についての実質的検討や、金額について委託先との交渉を行うべきである。</p>	要	<p>平成30年度契約を予定しているため、委託先選定、委託期間、委託料含め法制契約調と調整を重ね実施検討していきます。</p>	平成30年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
56	ハイサイ市民課	15 90	意見	<p>【No.18 那覇市市民課窓口業務委託】</p> <p>○委託期間の妥当性</p> <p>委託期間を2.5年間とする合理的理由がない。</p>	要	<p>平成30年度契約を予定しているため、委託先選定、委託期間、委託料含め法制契約調と調整を重ね実施検討していきます。</p>	平成30年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
59	ハイサイ市民課	13 92	意見	<p>【No.19 那覇市ハイサイ市民課任基システム等入出力業務委託】</p> <p>○個人情報の取扱いについて</p> <p>大量の個人情報を取り扱う業務であることから、万が一にも個人情報漏洩事故が発生せぬよう、実際に作業に当たる職員から誓約書を徴取する。委託業務終了後は、個人情報等を記録した媒体及びその複製物を破壊した旨の誓約書を委託先から徴取する。市の職員が委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面化して報告するなどの対策が有用と考える。</p>	要	—	—	<p>契約の際に「那覇市ハイサイ市民課個人情報取扱いを定める誓約書」を交わしており、漏洩がないよう漏れに規定してあります。漏洩事故が発生しないよう誓約に基つき、防止策を強化していきます。</p> <p>誓約書の徴取等については、次回(平成31年度)契約時に契約内容に盛り込みます。</p>	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分	
60	まちづくり協働推進課	15 94	意見	【No.20 平成27年度又は市民協働推進プログラム整備業務委託】 ○警備員資格のチェック 警備業者で「破産者で復権を得ないもの」は、警備員の下格事由とされている(同法3条)したが、現実に本件の警備業務に従事する警備員から、本人作成の誓約書(破産者で復権を得ないもの)でない旨を徴取し、欠格事由に該当しない事を確認することが望ましい(現状ではなされていない。)	不要	本市の「入札参加資格等に関する要綱」(入札参加者の資格)第2条第10号に「入札参加資格は公安委員会の認定を要するため、警備員資格の要件を満たしているものと認識しています。	—	—	—	
62	文化財課	15 96	意見	【No.21-22 県道153号線外1線街路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託】 ○契約方法の再検討の必要性 文化財という性質上、外部委託前の段階で必要作業の全容が明らかでなく、発掘を進めるにつれて、当初予定していなかった作業が必要となる事態は想定でき ない。しかし、当該事業については、平成27年度の当初の委託契約後、実際に発掘を進めるにつれて想定外の作業が必要となり、作業量が大幅に増加したため、平成27年度に2度の契約変更(委託料の大幅な増額)、平成28年度に2度の契約変更(委託料の大幅な増額)がなされるに至っている。(予算との関係で平成28年3月までで契約期間を一旦区切ったという事情はあるにせよ)なお、当初の指名競争入札がなされた時点とは事情が大きく異なっており、これでは、当該事業を全体としてみれば、競争原理を働かせた上で委託先を選定し、委託料を決定したとはいえない状況になっている。 当初の指名競争入札及び委託契約締結前の段階で、入念な試掘等の調査をすることにより、作業量を予測することができなかったのか、慎重に検証すべきである。	要	—	—	—	事前の試掘調査は、遺跡の有無及びに大よその範囲を確認するものであります。精査は本発掘調査において行うため、試掘調査は最小限の範囲での掘削に留めます。このように、試掘調査の性格上、本発掘調査の費用・期間を正確に予測することは、極めて困難であります。しかしながら、契約変更に至ることのないよう、試掘調査の精度を上げるべく鋭意努力いたします。	整理済み
63	文化財課	16 96	意見	【No.21-22 県道153号線外1線街路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託】 ○契約方法の再検討の必要性 当初の指名競争入札の理由として、地方自治法施行令167条の3号(一般競争入札に付することの不利益と認められるとき)が記載されているが、なぜ「不利」と言えるのか、明らかではない。指名競争入札理由としては、むしろ同条1号が適しているものと考えられる。	要	—	—	—	指名競争入札の理由としては、地方自治法施行令167条の1号が適していると確認しました。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
64	文化財課	16 96	意見	<p>【No.21,22 県道153号線外縁街路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託】 ○埋蔵文化財調査における報告書の未刊行問題について 平成28年12月のアコム報道により、那覇市が実施する埋蔵文化財調査において、調査後に刊行する調査報告書14件が、専門員の原簿執筆の遅れにより未刊行となっていること、未刊行が常態化しており、印刷物の納品がなれないにもかかわらず、業者に申し印刷費全額を支払っていたことが明らかとなった。 文化財課の担当者によれば、上記問題が生じた理由としては、発掘調査から資料整理、報告書作成、納品までを1名の職員にて担当し、他の職員による確認を行わなかったこと、課内における支出決算に際し、納品された報告書の確認がなされなかったことが挙げられる。 今後は、(1)報告書の納品に際し、担当職員以外の職員も立会い、確認する。(2)支出帳簿の作成に際しては、検収調書とともに印刷物の添付を必須とする。(3)事務処理マニュアルを作成し、それに即して業務を遂行するなど対策が有効であると考えられる。 (なお、本件事業(「首里平良橋周辺遺跡」の発掘調査)は平成30年度に報告書を刊行の予定であり、上記の未刊行問題はないとの事であるが、「同じ」の問題であることから、今後注意が必要であり、ここに意見として記載することとした。)</p>	要	—	—	<p>報告書発刊に関する手順書を作成し、着手から発刊までの工程表に沿って定期報告を行うことで進捗管理・指導体制を構築し、未刊行の再発防止を図ります。 平成28年度より実施「1」報告書の納品に際し、担当職員以外の職員も立会い、確認する。2.支出帳簿の作成において、検収調書とともに印刷物の添付を必須とする。3.事務処理マニュアルを作成し、それに即して業務を遂行する。」などを実施しております。</p>	整理済み
65	文化振興課	16 99	意見	<p>【No.23 那覇市民会館履歴台技術業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 指名競争入札の入札参加資格について、5名以上の指名ができるようなものにする、見積書について、より多数の業者から具体的なものを徴取するなど、実質的な競争原理を機能させるべきである。</p>	要	—	—	<p>耐震診断結果に伴い、H28年度10月に休館となってからは、委託契約も11月末で終了しています。 今後、同様な契約が予定される場合には、「意見」を踏まえ、競争原理を機能させる選定方法を検討します。</p>	整理済み
66	なはまちなか振興課	16 102	意見	<p>【No.24 マチグラーのにぎわい事業業務委託】 ○当該事業を市が実施する必要性 そもそも当該事業を市が実施すること自体を再検討すべきである。一般テナントに賃貸するなど、通年、他の用途に供した場合は経済合理性を検討すべきである。</p>	要	—	—	<p>事業の目的がおおむね達成したことから、平成29年度は規模を縮小し事業を実施しております。なお、平成30年度以降は、喫緊の課題となっている第一牧志公設市場の建替えにともなう現入居事業者の受け入れ先として、仮設市場に入居できない市場事業者の受け入れを予定しております。</p>	整理済み
67	なはまちなか振興課	13 16 102	意見	<p>【No.24 マチグラーのにぎわい事業業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 仮に当該事業を継続するとしても、価格の点をプロポーザルにおける採点基準に念める、見積金額の相違を実質的に検討するなどして、委託料の金額の妥当性を慎重に検討した上で委託契約を締結すべきである。</p>	要	—	—	<p>意見をふまえて、マチグラーのにぎわい事業のプロポーザルにおいて、価格点を採点基準に含めて審査を行いました。なお、平成30年度以降は、第一牧志公設市場の建替えにともなう現入居事業者の受け入れ先の予定となっていることから、平成29年度で当該事業は終了する予定となっております。</p>	整理済み
69	観光課	16 105	意見	<p>【No.25 外国人観光客受入整備業務委託】 ○市が本件業務を行う必要性 そもそも事業を市が実施すること自体を再検討すべきである。</p>	要	—	—	<p>収益性の乏しい事業内容となっており、民間にて実施することとは困難と考えます。 外国人観光客が増えている現状においては市が継続して実施する必要があると判断しています。</p>	整理済み
70	観光課	13 105	意見	<p>【No.25 外国人観光客受入整備業務委託】 ○委託料の妥当性 委託料の金額についても、複数の業者から参考見積書を徴取する、見積金額の根拠を実質的に検討する、明確な数値基準を設定するなどして、委託料の金額の妥当性を慎重に検討した上で委託契約を締結すべきである。</p>	要	—	—	<p>仕様書の内容を見直し、複数業者からの参考見積書を徴収し、委託金額の設計を行います。</p>	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	指摘区分 頁番号	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
71	環境保全課	12 110	指摘事項又は意見の内容 【No.27 平成27年度那覇市公共用水域及び地下水の水質測定業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 指名競争とした理由は「計量証明業務を適切に履行できる業者を選定するため」となっているが、資格要件を付した制限付一般競争入札でも可能である。この点に関し、所管課から「参加資格制限を設定留付により、制限付一般競争入札を実施することは可能と判断し、平成29年度入札より実施予定との回答であった。制限付一般競争入札を採用されたい。」	要	—	—	平成29年度入札では、制限付一般競争入札を採用しました。今後も、制限付一般競争入札を実施する予定としています。	整理済み
73	鹿藥物対策課	16 113	意見 【No.28 エコマール那覇プラザ棟内営業推進業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 プロポーザル実施スケジュールは、公募期間3月11日～18日、契約締結日は3月27日である。 当初は26年度12月補正予算で債務負担行為とする予定であったが、スケジュール調整が間に合わず、2月議会の一般会計予算承認後に手続を開始したため、ダイレクトなスケジュールとなったようである。 応募者がプレゼンのための時間の余裕を持たせる必要があることから、今後は時間に余裕のあるスケジュールとされたい。	要	—	—	次期委託契約(平成30年4月1日～平成33年3月31日)に係る受託者選定につきましては、平成29年度当初予算において債務負担行為を設定しております。 公募期間を約6月に拡大し、応募者の準備期間を確保します。	整理済み
75	チャーターがんじゆう課	13 116	意見 【No.29 介護保険事業所等の開業・検査等業務委託】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取組について 介護保険事業所等法令や基準等に沿った事業運営を行わせることにより、介護保険制度の健全かつ適正な運営を図るためには、当市で介護福祉事業を行っている事業者の実態を適切に把握する必要があります。よって、当事業の目的及び必要性を踏まえて、現在の事業目的の達成状況を検証し、未達成となっている「原因」を分析し、必要な対応を協議し、那覇市の限られた財源、時間の中で段階的な解決のための具体的な行動に基づき予算策定につなげることが望ましい。	要	—	—	サービス種別や新規事業所などについて考慮した上で、事業者を選定し、候選等を実施しています。また、委託者からの報告を受け、指摘の多い事項について、集団指導やホームページにおいて、全事業所への周知を行っています。	整理済み
77	チャーターがんじゆう課	13 119	意見 【No.30 整理されたあいデイサービス業務委託】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取組について 当該事業のサービスを利用する人が当サービスの存在を知っていただければ、利用することができます。サービスの存在を知っていただけても、サービスを利用していない「原因」などを把握しなければ、今後、当事業の目的である「生きがいのある生活を支援」することの達成が限定的なものになると思われる。 さらに、受託者の当事業に関する平成27年度の「サービス区分資金収支計算書」では、事業活動収入(サービス区分資金収入)計1,491,578円となっており、事業活動資金収支差額は▲491,578円となっていることについては、受託者から提出された資料により把握できているはずであるが、支出超過の「原因」を把握していない。 よって、当事業の目的及び必要性を踏まえて、主として上記について現在の事業目的の達成状況を検証し、未達成となっている「原因」を分析し、必要な対応を協議し、那覇市の限られた財源、時間の中で段階的な解決のための具体的な行動に基づき予算策定につなげることが望ましい。	要	—	—	介護予防、日常生活支援総合事業のプラットフォーム及び広報誌等にて、周知啓蒙を実施したほか、入居者カードを作成し、参加者の年齢、性別等の現状把握を行っています。 今後は、モデル的に市で構成した介護予防リーダーを配置することにより、プログラムの検討を図り、新規参加者及び男性参加者の増加に取組んでまいります。 また、事業における取組については、予算見積りの際に参加者との十分協議するともに、予算執行についても適宜受託者に確認をとると、適切な執行管理を行ってまいります。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
78	チャージャー じゅう課	13 122	意見	<p>【No.31 那覇市地域包括支援センター業務委託】 ○「請求書」の日付の取扱いについて、見直しを検討された。 今回監査対象となった受託者12名から提出されている「請求書」の起票日と全日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全日付が手書きで記入されている。請求書の日付欄の記入された文字と支出命令書に記載された担当者名・TEL欄に記入された文字の重複が認められ、それぞれの事業者であるはずの両者の請求書の日付が類似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」を提出し、再担当者から「請求書」の日付を記入した請求書がある。担当部署の回答は、「ご指摘のとおり、事務処理の上の都合で日付を空けていたことは委託先への負担となるため適当ではないと認識しております。そのような原因として、検収に時間をかけすぎているのか、業務過多による影響があるかを課内で検討したいと思っております。」とのことである。</p>	要	—	—	<p>担当者が業務過多に陥らないよう、平成28年度に入り事務分掌を改めて直しました。また、検収・請求処理に時間をかけ過ぎないよう、複数人での処理するようになりました。これにより、以前より請求書の日付は提出時に事業者に記入してもらい、空欄が無いように提出してもらっております。</p>	整理済み
79	チャージャー じゅう課	13 122	意見	<p>【No.31 那覇市地域包括支援センター業務委託】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取組について検討された。 「サービスが低い」地域包括支援センターに対する担当部署の回答は、「サービスが低い」地域包括支援センターは無く、委託事業としてには達成できていると思っております。」とのことであった。 しかし、その一方で、当事業により委託設置された地域包括支援センターの職員の定着率が低いのは12先中40%ほどであり、あまり良いものと言えない状況である。当事業のように、主に人の手によって提供されるサービスの場、そのサービス提供者の職員の定着率が低い場合、今後も引き続き、適切なサービスが提供されない恐れがある。 よって、当事業の目的及び必要性を踏まえて、主として上記について現在の事業目的の達成状況を検証し、職員の定着率を低い原因についてさらなる掘り下げて、受託者と必要な対応を協議し、段階的な解決のための具体的な行動に基づき予算策定につなげることが望ましい。</p>	要	—	—	<p>地域包括支援センター業務及び運営に関する評価を年1回実施し、受託法人と協議の場を持ち、改善につなげるよういたします。(平成28年度評価を受託法人へ送付。(平成29年6月28日)) 新たに追加された業務(認知症対策、総合事業対応等)については、人員を増加し、業務の負担軽減を図りました。今後も適切なサービスが提供されるよう改善を行ってまいります。</p>	整理済み
80	健康、福祉課	126	意見	<p>【No.32 那覇市リフト付きバス運行業務委託】 ○サービスの不足感 利用者からの事前予約受付で断る場合があるため、利用者の延べ人数に含めない利用希望がある。担当部署は、サービスの不足感があることは懸念しているが、どの程度、予約受付を断っているのかの真態を把握していない。 当事業の目的及び必要性を踏まえて、委託先業者と連携してサービスの実質的な対象者、登録者数を把握し、上記の「サービスの不足」といつ「課題」の原因を分析し、必要な対応を協議し、那覇市の限られた財源・時間の中で段階的な解決のための具体的な行動に基づき予算策定につなげることが望ましい。</p>	要	委託先業者と連携してサービスの実質的な対象者、登録者数を把握し、サービスの不足感解消に向けて、利用条件の見直しなど、改善に努めます。	平成28年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
81	障がい福祉課	16 126	意見	<p>【No.32 那覇市リフト付きバス運行業務委託】 ○契約額変更の見直しについて これは、委託者が当サービスを利用してするために所有しているバスの老朽化しているため、H27年度で買い替えるを見込んでいたが、買換えてできなかったことによる減額である。 しかし、「予算執行向書」には「第2回目の支払いを実績に基づき精算する」との記載があるのみで、上記の理由が記載されていない。 よって、決定された「契約額」を変更する場合には、変更となった理由について明記することが望ましい。</p>	要	—	—	平成28年度より、「契約額」を変更する場合には、変更となった理由について具体的に明記し対応しています。	整理済み
82	障がい福祉課	13 126	意見	<p>【No.32 那覇市リフト付きバス運行業務委託】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取り組みについて検討されたい。 外部監査で把握できる限られた情報からはどの水準が適切な契約額であるかを検討できないほど、「予算額」の策定の手続き、「予算額」と「決算額」の差異について「検証」が十分になされていない。 今後は、「予算額」を策定するために必要な情報を過去の実績を「検証」することによって、適切な「予算額」を策定することが望ましい。</p>	要	—	—	「予算額」と「決算額」の差異については、予算精算の段階において過去の重積簿から必要項目について精査するとともに、執行段階において、見積額の変更が必要な場合は、市へ相談するよう委託先にも指導を行いました。今後も適切な予算執行に努めていきます。	整理済み
83	福祉政策課	13 129	意見	<p>【No.33 那覇市安心生活創造推進事業業務委託】 ○「請求書」の日付について、見直しを検討されたい。 受託者から提出された「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と同日になっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当署名・TEL」欄に記入された文字の筆跡が類似しており、受託者から日付を写像した「請求書」を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入したおそれがある。</p>	要	—	—	受託者からの「請求書」については日付を印字した請求書となっていないか確認し、印字された請求書のみを受理することと電子メール受信等による請求書の取り扱いについては、庁内の動向を見ながら対応していきます。	整理済み
84	福祉政策課	13 129	意見	<p>【No.33 那覇市安心生活創造推進事業業務委託】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取り組みについて検討されたい。 当事業の対象となる市民は、介護が必要な者、65歳以上の者の内、見守る必要がない方(施設入所者、家族と同居、単身者でない)を除いた市民であり、当事業の目的達成のため、地域の自治会が中心となって「地域見守り隊」を30結成するほか、「四者意見交換会」を年3回開催することで、現状把握と「課題」共有し、改善に努めている。 しかし、事業目的達成のために活発な議論によって、以下の「課題」について認識しているが、解決できていない状況である。 「地域見守り隊」で支援対象者を「見つける」という事が一番難しい「個人情報保護の壁が立ちちはたたり、自治会に名簿を提供できないのが不満」「自治会のない、空白地域の対応」「地域コーディネーターの人材育成が不足している」。 当事業の目的を達成するため「適切なスキルを持つ地域コーディネーター」の人材確保、人材教育など現在の水準を超える多くの財源が必要となるため、上記の「課題」を解決するために、「課題」を生じさせている「原因」について、さらに踏み込んだ「抜本的な」ない「抜本的な」を行い、その中から「真の原因」を把握し、那覇市の限られた財源、時間の中で段階的な解決のため具体的な行動に基づく予算策定につなげることが望ましい。</p>	要	—	—	<p>当事業の目的である「抜け漏れのない、実態把握」につきましては、地域見守り隊の結成促進に地域コーディネーターが関わり、年齢を問わず見守りが必要な対象者や、自ら困りごとを発覚できない対象者の困りごとの個別相談・支援を行うことで、機動的な課題を抱える世帯や制度の問題等の真態把握や働きかけを行っています。 また、当事業を遂行するためには、コーディネーターの育成が重要と考えており、自治会や民生委員児童委員との連携、両者を結び付けるノウハウや見守り活動の必要性を住民に周知する方法等、現場の〇〇を中心としてコーディネーターの育成に取り組んでおります。 今後につきましては、地域見守り隊を結成した後、コーディネーターのフォローのあり方を念め、見守り活動の実態把握、対象者の個別支援の内容や課題を整理し、解決に向けて、課題を共有し、支援に必要なノウハウを明らかにすることで、地域コーディネーターのスキル向上につなげてまいります。</p>	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	措置	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
85	保健管理課	13 132	意見	【No.34 那覇市学習支援事業業務委託】 ○請求書の日付について、見直しを検討されていた ○請求書の契約のため、受託者から毎月提出されている 「支出命令書」について、日付が手書きで記入されており、 「請求書の起算日」として同日となっており、「請求 書の日付欄の記入」として「支出命令書」に記載 された「担当者名・ID」欄に記入された文字の集約が 酷似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求 書」を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入したお それがある。	要	—	—	—	平成29年度から「請求書」の日付については、提出の際に 日付を入れて提出するようにしております。 電子メール受信率による請求書の取扱いについては、庁内 の動向を見ながら対応していきます。	整理済み
86	保健管理課	16 132	意見	【No.34 那覇市学習支援事業業務委託】 ○概算払いの場合の「予算執行向」の取り扱いは、見直し を検討されたい。 「概算払い」の「請求書」、「支出命令書」とは別に「予算 執行向書」が作成されており、件名「〇〇の精算につい て(1回目)」の〇〇書きが各支払いの回数で記載が違っ ているのみであるが、「起算日」、「決算日」は全て「平成 28年3月31日」日となっている。 契約締結前の「起算用紙」に記載された概算理由とし て「概算払をしなければ人件費や物件費等の支払いが 困難となり業務運営に支障をきたす」としており、受託者 と締結した業務委託契約書の第4条4項「甲は、前項 の委託料について、この請求書及び精算払いにより委 託料を支払うことができる」としているため、上記の「予算 執行向」書」の作成意義が乏しい。形式だけを整えるた めの時間を削減し、当市が抱える様々な問題解決のため の「検証」に時間をかけることが望ましい。	要	—	—	—	那覇市学習支援事業業務委託の概算払いについては、那覇 市会計規則第61条第1項第3号に基づいて行っております。同 規則第62条第1項により概算払いの精算をしなければなら ませんが、業務委託期間が3月31日までととなっているため、業務が 完了した日(3月31日)をもって概算払いについて精算を行って おります。 精算については、概算払い額に行う必要があり、各精算毎 に精算のための起算、決算を受ける必要があることから、現状 では、法令上、会計システム上、変更することは難しいものと 考えております。	整理済み
87	特定健康診課	13 135	意見	【No.35 特定健康診査委託契約】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取組について 検討されたい。 その市町村においても受診率が十分ではないため、 後期高齢者支援金の加算・減額制度も設けられており、 当市における予算の執行割合は毎年80%前後である。 よって、担当部署では「生活習慣病の発症・重症化の 防止」に向け「医療費の適正化」は実現するため、受 診率向上のための取組として「特定健康診査に関するア ンケート調査」などを行っている。 受診率が向上して止まっている主な原因については、健康 対策に向けたアンケートから把握した主な未受診の理 由は、「仕事などで忙しい、面倒である」、「定期的に通 院しているため」などがあげられている。 「生活習慣病の発症・重症化の予防」に向け、受診率のさら なる向上のための取組を検討されたい。	要	—	—	—	○平成29年3月に対象者配布用パンフを作成。5月には協力 依頼文書を115医療機関に送付。10月末までに63医療機関 へ訪問等を実施し、事業の説明や協力依頼を行いました。 ○平成29年12月に保険証(受診券付)未更新の国保加入者 897人へ、平成29年12月にまちなか健康診査の案内ハガキを送付 しました。 ○平成29年10月に協会けんぽ、連合会、労働局、那覇市の 連名文書を、対象事業所数1,002か所へ送付しました。また、2 事業所の協力を得て、国保加入従業員向け案内文書を送付 しました。 ○健康増進課にて、平成29年8月から12月末まで「健康づくり ポイント」事業を実施し、ポイント獲得者を対象に抽選による景 品引換を実施中です。 今後とも医師会や連合会等関係機関と連携し、特定健康診査 受診率向上のための取組を進めてまいります。	整理済み
88	健康増進課	13 138	意見	【No.36 4種混合ワクチン(個別)予防接種委託】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取組について 検討されたい。 予防接種率を向上させてきているものの、担当部署と しても4種混合は目標の95%を達成しているが、特に 感染力が強い麻疹・風疹を予防するMRワクチンの目標 達成が課題であるにもかかわらず、未だ目標を達成す ることができず、周知や接種勧奨が不十分という認識 であるため、受託者と連携しながら予防接種率を向上 させる取組を検討されたい。	要	—	—	—	従前から実施する対象者への個別通知に加え、平成29年度 より①乳幼児健診時までのチラシ(当日受診できる病院リスト を記載)配布、②MIRI期未接種者未接種者への接種勧奨ハ ガキの送付に取組んでいます。 また、③医師会と連携したかかりつけ医からの接種勧奨の強 化を図るため、H29年5月18日開催の医療協議会において那 覇市医師会へ協力の要請を行いました。 今後とも周知・勧奨の強化に取組んでまいります。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
90	地域保健課	13 140	意見	【No.37 妊婦健康診査】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取組の組みについて検討されたい。 ○受診者のさらなる向上のために、まずは当該事業の妊婦健康診査の人数、そのうち受診していない妊婦の人数などの「実績」を把握するだけでなく、受診率が十分でない原因を検証されたい。 その際には、親子健康手帳情報と妊婦健康診査情報とのシステム上の照合を取入れることによる効率化を図ることも合わせて検討されたい。	要	—	—	妊婦健康診査未受診の理由については、流産や死産、転入転出が含まれます。また、妊娠判明、母子(親子)手帳交付、受診から請求、それぞれにタイムラグが存在し、限られた妊娠期間中に未受診者の実績把握や、受診率が十分でない原因検証を行うことは難しい状況にあります。しかし、母子健康手帳交付窓口では、妊婦健康診査の重要性や妊娠初期からの定期健診の必要性について、今後も継続して指導を行います。 なお、全体的に妊婦健康診査の受診状況の把握や行政と医療機関との情報共有等について、課題となっており、現在、医務課を中心に、各市町村と医療機関との双方からの情報共有システムについて検討中です。	整理済み
91	こどもみらい課	13 143	意見	【No.38-39 乳幼児健康支援一時預かり事業委託料】 ○「請求書の日付」について、見直しを検討されたい。 ○「請求書の日付」について、受託者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全て同日となっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当者名・TEL」欄に記入された文字の筆跡がそれぞれ別の事業者であるはずの両者の請求書の日付が酷似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入したものがあがる。	要	—	—	平成29年度から、業務完了後に受託業者より請求日を記載した請求書を受領しています。 電子メール受信等による請求書の取り扱いは、庁内の動向を見ながら対応していきます。	整理済み
92	こどもみらい課	13 16 143	意見	【No.38-39 乳幼児健康支援一時預かり事業委託料】 ○利用者人数に基づく契約額と、実績に基づく精算について、見直しを検討されたい。 ○当事業は国の「保育対策等促進事業費補助金交付要綱」に基づいて実施されており、契約額については、前期の利用者人数の実績を踏まえて、要綱の別表に基づいて算定されることから、最終月の利用実績見込みなどによる精算ができないため、形式上、差額が生じている。 しかし、当該事業の目的を達成するためには通常業務を適切に対応しながら、それに加えて当該事業を対応できる受託者の当該事業の趣旨に対する十分な理解と、当市と受託者との信頼関係がなければ、当該事業を継続することは困難となる恐れがある。 よって、形式だけで判断してはならず、「実績」を十分把握して、「検証」し、次の予算算定に反映させることが望ましい。 また、本件のように国の要綱などのルールに倣わなければならない場合であっても、国の所管部署に現場の声を聞き、実績に合うようなルール変更を要望されたい。	要	—	—	当事業においては、契約額については、前期の利用者人数の実績を踏まえて、要綱の別表に基づいて算定されることから、最終月の利用実績見込みなどによる精算ができないため、差額が生じることは把握しています。 今後、この指値のよび「実績」の十分な把握と、今後の見直しについて「検証」を行い、当該事業の受託者に係る負担を軽減を図られるよう国、県へ要望していきたいと思っております。	整理済み
93	こどもみらい課	16 143	意見	【No.38-39 乳幼児健康支援一時預かり事業委託料】 ○利用人数に基づいて、見直しを検討されたい。 ○「見直し」については、利用人数などで契約額が決定される事業の委託契約について、受託者から「見直し」を提出しても必ずしも必要ないという十分に検討して、提出を不要にしても支障がないのであれば、受託者にとっての「見直し」の作成、提出、当市において「見直し」の受理、内容確認などの業務負担を軽減することが望ましい。	不要	当事業における業務委託契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約であることから、本市における契約等に関する事項を規定する那覇市契約規則第23条第1項第1号の規定により受託者から見積書を徴しています。 また、当該事業における支出負担行為において、支出予定額を確定する上でも見積書の提出は必要と考えます。	—	—	—

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
94	文化財課	12 146	意見	<p>【No.40.68 御細工所跡緊急発掘調査事業委託】</p> <p>○業者選定方法の妥当性 「発掘調査業務では、専門的な技術や経験が求められることから、「埋蔵文化財発掘調査」の民間発掘調査関係者への外発委託にあつては、基本方針に定める要件を満たす業者に委託する必要があるため」指名競争入札を行ったことである。一般競争入札の資格要件として設定すれば制限付一般競争入札が可能であり、自治体では一般競争入札が原則的な契約方法であり、指名競争入札を選択する場合は地方自治法で定めている要件を満たしているか、事前に十分検討されたか。</p>	要	—	—	発掘調査業務については、平成29年度から制限付一般競争入札で実施しております。	整理済み
95	建築指導課	13 148	意見	<p>【No.41 平成27年度アスベストデータベース位置特定業務委託】</p> <p>○予定価格の事前公表 事前公表した理由については「予定価格を事前に開示することから、不正を防止しよとすると等の不正な行為を未然に防止するため、那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領第5条第2項により入札執行前に公表するものとして定められていることから、当該事務取扱要領の趣旨に鑑み当該業務においても予定価格を公表することとした」との回答であった。</p> <p>建設工事等に関しては、上記取扱要領より予定価格を事前公表するルールとなっているが、その他の委託業務については特段の規定はなく、取扱要領を準用したものである。</p> <p>予定価格の事前公表に関しては、落札率が高止まりするなどの弊害が生じる場合があるが、今回は最低制限価格を設定しており落札率は高止まりしていないが、取扱要領を安易に準用することについて見直しを検討されたい。</p>	要	—	—	本件業務委託につきましては、不正な行為の未然防止が重要と判断し、予定価格の事前公表を行いました。今後は、事前公表による弊害が生じると判断した場合、不正行為の未然防止も考慮しながら予定価格の事前公表について対応していきます。	整理済み
96	建築指導課	13 148	意見	<p>【No.41 平成27年度アスベストデータベース位置特定業務委託】</p> <p>○予定価格の事前公表 「那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要領」には最低制限価格の設定方法、その範囲の上下範囲も規定されている。今回の入札では予定価格のほかに、最低制限価格を設定する旨も公告されているため、すべての入札者が予定価格の6/10から8/10の範囲で入札することになり、積算能力の低い業者が応札することとなり、積算能力の低い業者が応札することによる弊害が生じる恐れがあり、事前公表のあり方について検討されたい。</p>	要	—	—	入札の際に入札金額とその内訳書の提出を義務付けており、積算能力の低い業者の参入の排除を図っております。今後引き続き同様な対応を行ってまいります。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
97	都市計画課	13 150	意見	<p>【No.42 平成27年度那覇市景観形成行動計画推進業務委託】</p> <p>○予定価格の事前公表 事前公表の理由については「予定価格を事前に知らざる不公正な行為を未然に防止する趣旨より」(那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領)第5条により、事前公表するものとするは定められていることから、当該業務においても予定価格を公表しておりますとの回答であった。建築工事業に關しては、上記取扱要領により予定価格を事前公表するルールとなっているが、その他の委託業務については特段の規定はなく、取扱要領を準用したものである。</p> <p>○予定価格の事前公表に關しては、落札率が高止まりするなどの弊害が生じる場合がある。今回の入札では落札率が97.6%と高止まりしており、取扱要領を安易に準用することについて見直しを検討されたい。</p>	要	—	—	<p>本件業務委託につきましては、不正な行為の未然防止が必要と判断し、予定価格の事前公表を行いました。今後は、事前公表による弊害が生じると判断した場合は、不正行為の未然防止も考慮しながら予定価格の事前公表について対応していきます。</p>	整理済み
98	地籍調査課	12 152	意見	<p>【No.43 那覇市首里登壇4丁目・繁多川4丁目の一部地籍調査業務委託(P・G工程)】</p> <p>○業者選定方法(契約方式)の妥当性 指名競争とす理由には、「当該業務には測量士・土地家屋調査士の資格を有する者が必要のため」とのことである。</p> <p>○入札に際し一般競争入札の資格要件として設定される制限付一般競争入札が可能である。</p> <p>○指名業者選定委員会においても同様の指摘があり、28年度からは同内容の契約について制限付一般競争入札が実施されている。27年度も一般競争入札ができたはずであり、指名競争入札を選択する場合は地方自治法で定めている要件を満たしているか事前十分に検討されたい。</p>	要	—	—	<p>平成28年度当初からは制限付一般競争入札で実施しております。</p>	整理済み
100	花とみどり課	12 154	意見	<p>【No.44 平成26年度松山公園展示設計製作業務委託】</p> <p>○結果公表のルール 募集要項によると、「審査結果は事務局ホームページに掲載する」とあるが、ホームページを閲覧したところ、審査結果は確認できなかった。これに關しては「当時のホームページには掲載していたが事業完了後に掲載を終了した」との回答であった。那覇市では過去6年程度「お知らせ」についてはホームページ上で閲覧できるようにしており、審査結果についても、公表ルールを定め適切に運用されたい。</p>	要	—	—	<p>結果公表につきましては、「那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」に準じて対応していきたいと考えております。</p> <p>今後結果公表のあり方については庁内の動向等を踏まえ、対応を行っていきたくと考えております。</p>	整理済み
101	花とみどり課	154	意見	<p>【No.44 平成26年度松山公園展示設計製作業務委託】</p> <p>○プロポーザル方式の評価基準 審査要領の選定方法に關して「委員は、評価点の合計を参加者ごとに単純集計し、1位及び2位を選定する。順位を1位とした委員の数が多い順に、優先交渉権者1名及び次点者1名を選定する」と規定している。この方法だと、低い評価をした委員の意見が反映しにくくなり、評価が大きく分かれる事業者が選定される可能性がある。</p> <p>○今回、配点で評価しても結果は同じであった。評価基準の見直しを検討されたい。</p>	要	—	—	<p>プロポーザル方式の評価基準については「指定管理者制度に關する運用指針」で示されているものであります。今後評価基準等のあり方については庁内の動向等を踏まえ、対応を行っていきたくと考えております。</p>	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
102	花とみどり課	16 154	意見	<p>【No.44 平成28年度松山公園展示設計製作業務委託】 ○契約変更の妥当性 履行期限を平成27年3月31日から9月30日に183日延長している。 延長理由は、「設計を進めるにあたり、専門家や地域関係者を吉む検討委員会において意見を収集しておき、展示計画を決定するまでに当初計画以上の時間を要したため」となっている。また、別件の本体工事の遅れにより現場への展示物の搬入、設置が遅れたことも一因である。 変更契約の際は、補正予算に計上し議会の承認を得て繰越明許費として次年度の支払いを可能にしていた。 前工程の遅れもあり年度内に業務が完了しないことがあらかじめ判明していたのであるから、契約締結時に債務負担行為として契約されたい。</p>	要	—	—	年度内に業務が完了しないと判明しているものについては、国や県、市の企画財務部と協議し、予算の債務負担行為等の手続を行うことにより適正な履行期間での契約に取組みます。	整理済み
103	建設企画課	12 157	意見	<p>【No.45 那覇市在環境基礎調査(密集・まちなか居住)業務委託】 ○結果公表のルール 募集要項によると、「審査結果は事務局ホームページに掲載する」とあるが、ホームページを閲覧したところ、審査結果は確認できなかった。那覇市では過去6年程度「お知らせ」についてはホームページ上で閲覧できるようになっており、審査結果についても、公表ルールを定め適切に運用されたい。</p>	要	—	—	結果公表につきましては、「那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」に準じて対応していきたいと考えます。 今後結果公表のあり方については庁内の動向等を踏まえ、対応を行っていきたいと考えます。	整理済み
104	建設企画課	13 157	意見	<p>【No.45 那覇市在環境基礎調査(密集・まちなか居住)業務委託】 ○プロポータル方式の評価基準 審査要領の選定方法について「順位を1位とした委員の数が最も多い提案者を第一位とする」と規定している。 この方法だと、低い評価をした委員の意見が反映しにくくなり、採点が大きく分かれる事業者が選定される可能性がある。 なお、今回は、配点で評価しても結果は同じであった。</p>	要	—	—	プロポータル方式の評価基準については、「指定管理者制度に関する運用指針」で示されているものと一致しており、今後、評価基準等のあり方については庁内の動向等を踏まえ、対応を行っていきたいと考えます。	整理済み
105	建設企画課	16 157	意見	<p>【No.45 那覇市在環境基礎調査(密集・まちなか居住)業務委託】 ○契約期間変更の妥当性 履行期限を平成28年3月25日から3月31日に6日延長している。 「那覇市在花ストック活用モデル事業」は準備期間が短く、マッチング事例を発表するシンポジウムが開催できなかった。そこでモデル事業の効率や啓発に向けたリーフレットの作成業務に内容を変更することになり、契約期間を延長している。 契約期間延長はやむを得ないが、モデル事業についての周知不足が原因と考えられ、契約期間の終期に間に合うように、スケジュール管理を適切に行っていたきたい。</p>	要	—	—	平成28年度より、業務委託の早期発注に取組み、スケジュール管理を適切に行ったことで、契約期間内に業務を完了することができました。 今後早期発注に努め、スケジュール管理を適切に行っていきたいと考えます。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
106	公園管理課	12 160	意見	<p>【No.46 平成27年度緑ヶ丘公園樹木剪定業務】 ○業者選定方法(契約方式)の妥当性 那覇市契約規則第18条では「なるべく5名以上指名するものとする」とあるが今回は7社を指名しており、指摘事項はない。 指名競争とした理由については、指名競争入札理由書によると、「市街地での剪定業務は経験が重要視されることから、一般競争入札によると履行能力のない者が参加する可能性があるため」としている。 一定の資格要件を付せば制限付一般競争入札が可能である。自治体では一般競争入札が原則的な契約方法であり、指名競争入札を選択する場合は地方自治法で定めている要件を満たしているか事前に十分検討されたい。</p>	要	—	—	剪定業務の発注のやり方が、法令で定めている要件を満たしているか十分検討したところ、制限付一般競争入札にて業者の選定を行ったとしても、業務内容の要件を満たすことが可能だとの結論に達しました。 よって、今年度から制限付一般競争入札で実施しております。	整理済み
107	道路管理課	12 162	意見	<p>【No.47 平成27年度道路樹木維持管理業務委託(その1)】 ○業者選定方法(契約方式)の妥当性 指名業者は5名以上と契約規則にあるが、10社を指名しており問題ない。 那覇市内を2エリアに分割し、エリアごとに10社を指名しそれぞれ指名競争入札している。全エリアを1社に委託した場合、倒産等のリスクに対処できないことかからエリアで分割発注しているとのことであり、特段指摘事項はない。 指名競争入札とした理由は、街路樹の剪定には一定の技術が必要だが、那覇市内には当該業者が20程度しかいないため、一般競争しなくとも上記のように指名競争入札することによって一定の競争原理が働くためとしている。 一定の資格要件を付せば制限付一般競争入札が可能である。自治体では一般競争入札が原則的な契約方法であり、指名競争入札を選択する場合は地方自治法で定めている要件を満たしているか事前に十分検討されたい。</p>	要	—	—	制限付一般競争入札方式による業者選定の検討を行い、平成28年度街路樹維持管理業務委託より、同方式による契約を行ってまいります。	整理済み
108	道路管理課	13 162	意見	<p>【No.47 平成27年度道路樹木維持管理業務委託(その1)】 ○予定価格の事前公表 事前公表した理由については、「那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」第5条に準じて事前公表しているとの回答があった。 予定価格の事前公表に関しては、落札率が高止まりするなどの弊害が生じる場合がある。今回の入札では応募者数も多かったことから落札率は高止まりしていることまでは言えないが、取扱要領を妄断に準用することにについて見直しを検討されたい。</p>	要	—	—	当該業務は那覇市道の街路樹等に関する管理(剪定・除草・撤去等)であり、業務の性質としては建設工事等に近い内容であります。 過去2年間(平成25年度、26年度)の入札結果を見ると、全(4件とも)88%の落札率となっており、ある程度の競争性が働いているものと考えられます。 今後は、入札状況を注視しつつ、事前公表による弊害が生じると判断した場合は、不正行為の未然防止も考慮しながら予定価格の事前公表について対応していきます。	整理済み
109	道路管理課	16 162	意見	<p>【No.47 平成27年度道路樹木維持管理業務委託(その1)】 ○契約期間の妥当性 委託期間は、平成27年5月20日～平成28年3月22日となっている。空白期間のトラブル(街路樹)が電線に架かる等も想定されることから、契約期間の見直しを検討されたい。</p>	要	—	—	平成29年度街路樹維持管理業務委託からは、平成28年度に債務負担行為を設定して契約を行い、委託期間を4月1日から翌年3月31日までととしています。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
110	道路建設課	13 165	意見	<p>【No.48 用地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託】</p> <p>「請求書」の日付について、原直しを検討されたい。受託者から提出されている「支出命令書」の起票日と全が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全で同日となっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当者名・TEL」欄に記入された文字の筆跡が酷似しており、受託者から請求書の日付を記入した恐れがある。</p> <p>なお、上記の点について、本件の担当部署の回答は「業者は慣習で日付を空欄にしており、特に理由はありません。」「本市には、業者が提出する文書の日付はワープロで記入するというルール等はありません」とのことである。</p> <p>しかし、現状の取扱いについて、包括外部監査を通じて質問があったにもかかわらず、「業者は慣習で日付を空欄にしており、特に理由はありません。」「という過去の「原因」に何の疑問も持たずに、十分な「検証」も実施せず「今後は、請求書等の日付はワープロで記入し提出するよう業者を指導したいと考えております。」「と安直な対応策を提示することから推察するに、PDCの意識が十分ではなく、「以前から引き継いできた業務」の内容などに疑問を持たず、場当たり的に対応しているように感じる。</p>	要	—	—	<p>日付が空欄の請求書は受理せず、受託者に対し、活字又は相手方の手書きで記入し提出させる受託します。電子メール受信等による請求書の取り扱いについては、庁内の動向を見ながら対応していきます。</p>	整理済み
111	道路建設課	16 165	意見	<p>【No.48 用地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託】</p> <p>○用地境界立会のクレーン対応について見直しを検討されたい。</p> <p>地主及び隣接地主による苦情として、「公園に基づいて把握していくが地主本人の認識が曖昧なものによるもの」や、「受託者には法令に基づいて許可証を交付しているが、受託者からの適切な挨拶がないもの」などがある。</p> <p>本件は地主等の協力が得られなければ、事業の目的が達成されず、また、本来、受託者である本市が責任を持って行うべき事業である。</p> <p>しかし、受託者に業務を実施してもらう以上、受託者が測量業務を適切に実施するように、契約書・仕様書での周知のみだけでなく、委託者として受託者が適切な測量業務がなされるように、クレーンについては適宜、受託者に伝達などすることが望ましい。</p>	要	—	—	<p>用地境界立会における地権者のクレーン対応については、今後は、適宜、受託者にクレーン内容を伝達します。また、委託者として用地境界立会に同行するなどの指導をすることにより、受託者が適切な測量業務を実施できるように改善します。</p> <p>また、業務マニュアルも改善しました。</p>	整理済み

(平成28年度)

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
112	道路建設課	17 165	意見	<p>【No.48 土地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託】 ○土地家屋調査士資格の確認作業について見直しを検討されたか 契約の際に、確認として毎回、土地家屋調査士資格証明書を出させているが、沖縄県土地家屋調査士会から「沖縄県土地家屋調査士会 会員名簿一覧」を入手しているため、過去に当市と契約する際に資格証明書を提出している土地家屋調査士については、最新「会員名簿一覧」を入手し記載されていることで、資格証明書の提出を省略することができると思われる。この点について担当部署の回答は、「書類の提出については、本業務の単面契約書 出稼書の規定に基づき提出しています」、「県内で資格証明書等のデータをアップすることは、データの入力、更新、管理等の業務が発生し、当該の業務の効率化につながるのか検証が必要と考えます」とのことである。 上記コメントに限らず、「以前から引き継いできた業務の内容などに疑問を持ち、事業の目的を達成するための諸手続きについて「当該の業務の効率化につながるのか検証し、適時適切に改善することが望ましい。」</p>	要	—	—	資格証明書には、土地家屋調査士登録証と土地家屋調査士登録証明書がありますが、契約時点での土地家屋調査士名簿への登録の確認ができません。土地家屋調査士登録証明書のみ提出してもらおうとします。 また、業務マニュアルも改善しました。	整理済み
113	道路建設課	13 168	意見	<p>【No.49 真和志線補償物件調査(査定業務委託)】 ○「請求書」の日付について、見直しを検討されたか 受託者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の記票日と合致していません。「請求書」の日付欄の記入された文字を「支出命令書」に記載された担当者名「ID」欄に記入された文字の筆跡が酷似しており、受託者が「請求書」の日付を記入したおそれがある。</p>	要	—	—	日付が空欄の請求書は受理せず、受託者に訂正、活字又は相手方の手書きで記入し提出させるよう依頼します。 電子メール受信等による請求書の取り扱いは、庁内の動向を見ながら対応していきます。	整理済み
114	道路建設課	13 17 168	意見	<p>【No.49 真和志線補償物件調査(査定業務委託)】 ○関連部署との必要な業務連携について、見直しを検討されたか 固定資産簿の徴収は重要な業務であり、その一方で、那覇市の厳しい財政状況がゆえに那覇市役所の職員の方々の業務負担もかなりの重いものだと思われ、よって、各部署の目的達成のために把握した情報であり、法律などで問題がないものであるならば、業務連携のための情報提供を行うことが望ましい。</p>	要	—	—	補償業務の観点からすると、地権者からの合意を得るための障壁(契約・調査拒否など)につながる可能性もあり、本来の目的である事業の進捗に大きな影響を与える恐れがあります。 それらを踏まえながら、業務連携について法的な取扱いに留意し、慎重に検討していきます。	整理済み
115	学校給食センター	17 172	意見	<p>【No.51 首里学校給食センター他学校給食搬送業務委託】 【No.52 銘苅学校給食センター他学校給食搬送業務委託】 【No.53 真和志学校給食センター学校給食搬送業務委託】 ○指名競争入札における業者選定方法について、透明性を高めるための見直しを検討されたか 給食センターから配送の対象である学校までの距離、運送料などで多少の違いはあると考えられるが、指名業者2名の入札価格は、各社の積み上げ計算だけではなく、両者がそれぞれ異なるような価格調整が働いているように見える。 しかしながら、当事業の目的達成のためには、学校給食を適切に配送できる設備を有し、その業務を適切に実施できる事業者でなければならず、上記の観念が満たないよう業者選定に透明性を高めるための見直しが必要。</p>	要	—	—	業者選定方法について透明性を高めるために、平成29年1月に実施した真和志学校給食センター学校給食搬送業務委託の入札から、搬送車両の仕様を「新車」として項目について、「搬送業務」に使用する車両は、安全で衛生的に目的地へ搬送できる良好な状態のものとする。として、仕様の緩和を行い、多数の業者が参入しやすくなりました。	整理済み

(平成28年度)			外 部 監 査 改 善 措 置 票			処理 区分				
ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分	
116	学校給食センター	13 172	意見	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>【No.51 首里学校給食センター-他学校給食運送業務委託】 【No.52 銘苅学校給食センター-他学校給食運送業務委託】 【No.53 真和志学校給食センター-学校給食運送業務委託】 ○「請求書」の日付について、見直しを検討されたい。 契約書で「甲は、前条の委託料を別紙「支払一覧表」として、それぞれ毎月分にかかると請求書を第12条の業務完了日届を貼付して翌月の十日までに甲に提出するものとする」とあるが、受託者から提出される「請求書」について、日付が手書きで記されている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当右「TEL」欄」に記入された文字の筆跡が酷似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入したおそれがある。このことについての担当部署からの回答は「契約書上、請求書が到達してからの支払となる。請求書は郵便で送られてくるため、実際の発付日と到達日に相違が出てくる。業者との調整の上、日付を空欄にしてもいい。職員により到達日を記入している。到達後、速やかに支出命令を作成するため同日となっていることが多い」とのことである。</p> <p>【No.55 健康診断書検査料(小学校)戻検査料】 ○「請求書」の日付について、見直しを検討されたい。 受託者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全て同日となっている。「請求書」の日付欄に記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当右「TEL」欄」に記入された文字の筆跡が酷似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入した恐れがある。</p>	要	改善計画又は改善が不要な理由	—	<p>実施日及び実施内容</p> <p>平成29年度から、業務完了後に受託業者より請求日を記載した請求書を受領しています。 電子メール受信等による請求書の取り扱いは、庁内の動向を見ながら対応していきます。</p>	整理済み	
118	学校教育課	13 178	意見	<p>【No.55 健康診断書検査料(小学校)戻検査料】 ○「請求書」の日付について、見直しを検討されたい。 受託者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全て同日となっている。「請求書」の日付欄に記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当右「TEL」欄」に記入された文字の筆跡が酷似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入した恐れがある。</p>	要	改善計画又は改善が不要な理由	—	<p>実施日及び実施内容</p> <p>請求書の日付については、記入して提出するよう、実施する事業者への周知を行います。 請求書受領の際には日付を含め記入漏れの無いよう注意し、受領した請求書は、受領印に日付請求のあった日の明確化を図っております。 電子メール受信等による請求書の取り扱いは、庁内の動向を見ながら対応していきます。</p>	整理済み	
119	教育研究所	17 180	意見	<p>【No.56 那覇市教育用ネットワーク運用業務委託】 ○専門性が著しく高い業務の業者選定において、専門的な審査ができる者を審査員に含めるように検討された。 非常に高度な専門的知識が必要であるから、その外部委託せざるを得ない。当事業のような業務については、審査委員会による業者選定を行う場合には、専門知識を有し、かつ、客観的な立場で審査することができる者も審査委員として選任することが望ましい。</p>	要	改善計画又は改善が不要な理由	<p>専門的な審査ができる者として情報政策課職員を審査員に含めたものですが、より専門的な知識かつ客観的立場での審査を求める場合は、ICJ関連団体等からの意見聴取や委員推薦などを考えられます。</p>	平成30年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
120	教育研究所	13 180	意見	<p>【No.56 那覇市教育用ネットワーク運用業務委託】 ○「請求書」の日付について、見直しを検討されたい。 受託者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全て同日となっている。「請求書」の日付欄に記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当右「TEL」欄」に記入された文字の筆跡が酷似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入した恐れがある。 担当部署の回答によれば「請求書の送付自体は月初めに受託業者から送付されます。日付は遅けておいてもらっています。速やかかつ正確な予算執行の観点から、受託業者との調整のうえでそのような方法を取っておりますが、この指摘については真摯に受け止め、改善していきたいと思っております。」とのことであった。</p>	要	改善計画又は改善が不要な理由	—	<p>実施日及び実施内容</p> <p>請求書への日付記入については、請求書受領の際にもその日付を注意していただきます。委託業者に対しては、請求書送付の際は日付記入を行なうよう周知を行いました。 電子メール受信等による請求書の取り扱いは、庁内の動向を見ながら対応していきます。</p>	整理済み	

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
121	教育研究所	13 17 180	意見	<p>【No.56 那覇市教育用ネットワーク運用業務委託】 ○事業による効果測定等の「検証」を踏まえた予算策定を検討されたい。 ○当事業のようなシステム基礎など直接的に効果測定が難しい事業については、学習向上の効果は当事業のICTによるものであるが、それ以外のものによるものなのかは明確に測定することは難しいと思われ、しかし、「ネットワーク運用(安定性や使いやすさなど)に関する効果検証やアンケートは実施していない」とのことであり、当事業が費用に対して適切な効果を得ているのかどうかの「検証」が行われていないため、委託契約後の運用状況を適切に「検証」することが望ましい。</p>	要	—	—	今後は、同業種についてご意見にあるように、アンケートの重複やシステムトラブルの回教、対応状況等の調査を実施するなど、運用状況の検証が行えるように改善いたします。	整理済み
122	生涯学習課	13 186	意見	<p>【No.59 那覇市豊多川図書館業務委託】 ○プロポーザル方式の評価基準 選定基準では審査方法を委託予定候補者に選定すると規定している。 この方法だと、低い評価をした選定委員の意見が反映しにくくなり、評価が大きく分かれる事業者が選定される可能性がある。 今回は、応募者が1者のみであったことから結果に影響はなかった。 評価基準の見直しを検討されたい。</p>	要	—	—	受託事業者の選定方法については、本市の「指定管理者制度」に関する運用方針に準じて、選定基準を設けています。今後、同様な事業を行う場合は、評価基準のあり方について契約担当部署と協議しながら検討していきたいと考えております。	整理済み
124	中央図書館	12 188	意見	<p>【No.60.62 那覇市公民館・図書館清掃業務委託】 ○年度開始前の入札の執行について 3月に入札を実施し業者を選定し、4月1日付けで契約を締結している。 年度開始前の入札の可否について、今後制度の見直し等に注視し適切に対応されたい。</p>	要	—	—	年度開始前の入札執行の可否については、現時点において法令上の解釈が定まっておられませんので、今後制度の見直し等に注視し適切に対応していきたいと考えております。	整理済み
125	中央公民館	12 189	意見	<p>【No.61 プラネタがム番組開発業務委託】 ○業者選定方法(契約方式)の妥当性 募集要項には「審査結果は文書にて通知する」とあるが、外部公表していない、公平性、透明性確保の観点から採点結果について公表している自治体もあり、那覇市でも公表を検討されたい。</p>	要	—	—	公表についての規定が無く、公表していませんでしたが、今後同様な事業を行う場合は、市全体の方針に従って検討していきたいと考えております。	整理済み
126	中央公民館	13 189	意見	<p>【No.61 プラネタがム番組開発業務委託】 ○プロポーザル方式の評価基準 プロポーザル評価要領では審査方法について「主観的評価項目の点数が86点を超えるものの中で、1位をつけた委員が多い団体を選定する」と規定している。この方法だと、低い評価をした選定委員の意見が反映しにくくなり、評価が大きく分かれる事業者が選定される可能性がある。 今回は、応募者が1者のみであったこと、応募者の点数が86点を超えていたことから結果に影響はなかった。 評価基準の見直しを検討されたい。</p>	要	—	—	受託事業者の選定方法については、本市の「指定管理者制度」に関する運用方針に準じて、選定基準を設けています。今後、同様な事業を行う場合は、評価基準のあり方について契約担当部署と協議しながら検討していきたいと考えております。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分 意見	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理 区分
127	議会事務局 議事管理課	17 191		【No.63 アメカ総石下議会議事録電子化事業業務委託】 ○委託先の決定方法について 指名競争入札に際して、那覇市内に本社のある業者であることが条件の一つとされている。応募用紙においては、その理由として、「那覇市物品購入入札参加資格審査及び指名選定要綱」11条3項があげられている。 しかし、同条項は「物品購入契約」に関する規程であって、本件業務にこれを直接適用することはできない。無論、これを本件業務に準用すること自体が直ちに不当となるわけではないが、現に3回指名競争入札をしても予備価格を満たす入札者がおこなかった事象に鑑みても、地理的条件を緩和し、広く市外業者、県外業者からも参加を募ることを検討すべきである。	要	—	—	当該事業に必要な要件を備えているか、市内、準市内、県内業者に調査を行い、その内要件を備えていた業者14社を指名選定し、入札(H29.6.2)を実施いたしました。	整理済み
128	出納室	13 17 193	意見	【No.64 那覇市購入金の領付済通知書等による購入の内容を電子計算機の外部記憶媒体に収集する業務の委託】 ○指定金融機関に委託することの必要性 指しも指定金融機関に締結することも、指定金融機関以外からも見積を徴取し、金額の妥当性を裏付けることが望まれる。	要	—	—	当該業務は、指定金融機関の業務である現金と納付済通知書の金額を照合する作業と密接に関連しており、 ①個人情報漏洩事故発生リスクの観点 ②事務の効率化の観点 から指定金融機関に委託しているところであり、委託金額につきましては、協議の上、定めていくところであり、また、他市の状況も勘案していきます。	整理済み
129	出納室	13 193	意見	【No.64 那覇市購入金の領付済通知書等による購入の内容を電子計算機の外部記憶媒体に収集する業務の委託】 ○個人情報取扱いについて 本件業務は再委託がなされていることから、市民の大量の個人情報を取扱い業務であることから、万が一にも個人情報漏洩事故が発生せぬよう、委託業務終了後は、個人情報等を記録した媒体及びその複製物を破壊し、目的の管約書を委託先及び再委託先から徴取する、市の職員が再委託先を訪問して業務内容をチェックし、書面化して報告するなどの対策が有効と考える。	要	—	—	委託先である指定金融機関の検査の際に、個人情報取扱いの状況につきましてチェック項目として取り入れていくべきです。	整理済み
131	上下水道局 料金サービス課	13 196	意見	【No.65 那覇市上下水道局お客様センター業務委託】 ○プロポーザル方式の評価基準 実施説明書には選定方法について以下のように規定している。 委員ごとに決めた参加事業者の順位において、最も多くの1位となった参加事業者を受託事業者を選定する。この方法だと、低い評価をした選定委員の意見が反映しにくくなり、評価が大きく分かれる事業者が選定される可能性がある。 なお今回は、配点で評価しても結果は同じであった。評価基準の見直しを検討されたい。	要	—	—	受託事業者の選定方法については、本市の「指定管理者制度に関する運用指針」を準用したものであります。 今後、評価基準等のあり方については全庁的な取組の組みが必要と考えられており、関係各課と協議しながら検討していきたいと考えております。	整理済み
132	上下水道局 料金サービス課	12 196	意見	【No.65 那覇市上下水道局お客様センター業務委託】 ○結果の公表ルール 募集要項によると、「審査結果は参加者に通知する。参加者から非決定の理由を求められた場合、委員ごとに決められた参加者の順位を 書面 で回答すること。公平性、透明性確保の観点から採点結果について公表している自治体もあり、審査結果についても、公表ルールを定め、運用されたい。	要	—	—	本局のプロポーザル結果の公表については、独自で要件を定め行っており、今後はプロポーザルにおける公表ルールも言明した運用について全庁的に取組の組みが必要であると認識しており関係各課と協議していきたいと考えております。	整理済み

(平成28年度)

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理 区分
133	上下水道局 下水道課	13 199	意見	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>【No.66 平成27年度公共下水道維持管理業務委託(その2)】 【No.67 平成27年度公共下水道維持管理業務委託(その1)】 ○予定価格の事前公表 競争入札に当たって、予定価格を事前公表している。事前公表した理由については、「事前公表しないことと予定価格を知ろうとして不正が起きる可能性があるため、不正防止の観点から事前公表している(那覇市契約規程 逐条解説)」以上の回答であった。!</p> <p>予定価格の事前公表に関しては、落札率が高止まりするなどの弊害が生じる場合がある。今回の入札では入札率が97.5%、97.7%と高止まりし、事前公表することの弊害が表れており、事前公表の適否について見直しを検討された。</p>	要	—	—	<p>実施内容及び実施内容</p> <p>入札時における不正な行為を未然に防止するため、今後も予定価格を事前公表したいと考えております。なお、競争性が確保されないなどの弊害が生じましたら、事前公表の適否について検討していきたいと考えております。</p>	整理済み

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成27年度テーマ】

公有財産に係る財務事務の執行及び管理について

合計 (件数)		措置状況			
指摘の件数	80	改善の必要性	処理区分	件数	
26		要		処理済み	9
				取組中(A)	17
				未措置	0
		不要		—	0
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数	
54		要		整理済み	31
				取組中(A)	19
			未措置	0	
	不要		—	4	

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成28年度措置状況					
指摘の件数	36	改善の必要性	処理区分	件数	
17		要		処理済み	8
				取組中(A)	9
				未措置	0
		不要		—	0
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数	
19		要		整理済み	17
				取組中(A)	2
			未措置	0	
	不要		—	0	

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成27年度包括外部監査に対する改善措置票

< 指摘事項等の用語の説明 >

「実在性」・・・現象に存在しているか、登記がなされているか、権利・義務の帰属・・・権利関係に問題が生じていないか、契約書等の作成はなされているか、不法行為等は存在しないか、開示の適切性・・・台帳記載は適時・適切になされているか、区分は適切か、現状は市民に明らかになっているか、

< 指摘事項等の凡例 >

「○」・・・問題なし・適切である
「×」・・・問題あり・適切でない
「△」・・・問題ないが留意すべき事項がある、または疑わしい状況
「―」・・・該当なし・評価の対象外
< 改善措置の記載について >

(1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
(2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
(3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「―」が記載されます。
(4) 「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出てから記載されます。
(5) 「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、市の考えが整理できた場合や改善すべきとされた場合は「要」と記載されます。また、改善すべきとされたものは「要」と記載されます。
(6) や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「―」が記載されます。また、改善すべきとされたものは「要」と記載されます。
が困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の音】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの

第1号様式(第3条関係)

Table with 7 columns: ID, 所管部署, 頁番号, 指摘区分, 指摘事項, 年度, 改善の必要性, 外部監査改善措置票 (平成27年度), 実施期限, 実施日及び実施内容, 取組区分. It contains two rows of data regarding asset management and record-keeping improvements.

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
5	管財課	54	指摘事項	54	○公有財産管理の現状及び今後の整備運用について過去からの入力作業等の不備から、最終的に公表される数値を集計する際には公有財産台帳は利用していないことであった。 不適正な管理を改めるためには、公有財産の管理方法に際して内部統制を整備し、台帳に記録されている土地建物の現地調査(実在性)の状況や台帳に記載漏れが無く(網羅性)精査する必要がある。また、公有財産台帳の整備にあたっては、取得経緯や取得金額等把握できているケース)などとの関連から、管財課のみによる整備には限界があると思われる。今後は、新地方公会計制度への移行に伴い、固定資産台帳を整備する必要があるため、プロジェクトチーム等を整備するなどし、管財課においても他の部署との連携を図る必要がある。 ○公有財産は、市民の税金等を財源によって取得されたものであり、適正な管理が求められることを、改めて、全庁的に意識を高めることが必要であり、かつ、そのような組織風土を構築しなければならない。	H28	要	今後は、全庁体制で協力が必要となる固定資産台帳整備において、関係する職員のことを統一した上で、重複登録した財産や登録漏れがないか再チェックしていきたいと考えております。 また、台帳を整備するにあたり、関係する部署の管理者を構成する委員を設置し、台帳整備の必要性統一した作業手順の考え方を浸透させていきたいと思います。 さらに、整備後に取得した財産の登録や重複登録、登録漏れが起きないよう、関係部署への周知徹底を図り、適正な管理運営を行っていききたいと考えております。	平成30年度	固定資産台帳整備にあたっては、関係する部署の職員に対して説明会を開催して情報の共有を図り、台帳整備を進めていきます。	取組中
6	管財課	54	指摘事項	54	○業務マニュアルの作成及び後任者への適切な引継ぎ指導 業務を遂行するにあたり、業務マニュアルが存在しないことから、職員の異動に伴う適切な引継ぎ作業が行われていないおそれがある。仮に今回、固定資産台帳を整備しても、適切に内部統制が運用されない場合は、近い将来、再び固定資産台帳が使えないものになってしまうおそれがある。担当者の業務の引継ぎが適切に行われるように、業務マニュアルの作成や後任者への適切な指導が必要である。	H29	要	固定資産台帳整備と並行して、公有財産台帳についても引き続きデータ精度を修正してまいります。また、登録や報告手順書についても、マニュアル整備が整った段階、全庁へ周知してまいります。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
7	管財課	54	指摘事項	54	○チェック体制の整備と業務の不効率性の解消 された数は、現在、エクセルデータに基づき最終的に公表される数値を集計作業を実施し、公有財産を管理しているが、手続が適切になされたかどうかについては、担当者の自己チェックのみで、他の職員によるダブルチェックは行われていない。誤りを未然に防止する観点からも、エクセルデータも合わせてダブルチェックする必要がある。 また、取得の登録にあたっては、エクセルデータと公有財産システムの間で登録作業が行われており、業務の不効率性が見受けられるので、業務内容を改善する必要があります。	H28	要	今年度実施する、固定資産台帳整備にあたり、新たな財産取得による入力準備を起さないと、手順書の作成し、関係各課への周知を図っていきたく考えております。また、同時に関係部署への研修等を行っていきたく考えております。	平成30年度	固定資産台帳入力マニュアルを作成し、新たな取得入力については、管財課にて行うものとし、マニュアルに盛り込みました。	取組中
7	管財課	54	指摘事項	54	○チェック体制の整備と業務の不効率性の解消 された数は、現在、エクセルデータに基づき最終的に公表される数値を集計作業を実施し、公有財産を管理しているが、手続が適切になされたかどうかについては、担当者の自己チェックのみで、他の職員によるダブルチェックは行われていない。誤りを未然に防止する観点からも、エクセルデータも合わせてダブルチェックする必要がある。 また、取得の登録にあたっては、エクセルデータと公有財産システムの間で登録作業が行われており、業務の不効率性が見受けられるので、業務内容を改善する必要があります。	H29	要	引き続き複数人によるチェック体制を継続した上で、システムによる集計管理ができるように調整してまいります。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
16	管財課	74 93	指摘事項	74 93	B1:那覇市東武山44番(中龍東への貸付地) 政教分離原則違反状態(その意義が持たれる状態を含む。)を解消すべきである ○実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	H28	要	当期については、今後、顧問弁護士及び貸借している沖縄県(都市計画・モジュール)課と調整して対応策を検討していきたく考えております。	平成30年度	占拠物を所有する団体を特定したため、撤去指導を行い、ました。	処理済み
20	管財課	72 74 100	指摘事項	72 74 100	B4:浦添市伊奈武隈1-555-80X(有限会社アラビヤへの貸付地) ①早急に貸借契約書を作成すべきである ②土地の地代につき、那覇市管財事務取扱要領29条1項(2)による正しい金額に改定すべきである ○実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性×、管理運営の妥当性一)	H28	要	①指摘を受けて、現在、貸借契約を締結することで進めたい ②資料についても、指摘を受けて那覇市管財事務取扱要領29条1項(2)に規定する資料とします。	平成30年度	①貸借契約について調整中です。土地購入を希望しているため、先行して売却交渉を行ってまいります。 ②指摘を受けて、資料については、現在、那覇市管財事務取扱要領29条1項(2)に規定する資料としております。	取組中
20	管財課	72 74 100	指摘事項	72 74 100	B4:浦添市伊奈武隈1-555-80X(有限会社アラビヤへの貸付地) ①早急に貸借契約書を作成すべきである ②土地の地代につき、那覇市管財事務取扱要領29条1項(2)による正しい金額に改定すべきである ○実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性×、管理運営の妥当性一)	H29	要	引き続き、貸借契約等について調整し、条件が整えば売却手続を進めてまいります。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成27年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
25	管財課	72 74 104	指摘事項	B7:県立泊高校、県立那覇商業高校、県立真和志高校、県立小樽中学校用地 校、県立小樽中学校用地 の間に使用貸借契約書を作成し、それに応じて土地台帳上の記載を補正すべきである (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性×)	H28	要	現在、沖縄県教育庁と締結に向けて進めておりますが、交換も含め協議していきたいと考えています。	平成30年度	学校ごとに契約を締結する必要があり、各学校と調整中です。	取組中
31	こどもみらい課	72 74 110	指摘事項	B11:那覇市首里石嶺町3丁目227番(城北保育所施設利用地) 城北保育所に対する賃料の見直しが必要 (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性×)	H28	要	当該土地の賃借契約時の面積より現在使用している土地面積が多少広くなっているため、現在使用している土地面積での賃借契約の変更契約が必要か平成29年度に向けて調査検討します。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
39	障がい福祉課	72 122	指摘事項	C3:福祉施設への無償貸付 土地を取得した際の台帳が適切に管理されていない (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性×、評価の妥当性△、管理運営の妥当性×)	H28	要	当該市有地は、那覇市史によると那覇市が重和志市との合併により人口増加したため、理め立て造成工事により出来た土地で、昭和38年10月22日に所有権保存登記を確定しています。それを示す当時の公有財産台帳の写し引継書の所管課(福祉政策課)の保存文書で確認することができました。記載内容を整理した上で、台帳の修正を管財課へ依頼します。	平成29年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
43	管財課	73 75 128	指摘事項	D2:那覇市安部2丁目101番(安部市営住宅入口道路) 認養外道路の所管を整理し、適切な維持管理が可能となる体制を整える必要がある (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当性×、管理運営の妥当性×)	H28	要	指摘を受けて現地を再調査した結果、市営住宅敷地内の道路と分岐しましたので、市営住宅宅移転を行いたいと考えております。	平成28年度	H28.8 同地は、市営住宅敷地内道路となっており、所管替えを行いました。今後は、所管課にて適切に管理していきます。	処理済み
50	管財課	73 75 136	指摘事項	D7:那覇市楚辺1丁目188番(畑)、1丁目168番(畑) 不法占拠状態を解消すべき (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性×)	H28	要	市有地である旨の看板を設置した上で、占拠状態を解消できるよう、対応していきたいと考えております。	平成30年度	更地状態となっております。不法占拠状態を解消しました。	処理済み
53	管財課	73 75 138	指摘事項	D8:那覇市辻2丁目9番10(拝所)民堂御蔵(しおどろたきJJ) 拝所の取扱について(政教分離の原則の観点に照らし、検討が必要) (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性×)	H28	要	拝所につきましては、古くからの風習で、地域のみなさまの拝所(村主、国主)として利用している場所とみています。このような場所については、宗教法人所有する拝所と区別する必要があると考えており、今後本市としての考え方を整理していきたいと考えます。	平成30年度	拝所については、古くからの風習で、地域のみなさまの拝所(村主、国主)として利用している場所とみています。このような場所については、政教分離の原則には当てはまらないと考えます。	処理済み
54	管財課	73 75 139	指摘事項	D9:那覇市泊2丁目24番1(不法占拠(駐車スペース)) 不法占拠状態を解消すべき (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性×)	H28	要	市所有である旨の看板を設置した上で、占拠状態を解消できるよう、対応していきたいと考えております。	平成30年度	不法占拠状態を解消しました。	処理済み
58	管財課	73 75 145	指摘事項	D13:那覇市首里大場川町2丁目28番地(大場川用地) 無断使用されている土地の売却処分が必要である (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性×)	H28	要	指摘を受けて隣接地主と売却調整中です。現在、財産評価委員会へ諮問しており、売却額が確定するまでの間は、一時有償貸付地として貸付しています。	平成28年度	売却処分しました。	処理済み
59	管財課	73 75 147	指摘事項	D14:那覇市首里儀保町4丁目45番1(拝所(紙漕所跡)) 拝所は所有者である那覇市の管理のもと他の拝所も含めた対応が必要である (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性×)	H28	要	拝所につきましては、古くからの風習で、地域のみなさまの拝所(村主、国主)として利用している場所とみています。このように、場所については、宗教法人所有する拝所と区別する必要があると考えており、今後本市としての考え方を整理していきたいと考えています。	平成30年度	拝所については、地域住民の拝み所とみられているため、今後は利用者のみなさんが、適切に管理ができるよう進めていきます。	取組中
				注意看板等を設置し、利用者が適切に管理できるような呼びかけを行います。	H29	要	注意看板等を設置し、利用者が適切に管理できるような呼びかけを行います。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
61	管財課	73 75 150	指摘事項	D16:那覇市松川2丁目106番3那覇市松川遊休地土地の賃貸借契約が必要であれば、直ちに契約締結を行うこと (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28	要	指摘のある県の計開課については建設省用地に設置されていることが確認できました。河川沿いの狭隘な土地であります。隣接地主へ売却等の交渉を行っていきたくと考えております。	平成30年度	指摘のある県の計開課設置場所が市有地ではなく、建設省用地であるため、賃貸借契約を行う必要はありません。	処理済み

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
3	管財課	48	意見	○「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを常に主眼として、VPM(ValuePlus)「若出」に適合し価値を高め、投入した資金をできるだけ価値のある形で使うこと、考え方をベースとして、市は、未利用地についての売却の可否や維持管理費の妥当性等について、改めて検証する必要がある。	H28	要	公有財産の運用については、効率的な使用を行うことを念頭に、業務を行っているところですが、未利用地の中には狭小地や立地条件が悪く利用できない土地があるため、「那覇市公有財産規則」「那覇市公有財産の利活用及び処分に関する要領」を踏まえ、再度関係部局と調整していきたくと考えています。	平成30年度末	売却可能な未利用地については、公表を実施し売却していただきます。売却が困難な未利用地については、一時貸付等により有効活用を行いつつ、売却の要件が整った時点で公表により売却を行ってまいります。	整理済み
15	下水道課	72 74 86	意見	A4:那覇市牧志一丁目949番1次有明会社ミナミ、金普クレーン株式会社、株式会社信音組、有限会社申宗根建設に対する貸付) 普通財産に切り替えたうえで貸し付け、公共施設を實際に建設する段階で再度行政財産に戻すという扱いをすべき (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28	要	当該用地に係る下水道法及び都市計画法上の制限並びに将来におけるポンプ場の必要性も勘案し、普通財産への切り替えを含めて適正な管理のあり方を検討します。	平成28年度末	平成29年3月31日(付)で行政財産の用途も度し普通財産へ切り替え、所管を上下水道局総務課へ移管しました。建設計画が確定した時点で、再度行政財産に戻します。	整理済み
17	管財課	72 74 95	意見	B2:那覇市吉里真和志町一丁目7番(沖繩県への買付地)へ譲与すべきである (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28	要	守礼門に隣接する場所のため、今後、沖縄県側と売却、交換等を含め、調整していきたくと考えております。	平成30年度	「那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等」に関する条例に基づいて、条件が合致するのであれば、交換等を検討していきたくします。	整理済み
19	管財課	72 74 98	意見	B3:那覇市前島三丁目25番(三栄冷蔵株式会社への買付地) 賃貸借契約の条項に、反社会的勢力排除条項、有害化学物質の製造・使用等に関する条項を盛り込むべきである (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28	要	反社会的勢力の制限については、賃貸借契約書の条文へ盛り込み済みです。有害化学物質の製造・使用等に関する条項につきましては、他市の状況等も確認しながら検討していきたくと考えております。	平成30年度	反社会的勢力の制限については、賃貸借契約書の条文へ盛り込み済みです。現買付地においては、他にこのような状況がないことから、有書物質の条項については、個別に対応してまいります。	整理済み
24	管財課	72 74 102	意見	B6:那覇市古波蔵四丁目402番3、4(旧那覇市古波蔵ふれあい館) 有効活用の方法がないのであれば、本件土地を売却することも検討すべきである (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28	要	当該については、現在利用用途が確定していないため、活用方針が決定し次第対応していきたくと考えております。	平成30年度	公有財産利活用及び処分に関する要領に基づき整理していきたくします。	整理済み
29	管財課	72 74 107	意見	B9:那覇市津町一丁目1番17、18(-部)、一丁目1番28、29(沖繩県への買付地) ①各土地を行政財産に分類し、行政財産として貸し付けるべきである ②各土地は、県への譲与を検討すべきである (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性×、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28	要	①「改善の必要性は不要」当該については、あくまで県へ貸し付けているもので、本市が使用するものではないため、行政財産ではなく普通財産と考慮していきたくします。 ②「改善の必要性は要」売却、交換等を含め、今後、沖繩県側と調整していきたくと考えております。	平成30年度	①については、あくまで県へ貸し付けているもので、本市が使用するものではないため、行政財産ではなく普通財産と考慮していきたくします。 ②については、「那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等」に関する条例に基づいて、条件が合致するのであれば、交換等を検討していきたくします。	整理済み
32	こどもみらい課	72 74 111	意見	B11:那覇市吉里石鐘師3丁目227番(城北保育所施設利用地) 市保育所の資料の見直しが必要ではないか (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28 H29	要 要	資料の見直しについて、調査検討します。 資料の見直しの必要性も含めて検討しております。	平成30年度 平成30年度	資料の見直しも含めて検討しております。 (検討後、その内容が記述されます。)	取組中 取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成27年度)

ID	所管部署	真号番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
35	管財課	72 74 116	意見	C1:その他(那覇運合教育区) 沖繩県が一括で管理した方が効果的かつ効果的な利活用が可能な (実在性)○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	H28	要	単立高稼働用地として貸付けている当地の管理の効率的な方法等について、今後、具数貸付側と調整を行っていきたく考えております。	平成30年度	「那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に基づいて、条件が台致するのであれば、交換等を検討していきたく思います。	整理済み
44	管財課	73 75 130	意見	D3:那覇市臨2丁目17番30(狭地) 無償貸付も含めて検討する必要がある (実在性)○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	H28	要	現況及び経緯について再確認し、譲渡等を含め検討していきたく考えております。	平成30年度	現況及び取得経緯について確認中です。	取組中
45	管財課	73 75 131	意見	D4:那覇市宇安謝228番7、那覇市宇安謝228番9(道路) 無償貸付も含めて検討する必要がある (実在性)○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	H28	要	現況及び経緯について再確認し、譲渡等を含め検討していきたく考えております。	平成30年度	H29.4 売却交渉に向け資料を取り寄せたところ、同土地は二項道路扱いとなっており、処分ができない土地であることが判明しました。 処分は難しいため、台帳に記録を残して管理していきたく考えています。 【二項道路】狭地あり道路に面して建物を建てる場合は幅員4mの道路にすることが義務付けられています。	整理済み
47	管財課	73 75 132	意見	D5:那覇市宇安謝3丁目100番1(県道の一部) 県が一括管理した方が効果的かつ効果的な利活用が (実在性)○、権利・義務の帰属△、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	H28	要	県道(一級河川)として使用されている土地のため、今後は、土地の交換等を含め、効果的かつ効果的な運用を検討していきたく考えております。	平成30年度	平成29年1月に市道認定されましたので、今後は那覇市道として適切に管理していきたく思います。	整理済み
55	管財課	73 75 141	意見	D10:那覇市牧志1丁目123番24、那覇市牧志1丁目123番28、那覇市牧志1丁目123番31(牧志一級河川) 県に対する無償貸付については、土地の交換、寄贈等を含め、効果的かつ効果的な運用を検討すべき (実在性)○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	H28	要	県道として使用されている土地のため、今後は、土地の交換等を含め、効果的かつ効果的な運用を検討していきたく考えております。	平成30年度	平成29年1月に市道認定されましたので、今後は那覇市道として適切に管理していきたく思います。	整理済み
57	管財課	73 75 143	意見	D12:那覇市宇真地275番地6、276番地6(沖繩県立首字牧志地一部) 沖繩県への敷地の売却が必要である (実在性)○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	H28	要	県立首字牧志地として使用されている土地のため、売却、交換等を含め、今後、沖繩県と調整していきたく考えております。	平成30年	「那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に基づいて、条件が台致するのであれば、交換等を検討していきたく思います。	整理済み
60	管財課	73 75 148	意見	D15:那覇市首里権原4丁目79番(沖繩県使用地県道82号線) 沖繩県の所有財産との交換等を検討する必要がある (実在性)○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	H28	要	県道として使用されている土地のため、今後は、土地の交換等を含め、効果的かつ効果的な運用を検討していきたく考えております。	平成30年度	「那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に基づいて、条件が台致するのであれば、交換等を検討していきたく思います。	整理済み
64	管財課	73 75 166 167	意見	E2:事業用地(旧版庁舎跡) 行政目的として利用する見込みが無い場合は、民間への売却の可能性も含め検討する必要がある (実在性)○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△)	H28	要	同地は、国の土地開発公社健全化支援策として、民間事業者への土地貸付(新)により有効利用を図ることを目的に、起債により「那覇開発公社」が取得した土地でもあります。 また、「那覇市土地開発公社経営健全化対策検討委員会」の中で議論を重ねた結果、新都心地区にある企業の従業員駐車場など不足している状況も見られることから、平成21年度までは駐車場の用途として民間事業者へ貸付ける方向で決定して貸し付けております。 今後のあり方については、賃貸借契約の満了を迎える前年度までには健全化検討委員会を開催し、今後の方針について検討していきたく考えております。	平成31年度 平成31年度	平成30年度末で同地の駐車場貸付契約が満了となるため、土地利用方針を検討するべく「那覇市土地開発公社経営健全化対策検討委員会」開催に向けて、資料収集していきたく思います。	取組中
					H29	要	早期に検討委員会が開催できるよう準備していきたく思います。	平成31年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成27年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
65	管財課	73 75 166 167	意見	B2:事業用地(旧辰序寺跡) 運営状況報告について見直しが必要である (存在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評 面の妥当性△、管理運営の妥当性△)	H28	要	公費入札による貸付地のため、報告内容は当分の間は現 状のとおりと考えております。 ただし、現契約終了後についても現状通り駐車場として貸付 けることになった場合は、次回契約時の積算資料となる項目を 追加するか検討していきたいと考えております。	平成31年度	次回、改めて公費を実施する時点で、項目を追加していしま す。 ■平成29年3月に解体工事が完了し、現在は更地になって います。 ■解体工事と平行して局の経営委員会において当該土地の 有効な資産活用について方向性を以下のとおり決定しまし た。今後は決定内容に基づき、具体的な事務作業を遂行して いきます。 (1)基本運用策 那覇市他部局に行政財産としての有効な管理の希望を確 認のうえ希望がない場合は民間等に売却の方向で作業をす すめまます。 (2)当面の暫定的運用策 売却までの間は、駐車場等の賃貸での暫定的有効活用を 図ります。 固定資産台帳が整備途中のため、リース資産の取扱いに関 しても、担当部署である管財課との調整を継続していきま す。(平成28年6月)	整理済み
70-3	上下水道局 総務課	73 75 188	意見	B3:旧集中監視センター用地、旧集中監視センター道 路用地、旧集中監視センター建物(以上、個人へ賃貸) 水回事業の用に供する計画が無い場合は、民間等へ の売却も含め検討する必要がある (存在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評 面の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28	要	旧集中監視センター用地及び建物については、平成27年12 月31日をもって賃貸借契約が満了し遊休資産となっておりま す。当該建物については老朽化がひどく安全管理の観点から 原状で賃貸することが不適切であることや、構造上の特殊性 があること等を含めて改築・補修等による賃貸での再利用は費用 対効果等の観点から好ましくないことから、今年度予算で建物 を取壊し更地にしたうえで、売却も含めて当該用地の有効的 な資産運用について今年度、検討委員会等を立ち上げ局の 方針を決定して運用する予定であります。	平成29年2月		整理済み
72	消防局総務 課	73 75 193	意見	F1:那覇市西消防署 リース資産の固定資産台帳における取扱いについて 留意する必要がある (存在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評 面の妥当性○、管理運営の妥当性-)	H28	要	リース資産も市が所有している資産と同様の取扱いをし、固 定資産台帳にその旨記載するか、担当部署と調整します。	平成28年度	リース資産も一定の要件を満たせば、市所有の資産と同様 に取扱い、固定資産台帳へ記載すべきとのことです。リース で取得した消防局西消防署は要件を満たしており、固定資産 台帳へ記載されていることを確認しました。(平成29年7月)	取組中
76	管財課	206	意見	②公社の今後のあり方について 公社の機動的、弾力的な用地取得という先行取得機能 については、かつてのいわゆる「バブル期」のような、土 地価額の著しい上昇といったことは今後あり得ないことか ら、このような理由で公社を存続させる意義は乏しいと 思われる。市は、那覇軍港返還に伴う先行取得業務が 想定されるということであるが、基地返還後の跡利用に 関しては、地主会、地権者、市民の合意形成を図り、計 画的に放されるべきものである。事業開始に先立 って、予め用地を取得するという先行取得機能がどの 程度必要とされているかを、市と公社との役割分担 を明確にすることが必要である。 また、上記でみたように、現在は、公社が保有する約5 億円の定期預金による利息収入により赤字決算を維持 しているが、ますます低金利となっており、利益の 幅が減少していくことは明らかである。現在の方針で は、約5億円の資金が有効利用されているとは言えず、難 い。また、平成28年開議を見て、存続の可否を決め ていくということが決議されているが、市によるその後の の理事会では公社の存続の可否については、議題とし て取り上げられていないようである。公社は、理事会の 決議内容を遵守し、公社存続の可否を再検討する必要 がある。	H28	要	公社の在り方については、今後の状況等を踏まえながら、平 成28年度中の理事会にて再検討していきます。	平成28年度	H28.11に理事会を開議した結果、当面は公社を存続させる こととし、今後の社会情勢、軍港問題等状況の変化を踏まえ、 平成28年開議を目途に理事会にて、改めて存続の可否を判断す ることとなりました。	整理済み

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成26年度テーマ】

補助金及び交付金、負担金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について

合計（件数）			措置状況		
指摘の件数	意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
61	71	132	要	改善済み	13
				取組中	70
			不要	—	49

平成27年度措置状況				
指摘の件数		改善の必要性	処理区分	件数
35	70	要	処理済み	32
			取組中(A)	3
		未措置	0	
		不要	—	0
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
35	70	要	整理済み	28
			取組中(A)	7
		未措置	0	
		不要	—	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成28年度措置状況				
指摘の件数		改善の必要性	処理区分	件数
3	10	要	処理済み	3
			取組中(A)	0
		未措置	0	
		不要	—	0
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
7	10	要	整理済み	7
			取組中(A)	0
		未措置	0	
		不要	—	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成26年度包括外部監査に対する改善措置票

<改善措置の記載について>

- (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検証の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検証がされた案件については「一」が記載されます。
- (4) 「実施日及び～」の欄には、実施内容や検証結果が記載されます。実施内容や検証結果が出ていない場合は、それらが出たから記載されます。
- (5) 「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「不要」が記載された場合は「一」が記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「一」が記載されます。また、改善すべきとされたこと、取組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの

第1号様式(第3条関係) (平成26年度) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
46	文化振興課	90	指摘事項	指摘事項	(那覇市文化協会における収支決算の状況及び市のチェッカー体制) 自主事業も那覇市文化協会としての事業であるから、協会全体の決算書に自主事業に係る収支を計上すべきであり、自主事業の入場料等の取り扱いについても会として規定を設けるべきである。 決算書については、補助金交付の事後の検証として、中による資金の使途等のチェックが必要である。	H27	要	文化協会における新会の方を補正させるとともに、自主事業の入場料の取り扱いについても規定を設けさせる等、徹底的に協議・検証を行い、見直しを図っていく。併せて、決算書において補助金の使途等を確認していく。	平成28年度	協会全体の決算書に自主事業である「あけもどる総合文化祭」にかかる各部会の収支を計上するよう指示しました。	取組中
47	文化振興課	91	指摘事項	指摘事項	(那覇市文化協会に対する補助金のあり方) 決算内容等の収支報告に不備があることから、適切な収支報告書であるかどうか疑念があるが、平成25年度の収支決算書によると収支差額金が約70万円あることなど、協会が支出する助成金の使途を含む収支の内容について再度確認した上で、市の補助金額の妥当性、必要性を再検討すべきである。	H27	要	平成25年度より市からの委託事業の請負額が増えたことにより収支差額が発生、適切な収支報告書の指導を行い、自立的に向ける今後の収支状況を把握しながら、補助金ガイダンスに沿って適正化を図っていく。	平成28年度	聞き取り調査の結果、収支差額については次年度事業への準備金としたもので、毎年定めて赤字になるものではなく、役員手当の見直しを図るなどの自助努力の結果、全体の赤字に繋がっていることとした。	取組中
80	こどもみらい課	180	指摘事項	指摘事項	(特別保育事業(車庫分・地域活動事業)) 効果面において現在の意味を失っている。保育園経営の中で行うべき問題かどうかは疑念が生じる。保育園経営者自ら地域自治会との交流をし、積極的に地域に根ざした事業を行い、地域住民に意識付けをすることが必要であり、本質的には補助金の有無とは関係がない問題である。本補助金の枠内で地域との交流を図るといふ目的を果たすには、使途を具体的に限定し、明確にする必要がある。	H27	要	引き続き収支差額について確認し、助成金について使途を明確にするため、平成28年度決算書へ詳細の記載がされるよう文書にて指示を行い、平成28年度決算書から、収支内容について精査し、補助金額の妥当性を再検討いたします。	平成28年度	補助金の使途(充当経費)を明確に示し、あるべき事業内容を検証したところ、収支差額は次年度の文化事業運営に必要な準備金として扱われていることが確認できました。	処理済み
						H28	要	指摘をふまえ、今後は、補助金の使途(充当経費)を明確に示すとともに、積極的(ベストプラクティス)を顕彰する等を検討し、あるべき事業内容の誘導に努めていくこととする。	H27年度	補助金の使途(充当経費)を明確に示し、あるべき事業内容を検証しました。また、事業実施状況をとりまとめ、積極的(ベストプラクティス)を顕彰する等を検討しました。	取組中
						H28	要	積極的(ベストプラクティス)を顕彰する等を検討し、あるべき事業内容の誘導に努めていくこととする。	H28年度	保育所の地域活動に対する補助金については、その必要性も含め、検討してまいります。	取組中
						H29	要	補助金の必要性も含め検討してまいります。	H29年度	認可保育園における地域活動については、本補助金を活用して啓発してきたところ、多くの保育園において自発的に地域活動を行うようになり、その目的は達成されたことから、平成29年度をもって補助金について終了します。	処理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成26年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
----	------	-----	------	-------------	----	--------	----------------	------	-----------	------

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

4	観光課	17	意見	指摘事項又は意見の内容 (交付先団体の組織運営のあり方) 交付先団体は、(1)団体の本来の設置目的に立ち返り、当該団体にしかできない事業で公益性・公益性が高い事業に集中していく方向で事業を整理することと、(11)市との関係で、市が行うべき事業と団体が行うべき事業との役割分担の明確化の2つの視点で見直しを進めるべきである。	H27	要	(観光課【要】) (一社)那覇市観光協会の業務について全体的に見直したため平成27年度より担当職員を配置して取り組んでいる。協会の業務が多岐に渡るため、相応の調整期間を要すること等から、改善については3年程度を目途とする。	平成29年度	事務局職員及び観光案内所ほか各事業の現場責任者とのアラングを実施し、組織や事業運営上の課題を洗い出しました。	取組中
					H28	要	(観光課) イベントやまつりの実施・運営における観光課、観光協会及び関係団体の業務について精査し、事業の統廃合も言明、役割分担の適正化、明確化を図ります。	平成29年度	市、及び観光協会両者において統廃合を行った事業もあるが、人員確保や予算措置等の調整が難しく、年度内での改善には至らなかった。	取組中
					H29	要	(観光課) 前年度に引き続き関係団体との調整を行います。	平成29年度	急務を要する日程的な負担等の見直しも含め、協会の業務の見直しを図る必要性があったこと、また補助事業から委託業務へ変更することにより経費の削減が期待できることなどの考えにより、那覇三大祭の事業については市の事業とし、観光協会にはこれまでの補助事業から委託業務へと変更しました。今後、このような考えに基づき役割分担を見直してまいります。	整理済み
29	観光課	38	意見	(社)那覇市観光協会の自己収益比率(72.46%)について() 補助金と寄附金による依存度は、27%であり下記の2団体に比べると依存度は高くはないが、当団体の独立採算性を高める手立てが必要である。	H27	要	自主財源の比率を高める方法について検討・調整できるような支援を行います。	平成29年度	協会における大きな収入源である会員会費の早期納付、口座振替利用の推進や、未納会費の回収、整理に取組みました。	取組中
					H28	要	新規会員の獲得に継続的に取り組むとともに、ショップ会員の運営強化策についても、支援を行います。	平成29年度	観光協会において新規会員の獲得に重点的に取り組んでおり、また、ショップ会員については新商品の開発販売等の支援を行いました。協会の独立採算性を高められるよう継続して新規会員の獲得やショップ会員の運営強化策等について支援を行ってまいります。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成26年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
39	まちづくり協働推進課	71	意見	那覇市自治会長会連合会事業補助金(自治会の加入費)今後、どのように参加しやすいうちを構築していくか自治会のあり方も含め検討が必要であろう。	H27	要	平成26年度市民意識調査からもわかるように、自治会の活動や存在を知られていないケースが多いことから、広報活動の充実を促し、参加しやすいうちを構築を支援する。また、那覇市自治会長会連合会研修会等で検討された加入拡大に向けた取り組みを支援する。	平成27年度	平成27年10月より、各支部の自治会で毎月実施している定例会において、本市HPにて公開を実施し、また、那覇市自治会長会連合会が作成した広報誌についても本市HPに掲載する予定である。同連合会研修会等で検討された加入拡大に向けた取り組みについては、現在、同連合会と調整中である。	取組中
					H28	要	毎月実施されている各支部の自治会定例会の議題については、本市HPにて公開しています。また、那覇市自治会長会連合会が作成した広報誌についても本市HPに掲載する予定である。また、同連合会と調整の上、自治会活動の取り組み内容について、「広報誌には市民の友」に掲載し、自治会加入促進の支援を行っています。	平成28年度	那覇市自治会長会連合会が作成した広報誌について、本市HPに掲載する予定であり、同連合会研修会等で検討された加入拡大に向けた取り組みについても、現在、同連合会と調整中である。	取組中
					H29	要	那覇市自治会長会連合会が作成した広報誌「自治会活動の取り組み」については、本市HPに掲載しています。また、同連合会と調整の上、自治会活動の取り組み内容について、「広報誌には市民の友」に掲載し、自治会加入促進の支援を行っています。	平成29年度	那覇市自治会長会連合会が作成した広報誌については、本市HPに掲載し、また、自治会活動については、福祉活動や防犯・防災活動など、自治会が抱えている取組みについて、広報誌には市民の友「平成29年5月号」に掲載しました。今後も継続して、「協働」によるまちづくりに関する広報誌に努めてまいります。また、市内全域に展開を予定している「校区まちづくり協議会」は自治会も構成団体の1つであることから、校区内で活動するPTAをはじめとする各団体と連携・協力することにより自治会加入の機運を高める効果も期待されるので、今後も校区まちづくり協議会支援事業を継続して展開してまいります。	整理済み
79	こどもみらい課	178	意見	(特別保育事業(障がい児保育事業)基準額の算定根拠に十分な合理性があるとは言えない。障がい児の保育については知識・経験等を有する専門員の保育士を配置するに当たり、十分に必要となる人件費負担を算定する必要がある。補助金の支給基準も中程度及び軽度と区別している根拠も合理性があるとは言えない。人員配置基準は軽度・中程度ともに同一基準であるのに、人件費負担では多量とある。障がい児に対する公的負担の軽減を図ることは、多量とある認可保育園の参画を阻害する要因となる可能性がある。障がい児に対する公的負担の軽減を図ることは、保育士の業務上の負担を軽減する観点から、その判断基準が適正かどうかの検証がなされているか、その判断基準が	H27	要	児童の障がいの程度(軽度・中程度)に関わらず一律の人員配置基準(児童3人につき1人)を適用している。指摘の通り、現実的には軽度対応の人員と中程度対応の人員に保育技能の優劣を認定することはできません。補助金の支給基準額に差を設けることは合理的とはいえない。このようにことから意見をふまえて、障がい児を保育する加配保育士を配置した場合、児童3人までを保育する保育士11人の人件費(保育所運営費国庫負担金)における保育士の本標準額(保育所運営費国庫負担金)における保育士の本標準額との差を調整する。また、同連合会と調整の上、自治会活動の取り組み内容について、「広報誌には市民の友」に掲載し、自治会加入促進の支援を行っています。	平成28年2月	障がい児を保育する加配保育士を配置した場合、児童3人までを保育する保育士11人の人件費(保育所運営費国庫負担金)における保育士の本標準額(保育所運営費国庫負担金)における保育士の本標準額との差を調整する。また、同連合会と調整の上、自治会活動の取り組み内容について、「広報誌には市民の友」に掲載し、自治会加入促進の支援を行っています。	取組中
					H28	要	意見をふまえて、引き続き、障がい児を保育する加配保育士を配置した場合、児童3人までを保育する保育士11人の人件費(保育所運営費国庫負担金)における保育士の本標準額(保育所運営費国庫負担金)における保育士の本標準額との差を調整する。また、同連合会と調整の上、自治会活動の取り組み内容について、「広報誌には市民の友」に掲載し、自治会加入促進の支援を行っています。	平成28年度	障がい児を保育する加配保育士を配置した場合、児童3人までを保育する保育士11人の人件費(保育所運営費国庫負担金)における保育士の本標準額(保育所運営費国庫負担金)における保育士の本標準額との差を調整する。また、同連合会と調整の上、自治会活動の取り組み内容について、「広報誌には市民の友」に掲載し、自治会加入促進の支援を行っています。	取組中
					H29	要	障がい児を保育する保育士11人の人件費(保育所運営費国庫負担金)における保育士の本標準額(保育所運営費国庫負担金)における保育士の本標準額との差を調整する。また、同連合会と調整の上、自治会活動の取り組み内容について、「広報誌には市民の友」に掲載し、自治会加入促進の支援を行っています。	平成29年度	障がい児を保育する保育士11人の人件費(保育所運営費国庫負担金)における保育士の本標準額(保育所運営費国庫負担金)における保育士の本標準額との差を調整する。また、同連合会と調整の上、自治会活動の取り組み内容について、「広報誌には市民の友」に掲載し、自治会加入促進の支援を行っています。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成26年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
91	環境保全課 建築工事課	210	意見	(住宅騒音防止対策事業費補助金) 当該補助金は、法律により対象区域及び基準日が限定されているため、一定時点の対象区域内の住民に限定して交付される事業費補助である。冷暖房設備設置後、10年経過した場合は故障の有無に関わらず対象台数がとされるため、実施率は全体で約50%前後となっており、実施率の向上が求められる。また、騒音指定区域が限定されているため、区域の境界付近の住民は当該補助が受けられないなどの不公平感があるため、指定区域の見直しが必要ではないかと考える。	H27	要	【実施率の向上:改善の必要性/要】 実施率向上の為、例年助成対象者に対し冷暖房機の更新工事に関する希望聴取(ハガキ)送付、電話連絡を実施している。また、冷暖房機の更新工事を実施するかどうかは助成対象者の意向によるが、現状の更新率となっている。しかしながら、約50%前後の実施率であることから、助成対象者への周知方法の見直し、検討ホームページや広報紙への掲載を行い、また助成対象者への希望聴取時に「実施しない理由」の回答を求め、その理由を検証し、対策を検討する。 【指定区域の見直し:改善の必要性/不要】 助成対象区域は、「公共用飛行場周辺」における航空機騒音による騒音の防止等に関する法律により航空機の騒音により飛行場の周辺の区域(第一種区域)の範囲内との規定がある。その為、第一種区域の範囲内において住宅の騒音防止工事の助成を実施している。	平成27年度	更新工事の内容を那覇市市民便順に轉載し、助成対象者へ希望聴取(ハガキ)送付、電話連絡を実施した。	取組中
118	観光課	272	意見	【観光まちづくり整備補助金(那覇まちまーい)】 各コースの実績比較について 用章、スタッフの稼働率等の比較等の事前事後の各コースの検証がなされていない。また、一部のコースについては採算の取支計画すら作成されていない。「那覇まちまーい」事業を自立させるためには、採算性があがるのか、計画と実績との比較等の事前事後の検証を実施することが、コスト改善や収益性アップ等につながる。最後に事業としての自立につながる。今後は各コースの採算性改善や予実比較等により、各コースの見直しを行い、「那覇まちまーい」事業としての自立性向上に努めるべきである。	H27	要	(一社)那覇市観光協会、各コースの採算性を把握する手法について調整する。	平成27年度	各コースの催行回数及び人数等については把握されましたが、コースごとのコスト把握方法については、まだ確立されておられません。	取組中
123	観光課	279	意見	(自主財源の確保について) 当法人としての自己収入をあげる仕組み、自立した運営体制が必要。 (例)ロゴマークやロゴやロゴデザインを制定し、知的財産として保護すると同時に、使用許諾権を有効に使うことで、当法人の収入確保に結びつける。 船着場レストロップをつくることで、クルーンによる積み下ろしに際する業者への費用は削減でき、修学旅行や観光客等に、ハーリーに気軽に乗れるようツアーを組むことで収入確保につながる。平瀬大会を実施し、参加チームを増やすことは参加収入アップにつながる。収入確保につながる。開催を開放に際する入場料収入や那覇ハーリー事業に際するイベントグッズ販売等考えられるため、当法人の経営を見直し、自主財源確保に努めることが望ましい。	H27	要	自主財源の比率を高める方法について検討・調整する。	平成29年度	振興会に現状のヒアリングを行い、組織体制や運営体制に係る課題を洗い出しました。	取組中
					H28	要	平成27年度に準備したヒアリング内容を踏まえて、事業化へ向けて取り組んでいけるよう支援します。	平成29年度	商品の開発、販売については、収益事業としての見直しをつけるまでは至らなかったが、ハーリー会館内展示物のリニューアルを行い知名度向上を図るよう、支援しました。 今後は、展示室を活用したハーリー関連グッズの企画・販売など自主財源の確保に向けた支援を行うと共に、自立した運営体制制作についても支援します。	整理済み

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成25年度テーマ】

公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行について

合計 (件数)			措置状況		
指摘の件数	意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
—	139	139	要	改善済み	10
				取組中	87
			不要	—	42

平成26年度措置状況				
指摘の件数		改善の必要性	処理区分	件数
—	87	要	処理済み	—
			取組中(A)	—
			未措置	—
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
87		要	整理済み	50
			取組中(A)	37
			未措置	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成27年度措置状況				
指摘の件数		改善の必要性	処理区分	件数
—	37	要	処理済み	—
			取組中(A)	—
			未措置	—
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
37		要	整理済み	24
			取組中(A)	13
			未措置	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成28年度措置状況				
指摘の件数		改善の必要性	処理区分	件数
—	13	要	処理済み	—
			取組中(A)	—
			未措置	—
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
13		要	整理済み	13
			取組中(A)	0
			未措置	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成25年度包括外部監査に対する改善措置票

<改善措置の記載について>
 (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
 (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
 (3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「一」が記載されます。
 (4) 「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出たから記載されます。
 (5) 「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「不要」とされた場合は「不要」と記載されます。また、改善すべきとされたものの、取り直しや再検討の結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「未措置」と記載されます。

第1号様式(第3条関係)

(平成25年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
14	43	意見	③第三者評価制度について 施設のサービス内容について専門的知見を有する外部有識者などの視点を導入することも重要だと考えられる。 ・指定期間終了時には必ず外部評価を導入することが望ましい。	要	市としてモニタリングに関する基準を統一した上で、モニタリング制度の向上に努めていきたいと考えております。第三者評価制度については、平成27、28年度のモニタリングの改善状況等の確認を踏まえ検討したいと考えております。	平成29年度	平成26年8月にモニタリング関係規程を策定した。	改善取組中
				要	平成29年度の検討に向けて、平成27年度モニタリング(対象は平成26年度)の実施状況の確認を行う。	平成29年度	平成27年度モニタリングは適正に行なわれていることを平成27年8月に確認しました。平成28年度以降も、同様に確認していくこととしました。 モニタリングの状況をふまえた外部有識者の導入、指定期間終了時の外部評価の導入についての検討は、次年度に引き継ぐこととしました。	取組中
				要	外部有識者の導入、指定期間終了時の外部評価の導入についての検討をおこないます。	平成29年度	平成26年8月の関係規程の整備により、モニタリングによる市評価及び是正・改善指導の適正化が図られるとともに指定管理者の努力状況の見える化も進んでおり、制度導入施設における管理運営状況の確認は適正に行われております。	整理済み
32	87	意見	(那覇市伝統工芸館 収支の状況について) 指定管理料は、ビルの共益費に相当する金額が機械的に設定されているが、本来は、工芸館に依る利用者の満足度を出来る限り充足せよとする観点から指定管理料の水準を決定することが必要である。	要	指定管理料の設定については、一部改善の必要があったため、次期審判にかかる業務仕様書の中の販売収入等の歳入部分に増収となるように仕様を改善している。H29年度の初期指定管理料集及指定管理のあり方について、更なる改善の検討をおこなう。	平成30年3月31日	H27年3月に締結した業務仕様書により、指定管理者の収入増が見込まれ、利用者の満足度を満たすサービスができるように改善を実施した。 H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討する。	改善取組中
				要	H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討する。	平成30年3月31日	H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討する。	取組中
				要	H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討する。	平成29年度	学芸員の配置等に見られる業務の専門性や、工房体験入館の仕掛けによる業務量の増などを勘案し、指定管理料の見直しを行いました。	整理済み

(平成26年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	頁番 号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が必要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
45	124	意見	指摘事項又は意見の内容 那覇市立総合施設 施設の使用状況について、計画通り適正に維持管理・修繕が行われているか、計画的に修繕が必要かある。大規模修繕に備えて日本赤十字社沖縄県支部は、余剰金を積み立てることになっているが、計画的に積立金が積み立てられているかどうかについても定期的検査が必要である。	要	平成27年度に予定している社会福祉施設指導監査時に積立計画書の提出を求め検査を行う。	平成28年3月31日	平成27年度中に社会福祉施設指導監査時において検査実施予定。	改善取組中
92	236	意見	那覇市療育センター 立地状況について、他の施設との合築等の工夫により、建設財源を確保する機会が早みなるならば、前用年等に縛られることなく、果敢に立地の変更を行うよう、機動的に検討する必要がある。	要	平成27年度に予定している社会福祉施設指導監査時に積立計画書の提出を求め検査を行う。 平成28年度も引き続き建物の使用・保持に必要な修繕及び積立計画書の提出を求め検査を行う。 他の公共施設の新築・改築等の情報収集を行い、合築の可能性について検討する。 他の公共施設の新築・改築等の情報収集を行い、合築の可能性について検討する。	平成28年度 平成30年度	建物の使用・保持に必要な修繕については実施されているが、具体的な大規模修繕に関する余剰金積立については実施されていないことが確認されました。 平成28年3月31日時点の賃借対照表をもとに、定期的に積み立てていることを確認しました。今後も適切な修繕及び大規模修繕に備えた余剰金の積み立てについて定期的に検査してまいります。 改築計画策定中の施設との合築について、療育センターの整備計画等情報の提供を行うが、まとまらなかったため、継続とします。 改築計画策定中の施設との合築についての情報収集を継続実施するとともに、療育センターの在り方及び整備計画を策定しました。その内容を踏まえ、新設又は改築施設との合築の可能性について継続して検討してまいります。	取組中 改善取組中
112	269	意見	那覇市市民会館 収支の状況について、多額の費用の支出を余儀なくされている以上、漫然と施設運営をするのではなく、経費削減の可能性や施設存続の必要性について、絶えず慎重に検討しなくてはならないであろう。	要	他の公共施設との合築について引き続き情報収集を行うとともに、公立保育所の整備計画に乗せる方向性を検討します。 他の公共施設との合築について引き続き情報収集を行うとともに、公立保育所の整備計画に乗せる方向性を検討します。 他の公共施設との合築について引き続き情報収集を行うとともに、公立保育所の整備計画に乗せる方向性を検討します。 他の公共施設との合築について引き続き情報収集を行うとともに、公立保育所の整備計画に乗せる方向性を検討します。 他の公共施設との合築について引き続き情報収集を行うとともに、公立保育所の整備計画に乗せる方向性を検討します。	平成30年度 平成30年度 平成30年度 平成30年度	市民会館は建物や構材の老朽化により、利用者へ制限せざるを得ないこともあるが、現在も多くの市民利用がある。またこれまで培われてきた市民文化を後退させないためにも必要性を感じている。 現市民会館の業務委託料の見直しを検討し、舞台技術業務委託料の経費削減を図った。 市民会館は建物や構材の老朽化により、利用者へ制限せざるを得ないこともあるが、現在も多くの市民利用がある。またこれまで培われてきた市民文化を後退させないためにも必要性を感じている。 現市民会館の業務委託料の見直しを検討し、舞台技術業務委託料の経費削減を図った。 市民会館は、現在も多くの市民利用があり、文化振興に果たす役割はこれまで同様大きい。 新市民会館の閉館が、事業計画の見直しによって33年度に延長されたことから、今後も施設の安全性を考慮するとともに、経費の適切化にも配慮しながら、文化振興に資する事業の実施に努めます。 市民会館は、現在も多くの市民利用があり、文化振興に果たす役割はこれまで同様大きい。 新市民会館の閉館が、事業計画の見直しによって33年度に延長されたことから、今後も施設の安全性を考慮するとともに、経費の適切化にも配慮しながら、文化振興に資する事業の実施に努めます。	改善取組中 取組中 取組中 取組中
				要	他の公共施設との合築について引き続き情報収集を行うとともに、公立保育所の整備計画に乗せる方向性を検討します。	平成30年度	現在の利用状況も踏まえて、他の施設との合築について検討を行っております。	整理済み
				要	市民会館は、現在も多くの市民利用があり、文化振興に果たす役割はこれまで同様大きい。 新市民会館の閉館が、事業計画の見直しによって33年度に延長されたことから、今後も施設の安全性を考慮するとともに、経費の適切化にも配慮しながら、文化振興に資する事業の実施に努めます。	平成30年度	市民会館は、現在も多くの市民利用があり、文化振興に果たす役割はこれまで同様大きい。 新市民会館の閉館が、事業計画の見直しによって33年度に延長されたことから、今後も施設の安全性を考慮するとともに、経費の適切化にも配慮しながら、文化振興に資する事業の実施に努めます。	改善取組中
				要	市民会館は、現在も多くの市民利用があり、文化振興に果たす役割はこれまで同様大きい。 新市民会館の閉館が、事業計画の見直しによって33年度に延長されたことから、今後も施設の安全性を考慮するとともに、経費の適切化にも配慮しながら、文化振興に資する事業の実施に努めます。	平成30年度	市民会館は、現在も多くの市民利用があり、文化振興に果たす役割はこれまで同様大きい。 新市民会館の閉館が、事業計画の見直しによって33年度に延長されたことから、今後も施設の安全性を考慮するとともに、経費の適切化にも配慮しながら、文化振興に資する事業の実施に努めます。	取組中
				要	市民会館は、現在も多くの市民利用があり、文化振興に果たす役割はこれまで同様大きい。 新市民会館の閉館が、事業計画の見直しによって33年度に延長されたことから、今後も施設の安全性を考慮するとともに、経費の適切化にも配慮しながら、文化振興に資する事業の実施に努めます。	平成30年度	市民会館は、現在も多くの市民利用があり、文化振興に果たす役割はこれまで同様大きい。 新市民会館の閉館が、事業計画の見直しによって33年度に延長されたことから、今後も施設の安全性を考慮するとともに、経費の適切化にも配慮しながら、文化振興に資する事業の実施に努めます。	整理済み

(平成25年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	頁番 号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容 (那覇市民会館 人件費について) 業務の効率化による人件費削減を目指すべきであらう。	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由 新たな文化芸術発信拠点施設の建設を予定しており、同施設 の管理運営手法については、指定管理者制度の導入も言 めて検討する。	実施期限	実施日及び実施内容 新市民会館への指定管理者制度の導入について検討 し、管理運営ルール及び運営形態についての横断事項・課題 を整理した。	処理 区分
113	270	意見		H26	要	新たな文化芸術発信拠点施設の建設を予定しており、同施設 の管理運営手法については、指定管理者制度の導入も言 めて検討する。	平成30年度	新市民会館への指定管理者制度の導入について検討 し、管理運営ルール及び運営形態についての横断事項・課題 を整理した。	改善取組中
				H27	要	業務の効率化に努めるとともに、新文化芸術発信拠点施設 への指定管理者制度の導入について引き続き検討する。	平成30年度	会館維持・補修管理に必要とされる技術職員について、新 市民会館建設室配置の技術職員による兼務ができないか検 討を行いました。 新文化芸術発信拠点施設については県外の先進施設を視察等 をすることにより、管理運営計画に向けた基礎資料を得るこ とができました。	取組中
				H28	要	会館維持・補修管理に必要とされる技術職員については、 新市民会館建設室の技術職員の兼務による業務を進めてい きます。また、業務量についても適正なかどうかを見極めて いきます。 新文化芸術発信拠点施設の指定管理者導入については、 施設の基本設計と連携して進める必要があるため、相互に調 整を行いつつながら取り組んでいきます。	平成30年度	前震診断結果に伴い、平成28年度10月に休館となりまし た。平成29年度からは細補改正により、会館管理は廃止さ れ、会館維持補修に関する緊急を伴ったものの、県の技術職員につ いては、新市民会館建設室の応援により対応しております。	整理済み
118	280	意見	(那覇市民ギャラリー 高額な賃借料と共益費) 高額な賃借料と共益費の負担を免れ、低廉な専有負担 とするために、施設の移転を検討すべきであらう。	H26	要	新たな文化芸術発信拠点施設に市民ギャラリーの設置が可 能であるか移転の可能性も言め検討する。	平成30年度	ファンデーションマネジメントの指針に基づき、他の市の施設への 移転の可能性について、庁内で調整を行っている。	改善取組中
				H27	要	他の市の施設への移転に向けて関係部署との調整を図る。	平成30年度	現在簡工・農水課が検討しているぶんかテンプス館の新たな 運営方針において、市民ギャラリー移転を案として取り込んで もらえるよう調整を行いました。	取組中
				H28	要	ぶんかテンプス館の審議会による運営方針検討会議におい て市民ギャラリーの移転を検討案として取り込んでもらうため に、資料を作成し提出します。	平成30年度	ぶんかテンプス館の利用状況を所管課へ確認したところ、現 状どおりの継続利用予定との案から、予定していたぶんかテンプ ス館審議会への資料提出を見送ることとなりました。	取組中
				H29	要	ぶんかテンプス館について所管部の利用状況を確認しなが ら、移転の可能性について継続して調整していく。	平成30年度	現市民ギャラリーは好立地条件あり、例年稼働率90%以 上を達成していますが、コスト削減のためとして、ぶんかテンプ ス館移転を検討してまいりました。 しかし、ぶんかテンプス館については、現状どおりの継続利用 予定との案から、移転について困難な状況となりましたので、 市民ギャラリーについて当面は現状のままとし、好立地条件を活 かしたより有用な利用を図ります。	整理済み
123	293	意見	(第一牧志公設市場、牧志公設市場 財政状況につい て) 現状において、指定管理者制度を導入し、その効果を 確かめてみるのもよいのではないかと思われる。	H26	要	第一牧志公設市場再整備事業にて運用形態の検討を行う 予定となっており、その中で、現状での指定管理者制度導入 の可能性を検討する。	平成28年9月31日	公設民営を基本とし、引き続き管理運営手法について検討 を進める。	改善取組中
				H27	要	公設民営を基本とし、引き続き管理運営手法について検討 を進める。	平成28年9月31日	平成27年度においては、管理運営手法について具体的に 議論するまでは至らず平成28年度へ持ち越ししました。	取組中
				H28	要	公設民営を基本とし、第一牧志公設市場再整備基本計画の 中で管理運営手法の検討を行います。	平成28年度	平成28年度においては、第一牧志公設市場再整備事業基 本計画を策定しました。管理運営手法については決定してお りませんが、公設民営を基本とし、引き続き指定管理の導入に ついて検討してまいります。	整理済み

(平成26年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	頁番 号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が必要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
127	299	意見	(とぎわい広場、指定管理者制度の導入について) イベント関連については、民間の得意とする分野でもあり、指定管理者導入によって、民間の能力を活用し、施設を利用したサービスの向上が図れる可能性がある。	要	H-26	平成26年3月31日	老朽化した第一牧志公設市場の立替準備地となっており、現時点での指定管理者制度導入の検討はできない。	改善取組中
				要	H-27	平成26年3月31日	平成27年度に第一牧志公設市場再整備計画を策定し、その中で再整備場所も決定予定でしたが、市場関係者との調整に時間を要したため、平成28年度に策定を繰り越しました。当該再整備事業の動きを見ながら、引き続きその可否を検討します。	取組中
				要	H-28	平成28年度	第一牧志公設市場の仮設店舗設置場所をにぎわい広場とする「第一牧志公設市場再整備基本計画」を平成28年度に策定し、当面の間は、第一牧志公設市場の仮店舗として活用してまいります。	整理済み
128	303	意見	(那覇市立公民館 施設の利用について) 中央公民館の敷地は沖繩県の公有地となっているが、改修、建替、移転、他の公民館への統合等、安全性の面から検討を要する時期にあるものと思われる。	要	H-26	●方針決定については、平成30年度を目途とする。 ●施設の維持管理については、現行の維持管理に合わせた実施とする。 ●施設の維持管理については、現行の維持管理に合わせた実施とする。	中央公民館・図書館は、建物管理者が剥離等の危険箇所がないか目視で安全確認を図っている。平成26年度は、同様の修繕などをおこなった。他の公共施設整備計画を踏まえながら引き続き情報収集等を行う。	改善取組中
				要	H-27	平成30年度	他の公共施設の整備計画について情報収集を行いました。	取組中
				要	H-28	平成28年度	他の公共施設の整備計画について情報収集を行いました。	取組中
				要	H-29	平成29年度	建築されてから約50年経過していることから、他の公共施設との合築等を合わせて検討してまいります。	整理済み

(平成25年度) 外		部			監 査 改 善 措 置 票		票		
ID	頁番 号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	年度	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
130	306	意見	<p>〔那覇市立図書館 指定管理者制度導入について〕 指定管理者制度も導入し、施設の管理主体を民間事業者やNPO法人等に広く開放することにより、民間事業者の活力を生かした住民サービスの向上、施設管理における経費の節減を図るべきである。</p>	要	H26	<p>若狭公民館及び繁多川公民館において、平成27年度から指定管理者制度を導入する予定である。平成27年度から平成29年度までの3年間に、指定管理者による管理運営の実績を踏まえ、中央公民館を除く他の公民館への制度導入について検討を行う。</p>	<p>●指定管理者制度導入については、平成27年度 ●導入後の比較検討については、平成30年度</p>	<p>実施日及び実施内容 平成27年度から、若狭公民館と繁多川公民館は指定管理者制度を導入し、管理運営を指定管理者制度に移行すると直前よりも経費削減となる。住民サービスの向上については実績を踏まえて検証する。</p>	改善取組中
			<p>指定管理者制度を導入した若狭公民館と繁多川公民館について利用者アンケートやモニタリングを活用して、住民サービスの向上につなげているかを検証する。</p>	要	H27		平成30年度	<p>若狭公民館と繁多川公民館では、9月に公民館利用者を対象にアンケートを実施しました。両館とも利用者満足度は高い結果となりました。</p>	取組中
			<p>指定管理者制度を導入した繁多川公民館と若狭公民館の実績を踏まえ、中央公民館を除く他館への導入について検討を行います。</p>	要	H28		平成28年度	<p>若狭公民館と繁多川公民館において指定管理者モニタリングを行った結果、指定管理者の能力を活用しつつ市民サービスの向上及び経費の節減が図られており、指定管理者制度の導入は有効であることがわかりました。他館への導入については、他に指定管理を担える団体がないうえ、当面は直営で運営することとし、引き続き指定管理者の導入について検討してまいります。</p>	整理済み
133	310	意見	<p>〔那覇市立図書館 指定管理者制度導入について〕 全国的には指定管理者制度を導入している図書館が増加している中、那覇市の志向する図書館の役割、住民サービスの在り方などから、指定管理者制度に移行した場合のメリット、デメリットを検討したうえで、導入の可否を決定すべきである。</p>	要	H26	<p>那覇市生涯学習推進計画において、「2017(平成29)年4月から繁多川図書館に指定管理者制度を導入することを検討します」と定めており、平成27年度に指定管理者制度導入の可否について検討を行う。</p>	平成27年度	<p>一部業務委託を実施している繁多川図書館の指定管理者制度導入を検討した結果、業務形態や経費的にも一部業務委託が有利であると判断いたしました。</p>	改善取組中
			<p>〔那覇市立図書館の指定管理者制度導入及び一部業務委託拡大検討委員会を制定し、同委員会において、他の館に指定管理者及び一部業務委託の導入について検討していきます。〕</p>	要	H27	<p>繁多川図書館の指定管理者導入について指定管理者制度導入の検討委員会で検討する。</p>	平成27年度	<p>一部業務委託を実施している繁多川図書館の指定管理者制度導入を検討した結果、業務形態や経費的にも一部業務委託が有利であると判断いたしました。</p>	改善取組中
			<p>〔那覇市立図書館の指定管理者制度導入及び一部業務委託拡大検討委員会を制定し、同委員会において、他の館に指定管理者及び一部業務委託の導入について検討していきます。〕</p>	要	H28		平成28年度	<p>那覇市立図書館の指定管理者制度導入及び一部業務委託拡大検討委員会において、指定管理者制度の導入については、現図書館の専拠が狭小のため児童や本の貯蔵など収益を挙げるための目的外スペースは設置できず、指定管理者の収益が見込めないこと、図書館の運営や読書、図書資料の収集などに、他館とのバランスを考慮する必要があり、指定管理協定で詳細に定める必要があるため、指定管理者制度の導入は、民間のノウハウを活かした弾力的な運営が難しいため、指定管理者制度の導入は妥当ではないとの結論に至りました。</p> <p>また、一部業務委託の拡大については、市職員館長の配置のもと、民間のノウハウを活用しながら市の意向を的確に反映した図書館運営ができることや、コスト面から有効であるが、市内における委託可能団体は限られていることから、県内外を含めた応募資格要件の拡大を含め、委託可能団体の把握及び慎重な選定による受託団体の確保を行うことが必要との課題が挙げられました。</p>	整理済み

(平成26年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	頁番 号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	年度	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
135	317	意見	那覇市識名霊園、那覇市識名霊園付属納骨堂 指定管理者制度について) 基本方針を踏まえ、市の取組みが進められていくが、整備が進められていく中で、霊園全体の一体管理が可能となった段階で指定管理者制度導入の可否について検討する必要がある。	要	H26	当該は現在、霊園内の墓地区画、南納骨堂、無縁遺骨仮安置所、及び今年4/11に使用開始した市民共同墓を管理している。今後、公園管理課所管の多目的広場、園内通路、及び緑地の管理を受ける方向で調整している。更に、区画整理課所管の仮安置棟の管理についても移管の話が出ている。それから、霊園内の各施設が移管され、管理運営上の課題解決の見通しがあった段階で指定管理者制度導入の可否について検討する。 なお、各施設の移管の時期、老朽化した南納骨堂の建て替えの時期等不確定要素が多いため、判断材料がそろった段階で総合的に検討したい。	平成30年度未	識名霊園内の公園管理課所管の多目的広場、園内通路、及び緑地の所管換えについては改葬予定の遺骨が650柱以上あるため、改葬の目途が立った時点で所管換えの協議を行うこととした。 老朽化している南納骨堂については、新規募集を停止することを検討した。	改善取組中
				要	H27	公園管理課から識名霊園内多目的広場、園内通路、及び緑地の移管を受ける。 施設の老朽化のため南納骨堂の新規募集を停止する。	平成30年度未	公園管理課から霊園内の多目的広場、園内通路及び緑地の所管換えを行いました。 南納骨堂については、新規募集を停止し、老朽化のため5年後の平成33年度に閉鎖する計画を策定しました。 区画整理課仮安置棟には改葬困難な遺骨が70柱以上あるため、改葬の目途が立った時点で所管換えの協議を行います。	取組中
				要	H28	無縁遺骨仮安置所、南納骨堂中庭の仮棚、及び区画整理課仮安置棟に安置されている遺骨と台帳を照合し遺骨数や経過年数を整理します。 昨年11月に制定した「那覇市無縁遺骨の管理及び取扱等」に関する要綱に基づき、10年以上経過した遺骨のうち一定数を市民共同墓に台帳するため、業務委託費を来年度予算に要求します。	平成30年度未	平成29年度に市民共同墓合葬室へ無縁化した遺骨の一部を改葬できることになりました。管理運営上の課題が解決するまでの当面の間は直営とし、その後、見通しがあった段階で指定管理者制度の導入について検討してまいります。	整理済み

那 監 公 表 第 8 号

平成 30 年 3 月 1 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	糸 数 昌 洋
同	古 堅 茂 治

平成 29 年度後期定期監査の結果について (公表)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項に基づき実施した平成 29 年度後期定期監査の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 29 年度後期定期監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項による同条第 1 項並びに那覇市監査委員監査基準第 4 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項に規定する財務事務の執行に関する定期監査

第 2 監査の対象

1 対象範囲

平成 28 年度に執行された予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等の財務に関する事務及び経営に係る事業管理。なお、必要と認める場合は、現年度及び過年度も範囲に含むものとする。

2 対象部署

- (1) 市民文化部
市民生活安全課、まちづくり協働推進課、ハイサイ市民課、文化振興課、文化財課
- (2) 出納室
- (3) 議会事務局
庶務課、議事管理課、調査法制課
- (4) 上下水道局
総務課、企画経営課、料金サービス課、配水管理課、水道工務課、下水道課
- (5) 監査委員事務局

第 3 監査の期間 平成 29 年 10 月 6 日から平成 30 年 2 月 13 日まで

第 4 監査の重点事項及び主な着眼点

1 重点事項

- (1) 対象
業務委託料(13 節 01 細節)の執行状況。ただし、40 万円以下は除いた。
- (2) 選定理由
過年度において、刊行物が未刊行にもかかわらず代金が支払われた不適正な事例があったことから、履行確認、支出時期等について監査した。

2 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則第 22 条別項「第 1 財務事務監査の着眼点」に基づき、主として以下の事項とした。

- (1) 予算の執行及び事務処理
 - ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
 - イ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 収入事務

- ア 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- イ 収入の消込誤り、漏れ及び遅延しているものはないか。
- ウ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

(3) 支出事務

- ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- イ 委託料の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。
- ウ 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。
- エ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

(4) 契約事務

- ア 一般競争入札、指名競争入札による場合、その理由は適正か。
- イ 随意契約による場合、その理由は適正か。
- ウ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- エ 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。

(5) 財産管理事務

- ア 財産の取得及び処分の手続きは適正か。違法又は不当なものはないか。
- イ 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
- ウ 貸付(使用許可)の理由は適切か。
- エ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。
- オ 基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積立てられ、确实、効率的に運用されているか。

第 5 監査の主な実施内容

監査対象部署に関係書類を求め、書類審査及び事務局職員による予備監査を行い、その後、監査委員によるヒアリングを行った。

なお、指摘事項等について対象部署からの弁明、見解等を聴取した結果、申し出はなかった。

第 6 監査の実施場所及び主な日程**1 実施場所**

対象部署、上下水道局会議室及び監査会議室(本庁舎12階)

2 主な日程

- (1) 実施通知日：10月6日(金)
- (2) 予備監査：11月29日(水)～12月13日(水)
- (3) 監査委員ヒアリング：1月15日(月)、1月16日(火)
- (4) 弁明、見解等の聴取：2月2日(金)～9日(金)

第 7 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、一部に改善を要する事項があった。

1 重点事項

重点事項の対象である業務委託料(契約金額40万円以下を除く。)を執行している部署は、監査対象14部署のうち13部署155件あり、そのうち4部署7件において不適切な事務処理があった。

(1) 履行確認について

那覇市契約規則第 52 条は「検査員は、特別の理由があるときを除き、監督員の職務を兼ねることができない。」と規定し、那覇市上下水道局契約事務規程第 48 条においても、監督員と検査員の職務の兼職を原則禁止している。

しかし、4 部署 7 件において、特別な理由がないにもかかわらず、監督員と検査員を兼職していた。

委託内容の履行確認に当たっては、関係条項に基づき適切な事務処理を行われたい。

2 指摘事項等

各課の指摘事項等については、次のとおりである。

指摘事項等の件数(部局・課別)

(単位：件)

区分(※) 部局・課名	指摘事項等の件数				
	指摘事項	是正事項	注意事項	要望事項	合計
市民文化部	-	1	-	-	1
市民生活安全課	-	-	-	-	-
まちづくり協働推進課	-	-	-	-	-
ハイサイ市民課	-	-	-	-	-
文化振興課	-	1	-	-	1
文化財課	-	-	-	-	-
出納室	-	-	1	-	1
議会事務局	-	-	-	-	-
庶務課	-	-	-	-	-
議事管理課	-	-	-	-	-
調査法制課	-	-	-	-	-
上下水道局	-	-	2	1	3
総務課	-	-	1	-	1
企画経営課	-	-	-	-	-
料金サービス課	-	-	1	-	1
配水管理課	-	-	-	-	-
水道工務課	-	-	-	1	1
下水道課	-	-	-	-	-

監査委員	-	-	-	-	-
監査委員事務局	-	-	-	-	-
合 計	-	1	3	1	5

(※)指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

- (1)指摘事項：重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。
- (2)是正事項：改善を要する悪い状況を改め正すこと。
- (3)注意事項：好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。
- (4)要望事項：予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

市民文化部

○文化振興課

指定管理に関する基本協定の締結について（是正事項）

指定管理者制度を導入している那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーの新たな指定管理者（指定管理期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）の指定に向け、平成 27 年 7 月に募集を行ったところ、一団体から応募があった。その後、同年 9 月の選定委員会において同団体を指定管理予定候補者として選定し、同年 12 月の市議会での議決を経て、平成 28 年 1 月に当該候補者を正式に指定管理者として指定したことから、同年 3 月末日までに基本協定（以下、「本協定」という。）を締結すべきであった。

しかし、本協定を締結するに当たり、指定管理者から仕様について要望があったことから、その調整に日数を要し、3 月末日までの締結が困難となった。

そのため、同日に仮協定を締結し、募集要項、仕様書のとおり施設の管理は行われたものの、本協定の締結は同年 10 月 26 日となった。

本協定の締結が約 7 か月遅れたことは、施設の健全な管理運営に支障を及ぼす懸念があった。指定管理者制度に関する運用指針及び募集要項に基づき手続きを適正になされたい。

出納室

那覇市歳入金の内容を外部記憶媒体に収録する業務委託契約について

（注意事項）

那覇市歳入金の内容を外部記憶媒体に収録する業務委託契約第 7 条は「甲及び乙は、委託業務を適正に処理するため、それぞれの職員のうちから電算管理担当者を定め、それぞれ相手方にその氏名を通知するものとする。」と規定しているが、当該通知がされていない。

当該委託業務は、市税、使用料等の那覇市歳入金の内容を電子計算機の外部記憶媒体に収録するものであり、契約者双方における管理担当者の通知は、関連する業務の内容及びそれぞれの責任の所在等を明確にする上で重要である。

契約事務の執行に当たっては、契約内容を遵守し適切な事務処理に努められたい。

上下水道局

○総務課

那覇市上下水道局庁舎警備及び電話受付業務委託契約について(注意事項)

那覇市個人情報保護条例施行規則第 17 条は、個人情報を取扱う業務を委託しようとするときは、当該受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、次に掲げる同規則第 1 号から第 8 号までの条件を付するものと規定している。

しかし、那覇市上下水道局庁舎警備及び電話受付業務委託契約第 6 条は、個人情報の漏えい防止のみを規定しており、必要な条件を付していない。

個人情報を取扱う契約の締結に当たっては、同規則に定める条件を付し、適切な個人情報保護に努められたい。

※ 那覇市個人情報保護条例施行規則(抜粋)

(受託者に対する措置)

第 17 条 市長は個人情報を取扱う業務を委託しようとするときは、当該受託者と締結する個人情報の処理に関する契約に次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用の防止等に関する義務
- (2) 個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止
- (3) 個人情報処理の再委託の禁止又は制限
- (4) 個人情報の複写及び複製の禁止
- (5) 個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務
- (6) 個人情報の滅失、破損等の事故に関する報告義務
- (7) 個人情報の提供資料の返還義務
- (8) その他市長が必要と認める事項

○料金サービス課

量水器取替え業務委託契約及び水道メーター検針業務委託契約について (注意事項)

那覇市個人情報保護条例施行規則第 17 条は、個人情報を取扱う業務を委託しようとするときは、当該受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、次に掲げる同規則第 1 号から第 8 号までの条件を付するものと規定している。

しかし、量水器取替え業務委託契約及び水道メーター検針業務委託契約第 6 条は、それぞれ個人情報の漏えい防止のみを規定しており、必要な条件を付していない。

個人情報を取扱う契約の締結に当たっては、同規則に定める条件を付し、適切な個人情報保護に努められたい。

(※)上記、那覇市個人情報保護条例施行規則(抜粋)を参照。

○水道工務課

設計積算CADシステムの効果等の検証について(要望事項)

設計積算CADシステムは、水道工事の平面・縦断設計、図面作成、数量計算、積算業務を一連で行うシステムとして、平成18年度に導入し、操作性、水道施設情報管理システムとの互換性などから毎年、保守及び改訂業務を行いながら現在に至るまで使用している。

平成28年度は、保守業務委託料496,800円、及び歩掛改訂業務委託料864,000円を支出している。

当該システムは、導入後一定期間経過しており、維持管理に係る経済性、並びに効果的・効率的な新たなシステム導入など多様な視点で検証されたい。

第8 各課の予算執行状況等

各課の予算執行状況等については、以下のとおりである。

市民文化部

○市民生活安全課

1 所掌事務

交通安全及び防犯、市民憲章の推進、法律相談及び陳情、市長への手紙その他の広聴、消費生活に関する啓発、情報の提供及び相談、計量法、情報公開及び個人情報に関する事務

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

那覇地区防犯協会負担金 155万5,834円

那覇地区交通安全協会負担金 69万1,482円

那覇人権擁護委員協議会負担金 64万1,000円

イ 補助金の主なもの

保安灯設置等事業補助金 1,497万2,728円

自治会等保安灯電気料相当額補助金 1,228万5,780円

那覇市交通安全市民運動推進協議会事業補助金 326万6,808円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約

平成28年度交通安全スクールゾーン路面標示業務

委託 79万7,040円

平成28年度スクールゾーン標識撤去業務委託 20万8,440円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

モノクロ複合機賃貸借及び保守業務契約	36万4,016円
タクシー使用料	17万2,130円
デジタル複合機賃貸借契約	11万9,772円
(3) 修繕料の契約	
キャビネット鍵修繕	7,020円

4 財産の管理状況

(1) 物品

備品 309品(うち、重要備品1品)

重要備品

カウンター 130万8,405円

○まちづくり協働推進課

1 所掌事務

協働によるまちづくりの推進、市民の市政参画、コミュニティの振興、自治会の活動支援、NPO活動の支援、共同利用施設、なは市民協働プラザの施設の維持管理及びなは市民活動支援センターに関する事務

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なは市民活動支援センター使用料 2万4,000円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 補助金の主なもの

地域(防災)案内付き掲示板設置改修補助事業 1,077万9,600円

自治会事務所賃借料補助金 1,044万1,200円

自治会及び準備委員会等事業補助金 774万800円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市連絡事務委託事業(156件) 4,298万6,100円

なは市民協働プラザ警備業務委託 1,434万6,720円

なは市民協働プラザ施設管理業務委託 529万2,000円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

久茂地小学校区自治会等(活動拠点)支援事業 旧久茂地

小学校運動場管理仮設事務所賃貸借契約(繰越) 115万5,600円

久茂地小学校区自治会等(活動拠点)支援事業 旧久茂地

小学校運動場管理仮設事務所賃貸借契約 81万5,400円

高速カラー印刷機賃貸借契約 71万5,392円

(3) 修繕料の契約の主なもの

なは市民協働プラザ自動ドア修繕 17万2,800円

消防設備(非常警報設備)修繕 5万7,240円

なは市民協働プラザ保安灯修繕 3 万 3,998 円

4 財産の管理状況

(1) 土地

市民活動支援施設用地 4,076.00 m²

(2) 建物の主なもの

市民活動支援施設(なは市民協働プラザ) 8,857.27 m²

那覇市小禄自治会館 1,096.48 m²

那覇市大嶺自治会館 752.11 m²

(3) 基金

那覇市協働によるまちづくり推進基金 2 億 1,629 万 4,632 円

(4) 著作権

なは市民活動ハンドブック 1 件

(5) 物品

備品 943 品(うち、重要備品 3 品)

重要備品

手動よこ型ブラインド(一式) 264 万 6,000 円

監視カメラ及びモニター(一式) 237 万 9,510 円

防犯カメラ(一式) 189 万 1,737 円

○ハイサイ市民課

1 所掌事務

戸籍法及び住民基本台帳法、身分その他諸証明、住民実態、身元照会及び犯罪人名簿、市民統計、埋火葬の許可、児童手当法に基づく児童手当の受付、国民年金及び国民健康保険の資格得喪、印鑑登録、支所、銘苅証明発行センターにおける諸証明、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の指定及び通知並びに通知カード及び個人番号カードに関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金

個人番号カード交付事業費補助金 2,440万4,000円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

沖縄県連合戸籍住民基本台帳事務協議会市町村負担金
16万900円

イ 交付金

個人番号カード関連の委任に係る交付金 5,070万8,000円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市ハイサイ市民課窓口業務委託 1 億927万4,249円

個人番号カード等コールセンター及び

交付関連事務業務委託	2,956万235円
那覇市ハイサイ市民課住基システム等 入出力業務委託	2,695万6,800円
(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの	
手数料券売機賃借及び保守業務	122万940円
ゼロックス機械の保守及び消耗品等の供給に 関する契約	69万5,407円
複合機賃借・保守業務(本庁・首里・真和志)	52万201円
(3) 修繕料の主なもの	
空調室外機修繕	24万8,400円
水銀灯の修繕(小禄支所)	12万4,146円
キュービクル用換気扇及び危険標識 取替修繕(小禄支所)	5万4,734円

4 財産の管理状況

(1) 土地	
小禄支所	1,987.59 m ²
首里支所	1,369.31 m ²
(2) 建物	
首里支所	932.13 m ² (うち、貸付等 90.60 m ²)
小禄支所	666.79 m ²
(3) 物品	
備品	
市民課(本庁)	589品(うち、重要備品2品)
真和志支所	117品(重要備品なし)
首里支所	197品(重要備品なし)
小禄支所	237品(重要備品なし)
銘苅証明発行センター	20品(重要備品なし)
合計	1,160品(うち、重要備品2品)
重要備品	
窓口カウンター	342万1,425円
案内コーナーカウンター	152万9,010円

○文化振興課

1 所掌事務

文化行政の総合的施策の策定及び総合調整、文化事業の開発及び推進、文化団体の育成及び連絡調整、市民ギャラリー、市民会館及びパレット市民劇場の施設の運用管理、市民会館及びパレット市民劇場の自主文化事業の企画推進、新文化芸術発信拠点施設の建設及び管理運営に関する事務

2 予算の執行状況

(1) 未収金

市民会館使用料(滞納繰越分)	32万400円
(2) 負担金、補助及び交付金の支出	
ア 負担金	
全国公立文化施設協議会会費	2万8,000円
沖縄県公立文化施設協議会会費	1万円
イ 補助金の主なもの	
平成28年度那覇市文化振興事業補助金事業 「なはの誇らしや」	200万円
那覇市文化協会助成事業補助金	180万円
伝統芸能・文化の継承発展補助金	101万4,240円
3 契約事務の状況	
(1) 業務委託契約の主なもの	
パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー 指定管理業務委託	7,077万5,000円
文化財発掘調査業務委託	3,020万212円
舞台技術業務	2,419万2,000円
(2) 工事及び設計委託契約	
那覇市新文化芸術発信拠点施設基本設計業務	8,748万円
校舎解体工事実施設計業務	452万1,960円
那覇市民会館安全対策工事	366万1,200円
(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの	
県有土地賃貸借契約	846万5,460円
タクシー使用料	34万6,640円
複写機賃貸借契約	29万6,959円
(4) 修繕料の契約の主なもの	
空調機修繕	179万8,200円
舞台照明バトン修繕及びランプ取替	32万5,080円
空調機チーリングガス洩れ修繕	21万6,000円
4 財産の管理状況	
(1) 土地	
パレット市民劇場	(区分所有敷地権)318.26㎡
(2) 建物	
那覇市民会館	7,170.74㎡
パレット市民劇場	1,556.58㎡
(3) 基金	
那覇市新市民会館建設基金	15億1,601万6,269円
那覇市文化振興基金	1,902万9,350円
(4) 物品	
備品 2,498品(うち、重要備品 178品)	
重要備品の主なもの	
絵画(巖 F120 佐野義定)寄贈	3,250万円

ピアノ(ベーゼンドルファーグランドピアノ スタンダードモデル 附属品付)	2,056 万 9,500 円
ピアノ(スタインウェイピアノ D-274 附属品付)	2,056 万 7,400 円

○文化財課

1 所掌事務

文化財の保存及び活用に関する企画、調査及び研究、埋蔵文化財の発掘調査の施行、指定文化財及び関連財産の維持管理、文化財関係団体の育成及び指導助言、玉陵及び識名園の管理運営、市史、歴史資料の編集・普及事業、那覇市歴史博物館、史料文書の収集及び管理、那覇市立壺屋焼物博物館に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

平成 28 年度那覇市歴史博物館共同管理費 579 万 4,620 円

平成 28 年度那覇市歴史博物館設備予防保全積立金
57 万 9,600 円

平成 28 年度全国史跡整備市町村協議会負担金 4 万円

イ 補助金

文化財保存事業費補助金 83 万 6,902 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

県道 153 号線外 1 線街路改良工事に伴う

埋蔵文化財発掘調査業務委託(繰越明許) 4,784 万 5,400 円

小禄道路敷設に伴う埋蔵文化財試掘調査業務委託
2,841 万 9,543 円

識名園管理業務委託 2,257 万 2,000 円

(2) 工事及び設計委託契約の主なもの

平成 28 年度首里平良橋周辺遺跡仮設工事(繰越明許)
1,204 万 2,000 円

伊江殿内庭園東側斜面地整備工事(その 2) 648 万円

特別名勝識名園御殿東側屋根漆喰補修工事 484 万 9,200 円

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

資料整理室の賃借 1,366 万 8,624 円

仮設工事現場における矢板の賃借料 375 万 7,266 円

南風原倉庫の賃借 324 万円

(4) 修繕料の契約の主なもの

仲井真収蔵庫修繕 97 万 2,000 円

壺屋焼物博物館加圧給水ユニット取替修繕	78 万 8,400 円
壺屋焼物博物館階段通路壁面パネル修繕	48 万 6,000 円
4 財産の管理状況	
(1) 土地の主なもの	
識名園	41,986.00 m ²
玉陵	16,689.00 m ²
伊江御殿別邸庭園	8,026.48 m ²
(2) 建物の主なもの	
展示室・展示場(焼物博物館)	1,852.58 m ²
展示室・展示場(歴史博物館)	810.48 m ²
埋蔵文化財赤平収蔵庫	341.51 m ²
(3) 著作権	158 件
(4) 物品	
備品 1,213 品(うち、重要備品 135 品)	
重要備品の主なもの	
玉冠(付簪)(寄贈)	(評価額) 3 億円
赤地龍瑞雲嶮山文様繡珍唐衣裳(寄贈)	(評価額) 1 億円
紺地龍丸文様緞子唐衣裳(寄贈)	(評価額) 8,000 万円

出納室

- 1 主な所掌事務

現金の出納、現金及び財産の記録管理、決算の調製、公印の保管、支出負担行為の確認及び収入・支出その他命令書等の審査、出納職員等、指定金融機関等、室の予算・文書等に関する事務
- 2 予算の執行状況
 - (1) 未収金

なし
 - (2) 負担金、補助及び交付金の支出
 - ア 負担金

NOMA行政講座参加負担金	3 万1,320円
---------------	-----------
- 3 契約事務の状況
 - (1) 業務委託契約

那覇市歳入金の納付済通知書等による歳入の内容を
電子計算機の外部記憶媒体に収録する業務 678 万 8,572 円
 - (2) 使用料及び賃借料の契約

モノクロデジタル複写機賃借料	44万481円
タクシー使用料	2 万3,350円
- 4 財産の管理状況

物品

備品 26 品(重要備品なし)

議会事務局

○庶務課、議事管理課、調査法制課

1 所掌事務

(1) 庶務課

文書及び公印、予算・決算及び経理、議員の身分及び議員報酬・費用弁償・共済等、政務活動費、職員の人事・服務及び給与、議事堂の管理、物品の出納保管、議長会及び局長会、他課の所管に属しないことに関する事務等

(2) 議事管理課

本会議・委員会・公聴会及び正副委員長会議、議案・請願・陳情及び意見書等の取扱い、議会において行う選挙、会議録・委員会記録、議会先例、各派代表者会議及び全員協議会に関する事務等

(3) 調査法制課

市政一般及び諸法規の調査・研究、議会及び委員会等の特命調査、調査資料の収集・整理・作成及び保管、各種の照会に対する調査及び回答、行政視察の受入れ、条例・規則・規程等の制定改廃、議会が行う政策の立案及び提言に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

沖縄県市議会議長会負担金	159 万円
全国市議会議長会負担金	126 万円
九州市議会議長会負担金	11 万 5,600 円

イ 補助金

政務活動費	3,826 万 5,859 円
-------	-----------------

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

アメリカ統治下議会議事録電子化事業業務委託	1,944 万円
なは市議会だより配布業務委託	609 万 3,468 円
市議会インターネット映像配信業務委託	151 万 2,000 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

SideBooks クラウドサービス使用料	97 万 2,000 円
複写機賃借料	70 万 3,163 円
議長車両賃借料	59 万 6,160 円

(3) 修繕料の契約

マイクロバスの修繕	26 万 8,315 円
マイクロバスの車検整備	16 万 8,480 円
議長車の修繕	9 万 9,000 円

4 財産の管理状況

(1) 著作権

那覇市議会史	6 件
--------	-----

(2) 物品

備品 574 品(うち、重要備品 10 品)

重要備品の主なもの

インフォメーションディスプレイ(6 台)

1,005 万 9,000 円

マイクロバス

418 万 9,500 円

会議用テーブル

142 万 1,400 円

上下水道局

○総務課

1 所掌事務

文書及び公印、部内各課に関連する事務の総合調整、広報、庁舎の管理、貯蔵品の出納保管、財産の取得及び処分並びに財産管理の調整統括、情報公開及び個人情報保護、条例・規程等の制定及び解釈・運用、職員の任免、服務その他身分、給与・報酬・費用弁償、工事請負・業務委託・貯蔵品等の調達に係る契約、工事及び修繕の検査に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金

退職手当に係る負担金 504 万 9,813 円

保険金収入・雇用保険料 71 万 8,014 円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

契約検査業務(下水道事業) 335 万 3,170 円

契約検査業務(水道事業) 228 万 2,411 円

日本水道協会沖縄県支部会費 155 万 8,961 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市上下水道局庁舎警備及び電話受付業務委託

1,088 万 6,400 円

那覇市上下水道局庁舎清掃業務委託

604 万 8,000 円

那覇市上下水道局庁舎空調設備保守点検業務委託

268 万 560 円

(2) 賃借料の契約の主なもの

複合機賃貸借(1)

55 万 5,114 円

営業用自動車共通チケット使用

41 万 4,690 円

複合機賃貸借(2)

12 万 5,183 円

(3) 修繕費の契約の主なもの

上下水道局庁舎に設置する電気計量器取替	49 万 5,333 円
那覇市上下水道局庁舎空調機器部品交換及び 全熱交換器部品交換工事	47 万 5,200 円
那覇市上下水道局庁舎消防設備機器取替修繕工事	39 万 9,600 円

4 財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

上下水道局庁舎用地	12,184.8 m ² (うち、貸付等 2,279.0 m ²)
水源保護用地	3,907.0 m ² (うち、貸付等 3,907.0 m ²)
旧石嶺ポンプ場用地	1,339.4 m ² (うち、貸付等 1,256.0 m ²)

(2) 建物

上下水道局庁舎 A 棟及び E V 棟	4,636.6 m ²
上下水道局庁舎 B 棟	1,270.0 m ² (うち、貸付等 642.8 m ²)

(3) 物品

ア 備品 564 品(那覇市上下水道備品管理規程による備品)	
イ 車両運搬具 3 台	
貨物車	228 万円
乗用車	193 万 5,000 円
乗用車	167 万 4,057 円
ウ 工具器具及び備品 72 品	
工具器具及び備品の主なもの	
みずの資料室展示設備(一式)	7,227 万 9,000 円
駐車場管理システム(一式)	1,863 万 2,000 円
庁舎総合案内サイン設備(一式)	789 万 4,239 円

○企画経営課

1 所掌事務

経営基本計画の策定及び基本的な事業の総合調整、水道事業の変更認可申請、職員定数・組織及び事務分掌、料金制度、財政計画の策定、予算編成及び執行管理、企業債、決算の調整及び業務状況の公表、経営分析、会計伝票等の審査・保管、現金及び有価証券の出納保管、一時借入金・資金計画及び資金の運用、出納金融機関及び収納取扱金融機関、消費税、電子計算業務、統計に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの

雨水処理負担金(下水道事業)	2 億 437 万 9,956 円
他会計負担金(水道事業)	5,750 万 6,525 円

雨水負担金(下水道事業) 4,511万2,116円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金

水道事業への共通経費負担金(下水道事業) 1億7,739万1,338円
 水道事業への共通経費負担金(下水道事業) 8,884万7,027円
 沖縄県統計協会年会費(水道事業) 1万5,000円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

局ネットワーク及びサーバー等の運用・保守業務委託
 (水道事業) 642万8,160円
 平成28年度那覇市の水道・下水道に関するアンケート
 調査(水道・下水道事業) 304万5,600円
 警備輸送並びにこれに関する業務委託(水道事業) 129万6,000円

(2) 賃借料の契約

タクシー賃借料(水道事業) 7万710円
 タクシー賃借料(下水道事業) 6万4,680円

4 財産の管理状況

(1) 出資による権利

地方公共団体金融機構出資金(下水道事業) 414万7,000円
 地方公共団体金融機構出資金(水道事業) 240万5,000円

(2) 債権の主なもの

北海道平成28年度第10回公募公債 1億9,960万円
 第369回大阪府公募債 9,988万円
 第393回大阪府公募債 9,965万7,000円

(3) 物品

ア 備品 172品(那覇市上下水道備品管理規程による備品)
 イ 工具器具及び備品 355品
 工具器具及び備品の主なもの
 財務会計システム(一式)(水道・下水道事業) 2,629万9,602円
 財務会計システム用サーバー(一式)
 (水道・下水道事業) 765万5,928円
 IT資産管理システム(1台) 737万円

○料金サービス課

1 所掌事務

水道料金、下水道使用料、再生水料金、給水装置、指定給水装置工事事業者、量水器の維持管理、貯水槽水道の管理に関する指導、助言及び勧告並び

に情報提供、下水道使用の開始受付、排水設備工事、排水設備指定工事店及び責任技術者、事業場から下水道に排除される水の水質管理、下水道接続の普及指導、水洗便所改造等の補助及び資金貸付けに関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの

水道料金(現年度分)	12 億 5,543 万 9,449 円
水道料金(滞納繰越分)	1,620 万 2,794 円
下水道使用料(現年度分)	6 億 9,405 万 3,841 円
下水道使用料(滞納繰越分)	876 万 9,045 円
再生水売却収益(現年度分)	1,532 万 3,540 円

(2) 負担金、補助金及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

公共下水道汚水処理負担金	18 億 1,721 万 2,106 円
再生水利用負担金	5,044 万 9,713 円
浦添市前田地区徴収事務負担金	80 万 9,136 円

イ 補助金

水洗便所改造等設置補助金	365 万 6,142 円
--------------	---------------

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市上下水道局お客様センター業務委託	1 億 6,829 万 8,560 円
水道料金等コンビニ収納代行業務委託	1,484 万 9,498 円
平成 28 年度量水器取替業務委託	884 万 6,538 円

(2) 賃借料の契約

営業用自動車共通チケット使用(水道事業)	14 万 9,820 円
営業用自動車共通チケット使用(下水道事業)	5 万 3,830 円

(3) 修繕費の契約の主なもの

料金システムサーバーUPSバッテリー交換	14 万 9,040 円
平成 28 年度カレンダー電池の交換(4 個)	6 万 480 円
車検	3 万 9,791 円

4 財産の管理状況

(1) 債権

水洗便所改造等資金貸付金	548 万 4,900 円
--------------	---------------

(2) 物品

ア 備品 411 品(那覇市上下水道備品管理規程による備品)

イ 車両運搬具 7 台

車両運搬具の主なもの

貨物自動車	105 万 1,430 円
軽貨物車	92 万 1,100 円
軽貨物車	77 万 209 円

ウ 工具器具及び備品 87 品

工具器具及び備品の主なもの

レーザープリンター(1台)	960万円
料金システムサーバー(一式)	657万円
ハンディターミナル(10台)	500万円

○配水管理課

1 所掌事務

配水の調査・計画及び操作、受水、水質試験及び水質検査、配水ポンプ場及び配水池の維持管理、漏水防止の計画及び実施、漏水防止の啓発、給水管・送水管・配水管及びこれらの附属設備の機能を維持・管理するための調査・設計及び施工監理、管理図面の作成及び原図管理、給水管・送水管・配水管及びこれらの附属設備の修繕に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金

他会計負担金	621万9,000円
補償金	96万9,840円
雑収益	14万8,489円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

平成28年度企業局施設用地(借地)の土地賃借料	7万4,032円
無線技師資格取得講習会出席負担金	2万5,870円
電波利用料の納付	2万4,400円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

水道管緊急修繕工事及び保安業務(5件)	4,272万3,720円
平成28年度上水道施設運転監視業務委託	3,888万円
平成28年度漏水調査業務委託(2件)	1,284万1,200円

(2) 工事及び設計委託契約

平成28年度石嶺市営住宅地内送配水管移設工事	1,752万3,000円
------------------------	--------------

(3) 賃借料の契約の主なもの

土地賃借料(新川配水池用地)	376万1,185円
土地賃借料(豊見城配水池)	120万円
土地賃借料	6万3,432円

(4) 修繕費の契約の主なもの

水道管緊急修繕工事及び保安業務(5件)	1億9,018万2,816円
平成28年度石嶺市営住宅地内送配水管移設工事	1,935万9,000円
平成28年度水位調整弁整備工事	1,166万170円

4 財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

安里配水池	1 万 998.00 m ² (うち、貸付等 22.00 m ²)
泊配水池	1 万 299.00 m ² (うち、貸付等 1,356.73 m ²)
赤嶺配水池	4,089.00 m ² (うち、貸付等 0.14 m ²)

(2) 建物の主なもの

豊見城ポンプ場	998.59 m ²
石嶺ポンプ場	815.72 m ²
垣花ポンプ場	610.04 m ²

(3) 物品

ア 備品 445 品(那覇市上下水道備品管理規程による備品)

イ 車両運搬具 13 台

車両運搬具の主なもの

給水車	1,170 万円
貨物車	203 万 6,810 円
貨物車	187 万 1,083 円

ウ 工具器具及び備品 120 品

工具器具及び備品の主なもの

マッピングシステム(データ)(一式)	9,411 万 2,826 円
業務無線アンテナ鉄塔	494 万 6,780 円
業務無線基地局設備	329 万 7,853 円

○水道工務課

1 所掌事務

水道施設工事の調査及び計画、設計及び施行監理に関する事務

2 予算の執行状況

(1) 未収金

他会計負担金 645 万円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金

「第3級陸上特殊無線技士養成課程」講習会出席負担金

5 万 1,740 円

公共調達・公共工事と会計検査講習会出席負担金

1 万 2,200 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約

設計積算システムソフトウェア保守業務委託 49 万 6,800 円

平成 28 年度豊見城配水池用地買収に係る

土地鑑定評価業務委託(その2)	25万5,960円
平成28年度豊見城配水池用地買収に係る 土地鑑定評価業務委託(その1)	19万4,400円
(2) 工事及び設計委託契約の主なもの	
平成27年度垣花ポンプ場電気計装設備 工事(繰越)	1億2,509万6,400円
平成27年度垣花ポンプ場機械設備工事 (繰越)	9,272万8,800円
平成28年度那覇糸満線配水管布設替工事 (その1)	7,889万4,000円
(3) 賃借料の契約	
パソコン関連機器及び図面用複写機賃借料	53万1,360円
タクシー賃借料	5万6,530円
(4) 修繕費の契約	
車検	5万1,123円
車両修理代(4台)	4万5,774円

4 財産の管理状況

(1) 物品

ア 備品 178品(那覇市上下水道局備品管理規程による備品)	
イ 車両運搬具 4台	
車両運搬具の主なもの	
貨物自動車	172万円
貨物車	112万3,650円
軽貨物車	83万1,400円
ウ 工具器具及び備品 32品	
工具器具及び備品の主なもの	
設計積算CADシステム	690万1,200円
車載用無線機(固定式)	50万5,873円
スライド式書棚	39万円

○下水道課

1 所掌事務

下水道施設の維持管理、下水道の災害復旧工事、下水道敷の占用許可等、流域関連公共下水道水量及び水質調査、下水道施設管理上の調整・指導等、下水道の供用開始、法定外公共物、那覇市雨水対策協議会、河川の協議、下水道の事業計画及び認可申請、下水道の設計及び施工監理、再生水事業の施設の設計及び施工監理に関する事務

2 予算の執行状況

(1) 未収金

その他特別利益	47万6,342円
---------	-----------

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

平成 27 年度農連市場地区防災街区整備事業 負担金	4,500 万 7,080 円
石嶺 1 号橋改築事業負担金(繰越)	2,353 万 1,000 円
平成 27 年度農連市場地区防災街区整備事業 負担金(繰越)	708 万 1,320 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

平成 28 年度公共下水道維持管理業務委託 (その 2)	4,082 万 4,000 円
平成 28 年度公共下水道維持管理業務委託 (その 1)	4,065 万 1,200 円
平成 28 年度排水路維持管理業務委託	1,814 万 4,000 円

(2) 工事及び設計委託契約の主なもの

平成 27 年度 12 工区樋川地内公共下水道 工事	1 億 1,389 万 7,880 円
平成 27 年度石嶺線公共下水道移設工事 (その 2)(繰越)	1 億 1,107 万 4,760 円

平成 28 年度 9 工区泊地内公共下水道工事	8,245 万 8,000 円
-------------------------	-----------------

(3) 賃借料の契約

タクシー賃借料	84 万 930 円
雨水維持管理用自動車賃貸料	67 万 7,880 円

(4) 修繕費の契約の主なもの

平成 28 年度 2 工区ハーゲラ川幹線安全対策工事	8,964 万円
平成 28 年度 1 工区ハーゲラ川幹線安全対策工事	6,893 万 6,400 円
平成 28 年度 2 工区公共下水道修繕工事	2,409 万 4,800 円

(5) 補償、補填及び賠償金の契約

ア 補償金

公共下水道事業(物件 4 件)	4,251 万 5,100 円
公共下水道事業(移設 16 件)	2,361 万 5,540 円
公共下水道事業(移設 3 件)	16 万 3,120 円

イ 賠償金

下水道損害賠償費用	73 万 4,303 円
-----------	--------------

4 財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

具志汚水中継ポンプ場用地	1,300.34 m ²
赤嶺汚水中継ポンプ場用地	1,260.01 m ²
雨水調整池(石嶺)	1,267.60 m ²

(2) 建物の主なもの

具志汚水中継ポンプ場	450.16 m ²
赤嶺汚水中継ポンプ場(ポンプ棟)	270.56 m ²

古波蔵雨水ポンプ場 80.36 m²

(3) 物品

ア 備品 276品(那覇市上下水道局備品管理規程による備品)	
イ 車両運搬具 3台	
貨物自動車	174万3,680円
貨物車	139万円
軽自動車	84万2,593円
ウ 工具器具及び備品 51品	
工具器具及び備品の主なもの	
下水道情報管理システム(追加ライセンス)	296万3,229円
下水道情報管理システム用サーバー(一式)	278万8,000円
再生水説明板	87万円

監査委員事務局

1 所掌事務

監査に関する基礎資料の収集整理、監査事務の企画運営、外部監査、公文書の公開又は非公開、人事、公印の管守、例規の制定改廃、物品の出納保管、文書の收受・発送、その他事務局の庶務に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

全国都市監査委員会会費	8万9,000円
九州各市監査委員会負担金	3万6,000円
沖縄県都市監査委員会負担金	4,000円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約

平成28年度工事技術調査業務 35万7,000円

(2) 使用料及び賃借料の契約

デジタル複合機賃貸借及び保守業務	21万5,559円
タクシー使用料	4万6,680円

4 財産の管理状況

(1) 物品

備品 132品(うち、重要備品なし)

福祉事務所長訓令

那覇市福祉事務所長訓令第 1 号

平成 30 年 2 月 7 日

公 表 済

那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市福祉事務所長 長 嶺 達 也

那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令

那覇市福祉事務所事務専決規程(平成25年福祉事務所長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(代決) 第3条 所長が決裁する事項について、所長が不在のときは福祉部副部長が、福祉部副部長も不在のときは主務の課長が代決する。ただし、保護管理課、保護第一課及び保護第二課の所管する事務については参事が、参事も不在のときは主務の課長が代決する。 2～3 [略]	(代決) 第3条 所長が決裁する事項について、所長が不在のときは福祉部副部長が、福祉部副部長も不在のときは主務の課長が代決する。ただし、保護管理課、保護第一課、 <u>保護第二課及び保護第三課</u> の所管する事務については参事が、参事も不在のときは主務の課長が代決する。 2～3 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成30年2月7日から施行する。